

令和5年 第2回定例会

青木村議会会議録

令和5年6月8日 開会

令和5年6月15日 閉会

青木村議会

令和5年第2回青木村議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月8日)

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○議事録署名議員の指名	3
○会期決定	3
○村長挨拶	4
○報告第1号の上程、説明	1 1
○報告第2号の上程、説明	3 7
○報告第3号の上程、説明	4 0
○議案第1号の上程、説明	4 1
○議案第2号の上程、説明	4 2
○議案第3号の上程、説明	4 2
○議案第4号の上程、説明	4 3
○議案第5号の上程、説明	4 3
○議案第6号の上程、説明	4 8
○陳情第1号の上程、説明	4 9
○令和4年度青木村社会福祉協議会会計補正予算(第3号)の報告	5 1
○散会の宣告	5 2

第 2 号 (6月13日)

○議事日程	5 3
○出席議員	5 3
○欠席議員	5 3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 3

○事務局職員出席者	5 4
○開議の宣告	5 5
○議事日程の報告	5 5
○一般質問	5 5
平 林 幸 一 君	5 5
松 本 淳 英 君	6 9
塩 澤 敏 樹 君	8 0
坂 井 弘 君	9 5
宮 入 隆 通 君	1 2 0
○散会の宣告	1 2 6

第 3 号 (6月15日)

○議事日程	1 2 7
○出席議員	1 2 7
○欠席議員	1 2 7
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 2 7
○事務局職員出席者	1 2 8
○開議の宣告	1 2 9
○議事日程の報告	1 2 9
○委員長審査報告	1 2 9
○報告第1号の質疑、討論、採決	1 3 0
○報告第2号の質疑、討論、採決	1 3 6
○報告第3号の質疑、討論、採決	1 3 8
○議案第1号の質疑、討論、採決	1 3 9
○議案第2号の質疑、討論、採決	1 4 2
○議案第3号の質疑、討論、採決	1 4 6
○議案第4号の質疑、討論、採決	1 4 7
○議案第5号の質疑、討論、採決	1 4 9
○議案第6号の質疑、討論、採決	1 6 4
○陳情第1号の質疑、討論、採決	1 6 4

○閉会の宣告..... 1 6 5

○署名議員..... 1 6 7

令和 5 年 6 月 8 日（木曜日）

（第 1 号）

令和5年第2回青木村議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和5年6月8日（木曜日）午前9時開会

- 日程第 1 議事録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 報告第 2号 令和4年度青木村土地開発公社事業報告について
- 日程第 5 報告第 3号 令和4年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木村一般会計）
- 日程第 6 議案第 1号 青木村名誉村民の推挙について
- 日程第 7 議案第 2号 青木村印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 3号 青木村福祉事業基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 4号 青木村農業委員会委員の選任について
- 日程第10 議案第 5号 令和5年度一般会計補正予算について
- 日程第11 議案第 6号 令和5年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第12 陳情第 1号 「青木村太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例」に対する陳情書について
- 日程第13 一般質問

出席議員（10名）

- | | | | |
|----|----------|-----|---------|
| 1番 | 松本 淳英 君 | 2番 | 塩澤 敏樹 君 |
| 3番 | 平林 幸一 君 | 4番 | 宮入 隆通 君 |
| 5番 | 坂井 弘 君 | 6番 | 松澤 正登 君 |
| 7番 | 金井 とも子 君 | 8番 | 宮下 壽章 君 |
| 9番 | 杓掛 計三 君 | 10番 | 居鶴 貞美 君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	北村政夫君	教育長	沓掛英明君
参事兼 総務企画課長	片田幸男君	商工観光移住 課長	小林利行君
住民福祉課長	小根沢義行君	会計管理者兼 税務会計課長 兼防災危機 管理監	奈良本安秀君
建設農林課長	稲垣和美君	保育園長	成沢亮子君
建設農林課 課長補佐兼 農業振興係長	上原博信君	建設農林課 課長補佐兼 上下水道係長	横沢幸哉君
総務企画課 課長補佐兼 事業推進室長	塩澤和宏君	総務企画課 企画財政係長	金井大介君
商工観光 移住課長 商工観光移 住係長	宮澤俊博君		

事務局職員出席者

事務局長	片田幸男	事務局員	小林宏記
------	------	------	------

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（松澤正登君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和5年第2回青木村議会定例会を開会いたします。

日程に移ります。

◎議事録署名議員の指名

○議長（松澤正登君） 日程第1、議事録署名議員の指名を行います。

会議規則第115条の規定により、3番、平林幸一議員、7番、金井とも子議員を指名いたします。

◎会期決定

○議長（松澤正登君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会は、先頃の議会運営委員会での決定のとおり、本日6月8日から16日までの9日間といたしたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 異議なしと認め、会期は本日から6月16日までの9日間と決定いたしました。

続いて、日程について申し上げます。

事務局より資料配付を願います。

本日は、日程第3以降、議案説明のみとし、9日は議案審査のため休会、10日、11日は休日、12日は議案審査のため休会、13日は一般質問、14日は議案審査のため休会、15日は議案審議・採決、16日は議案審議・採決の日程で行います。

◎村長挨拶

○議長（松澤正登君）　ここで、村長より挨拶があります。

村長。

○村長（北村政夫君）　皆さんおはようございます。

本日、令和5年第2回青木村議会6月定例会を招集いたしましたところ、全議員の皆様方には御出席をいただきました。また日頃より村政の運営に御理解と御支援をいただき、感謝申し上げます。

私の今期の村長任期は5月8日で2年が過ぎ、早くも折り返し点となりました。振り返りますと、コロナ禍対策に追われた2年間でしたが、その体験から得た課題を検証し、今後に生かしてコロナを正しく恐れるの姿勢で村行政に取り組んでまいります。

また、コロナに加えまして、ロシア・ウクライナ戦争、地球温暖化、子育て、人口減少、社会保障、物価高など国内外の問題が山積し、日本社会全体が大きな変化の渦中にあることを意識しつつ、村長職の後半の2年間を務めてまいります。

令和2年2月からの3年間にわたりまして、村民の皆さんの命と健康を脅かし、生活と経済に大きな影を落としてきた新型コロナウイルス感染症に対する対策方針が、3月以降大きな転換点を迎えました。感染対策の大きな柱の一つであったマスクの着用が、3月13日から個人の判断に委ねられたことに加えまして、5月8日からは新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、2類から季節性のインフルエンザと同じ5類に引き下げられました。

村民の皆さんの感染対策についての御理解と御協力によりまして、令和5年2月までの8回にわたる感染拡大の波を乗り越えることができたものと思います。ここに、改めて感謝申し上げます。

今後、感染対策につきましては、個人・事業者が判断することが基本となるとともに、今までコロナウイルスの感染対策を理由として、行政が規制・制限してきた個人の行動等も、今後は自ら主体的に考えて行動していくことが求められるようになりました。村といたしましては、今後の感染対策等につきましては、個人の判断を基本としつつも、その判断に資するよう、国・県等からの情報の提供を行ってまいります。

また、感染の再拡大を抑えるため、引き続きワクチン接種を行ってまいります。65歳以上の方及び基礎疾患を有する方を対象に5月に実施いたしました集団接種は、対象者の約75%

の方に行うことができました。引き続き、9月以降に実施予定のワクチン接種についても必要な準備を進めてまいります。

参考までに、青木村のコロナワクチンの接種率、村内の延べ接種人数は1万6,133人で今のところでございます。それから、下の段でありますけれども、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う村内の小学校・中学校及び保育園の閉鎖等の状況については、表のとおりでございますので参考に御覧ください。

新型コロナウイルス感染症が5類になったのを区切りに、これまでの村のコロナ対策について総括をいたします。

まず、国の地方創生臨時交付金を活用して実施してきましたコロナ対策事業であります。

令和2年度から令和5年度の4年間、累計で59事業、事業費にして5億6,000万円を超える大きな予算を投入し、村の方針といたしまして、コロナ禍で困っている方へできるだけ早く、そして平等にきめ細かにとという方針で実施してまいりました。

当初は感染予防や感染対策に重きをおいて、年度を追うごとにコロナで影響を受けている事業者、家計への支援へとシフトしてまいりました。今年、令和5年度も引き続きまして、子育て世帯の給食費の軽減事業、3回目の生活応援券の配布をしております。引き続き、コロナの影響は長期をわたり残るものと予想されますが、国では地方創生臨時交付金の縮小や廃止が検討されております。これまで地方創生臨時交付金で実施してきた諸事業につきまして、今後どのような対応をしていくのか、状況を見ながら判断してまいります。

新型コロナウイルス感染症は、我々の村民生活に大きな影響を与えました。コロナに翻弄され、対応に追われてと、その繰り返しの3年半だったと思います。これからも必要な対応をしつつ、コロナ対策で得た教訓をしっかりと生かした村政の運営を進めてまいります。

村の事業、夏祭りや運動会、地区のイベントの実施など、コロナ以前の状態に戻すにはそれなりの大きなエネルギーを必要としますが、たとえその形態が少し変わったとしても、村を興し、地域の元気を取り戻すためには必要不可欠なことと思ひ、関係者の協力をお願いしてまいります。

参考でありますけれども、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金事業の総括は、以下の別表のとおりでございますので、参考に御覧ください。

4ページへまいります。

過日、厚生労働省から発表された令和4年の日本人の人口動態の統計によりますと、全国の合計特殊出生率は7年連続で低下し、過去最低の1.26となりました。結婚数は微増いた

しましたが、初婚の平均年齢は夫は31.3歳、妻が29.7歳、第1子を出産した時点での女性の平均年齢は30.9歳と過去最高の水準で、晩婚化、晩産化も進んでおります。

長野県では婚姻数が減少しており、合計特殊出生率も前年より低い1.43で、低下に歯止めがかからない状況が続いております。一方、青木村の昨年度の合計特殊出生率は1.9でありました。

松野官房長官は、「少子化の進行は危機的な状況で、静かなる有事として認識すべきものであり、子ども・子育て政策は社会機能の維持にも関わる先送りできない課題」と指摘しました。

新型コロナウイルス禍を経た将来不安に加えまして、物価高、エネルギー費の高騰が家計を直撃し、先行きの不透明感が出生数や婚姻数にも影響しており、若年層の経済不安を取り除くための国における対策が急務となっております。

次に、村政の重点事項について申し上げます。

まず、国道143号青木峠バイパス事業についてでございます。

長野県上田建設事務所では、令和6年度からの坑口の工事着工を目標にしているとのことでございます。本年2月21日に開催されました地権者と地元向け説明会の後に、住民の皆さんから書面でお寄せいただきました要望事項等の意見集約内容を検討しており、トンネルの坑口周辺の詳細設計に反映した上で、これを住民の皆さんに説明する予定とのことでございます。

国からの十分な予算付けを受けまして、令和5年度におきましては環境調査、道路の詳細計画、用地測量、物件調査、用地取得、物件補償等の業務を予定しているとお聞きしております。

村といたしましても、一日も早く着工し、早期に完成しますよう、関係機関へ要望活動を行うとともに、地権者や地元の御理解が得られますよう、引き続き、県と協力してまいります。

次に、今後の情報通信サービスシステムの方針について申し上げます。

現在、村民の皆さんに村からのお知らせや緊急時の災害情報などを発信しております情報告知端末は、平成23年に供用を開始してから12年が経過いたしました。現行機種の製造は既に終了し、交換できないなどの課題がありますことから、新たなシステムの検討時期に入っております。

国が進めておりますDXやデジタル化の流れを考慮するとともに、青木村のような高齢化

が進む小さな自治体は、誰一人残さない、人に優しい情報伝達手段の構築が必要であります。今後は、現在のサービスを維持するとともに、時代に合ったサービスを追加する中で、高齢者を中心に現システムの満足度や課題を整理し、議会の皆さんと相談する中で、次のシステムへの移行準備を進めていきたいと考えております。

6月2日、株式会社竹内製作所の主催によりまして、竹内製作所青木工場の竣工式が挙行されました。

敷地面積約5ヘクタール、延べ床面積3.1ヘクタールという近隣にない大規模工場、私はこの真新しくまばゆいばかりの工場を眺めながら、念願であった選挙公約の大企業誘致がこのようすばらしい形で実現したことに万感の思いを抱き、式典に臨ませていただきました。

村にとりましてこの工場は、村産業の拡大、地域経済の底上げ、雇用や税収の増、ひいては移住関係交流人口の増による村の活性化につながる世紀のプロジェクトでございます。令和元年に工場建設の打診をいただきましてから4年間でこの工場が完成したのは、村議会、地権者、周辺住民の皆さんの御支援・御協力のおかげと感謝申し上げます。

竹内社長の挨拶の中で、村や地権者、地元区の皆さんへ工事中の協力に対するお礼の言葉が述べられました。また、「メイド・イン青木」の竹内製品がヨーロッパやアメリカで活躍するとのお話があり、大変うれしく思った次第でございます。

6月3日、「青木の森林（もり）は長沼の堤防」をテーマに千曲川上・下流住民による共同植樹会を修那羅峠付近で実施いたしました。近年、千曲川、信濃川流域の甚大な被害を受けた台風19号や熊本豪雨など、記録的な豪雨災害が毎年起きておりまして、今後も増えることが予想されます。堤防やダムなど、これまでの水害対策には限界があることから、国では流域全員が協働して流域全体で行う持続可能な流域治水へと考えを転換させてきました。長野県でも信濃川水系流域治水協議会を設置し、対策に取り組んでいるところでございます。

台風19号以降、青木村と村内ボランティア団体は、被災地であります長野市長沼地域を訪問しまして、キッチンカーによる特産タチアカネ蕎麦のふるまいを行うなど交流を重ねてまいりました。このような御縁もありまして、このたび山林が持つ保水能力を高めるなどのため、共同植樹会を企画いたしました。

今回の植樹が地域の防災、住民の安全に少しでもつながりますようお願いながら、松くい虫抵抗性アカマツ200本、しだれ桜10本を植栽いたしました。

今議会で議決をお願いしております五島慶太翁の名誉村民への推挙についてであります、

翁は東急グループの礎を築いた実業家であるとともに、教育者として次世代の育成に力を注ぐなど、その功績は極めて顕著であります。村では東急グループ各社の御支援をいただきながら、五島慶太未来創造館の建設をはじめとした翁の顕彰運動を進め、村と東急グループとのつながりは一層深まり、村の活性化にも大いに寄与しております。

そこで、村といたしましても五島慶太翁を名誉村民として推挙いたしたくお願いするものでございます。

今年は、松くい虫の被害木が多く目立っております。特に、当郷、村松、入田沢地区の南側に多いことから、既に730立米の伐倒駆除作業の契約を行い、既に作業に入っております。

景気が気になるところでございますが、5月25日付の内閣府月例経済報告によりますと、景気は穏やかに回復しているとのことでございます。

さて、3月定例会閉会後の本日までの主な行事について御報告をいたします。

4月3日青木村保育園入園式、4月6日には青木小学校入学式、青木中学校入学式が挙行されました。コロナ対策を行いながらの開催となりましたが、アットホームな雰囲気の中で子供たちの健やかな成長を願いました。

4月7日、猟友会館におきまして猟友会の22名の皆さんに青木村鳥獣被害対策実施隊任命式を行いました。農作物の被害を減らすため、銃器やわなにより有害鳥獣の駆除を実施していただきます。

4月19日、初めてとなりますが青木村戦没者追悼式を挙行いたしました。遺族会、消防団など関係者が参列し、戦争で亡くなられた方、消防団活動で殉職された方を悼み、平和や安全の誓いを新たにいたしました。

5月3日は戀渡神社例大祭でした。艶っぽい名前のこの神社は、奈良時代都から東北へ続く幹線道路東山道の沿線にあります。入奈良本地区の氏神様で、宮司の話では近隣にない立派なお社とのことでございまして、地区の皆さんがしっかり守っていただいております。

少し前までは、この時期桜が満開とのことでしたが、今年は特に暑い日が続き、既に葉桜でありました。その名前から婚活お守りを頒布しており、ご利益のあった方もいらっしゃるとのことでございます。村の成人式では、JA信州うえださんにスポンサーになっていただき、良縁を願いながら新成人の皆さんにお配りをしております。

同じく5月3日、村松中地区主催で神楽保存会の皆さんによります八十八夜祭としての神楽の奉納がありました。150年続く伝統行事で、村の無形文化財になっております。コロナ禍で4年ぶりの開催でしたが、当日は地区のたくさんの皆さんが見学に来られ、笛・太鼓の

鳴り物衆と共に初舞台の獅子の舞い手に大きな拍手を送っていました。

5月23日開催の夏まつり実行委員会で、新型コロナウイルス感染症が5類になったことから、4年ぶりに夏まつりを実施することが決定いたしました。今までと違いまして、交通安全対策という観点から国道でのパフォーマンスは取りやめ、総合グラウンドで一堂に会し、村民の皆さんによる踊りや神楽、アトラクションなどで盛り上げることになりました。

また、平和な生活や悪疫退散の願いを込めまして、花火大会も実施いたします。

さて、本議会の議案についてであります。報告事項3件、議案6件、陳情1件であります。

令和4年度3月の専決補正予算の概要について申し上げます。

一般会計第6号専決補正予算は、歳入歳出それぞれ9,730万3,000円を減額いたしまして、総額を32億112万9,000円としてお願いするものでございます。

厳しい財政運営の中ではございましたが、当初予算で歳入として計上してありました財政調整基金や土地開発基金、公共施設調整基金を取り崩すことなく例年同様に翌年度への繰越額を確保し、健全財政を確保することができました。

令和4年度3月専決補正によります一般会計の主な事業は次のとおりでございます。

まず、歳入についてであります。地方交付税3億3,603万9,000円の増、財政調整基金の取崩しをやめることによりまして2億2,550万円の減、公共施設整備基金の取崩しをやめることによりまして、1億7,000万円の減でございます。

次に歳出についてでございます。情報通信の積立て金の増500万円増、それから千曲バスの青木線、運賃定額バス負担金268万9,000円の増、松林健全化整備事業の増453万2,000円の増でございます。

続きまして、後期高齢者医療広域連合組合負担金が390万円の減でございます。

次に、令和5年4月専決補正予算の概要について申し上げます。

一般会計第1号専決の補正予算は、歳入歳出それぞれ5,466万9,000円を追加いたしまして、総額を29億4,166万9,000円としてお願いするものでございます。

早急な対応を必要としたため専決をさせていただきました。

令和5年4月の専決補正予算におきます一般会計の主な事業につきましては、まず歳入につきまして、新型コロナウイルスのワクチン接種体制確保事業1,280万4,000円でございます。

地方創生臨時交付金4,533万7,000円の増、子育て世帯生活支援特別給付金330万円の増、ワクチン接種体制の確保496万7,000円の増でございます。

続いて、歳出について申し上げます。

生活応援券の配布事業といたしまして1,275万円の増、保育園、小・中学校給食費無償化に係る給食費の値上分で188万6,000円の増、低所得子育て世帯生活支援特別給付金250万円の増、物価高騰重点支援金といたしまして1,380万円の増でございます。

また、新型コロナウイルスの接種事業の委託料といたしまして、春・秋2回分といたしまして1,280万4,000円の増でございます。

以上が専決補正予算の内容でございます。

続きまして、令和5年度6月補正予算の概要について申し上げます。

一般会計第2号補正予算は、歳入歳出それぞれ5,058万5,000円を追加いたしまして、総額29億9,225万4,000円をお願いするものでございます。

令和5年度6月補正予算におきます一般会計の主な事業は、まず歳入についてであります。が、名誉村民の故宮原毅氏の御遺志によりまして100万円の増、公共施設整備基金より繰入金といたしまして2,800万円の増、五島慶太翁顕彰事業基金よりの繰入金45万1,000円の増、前年度繰越金の増額補正で657万6,000円の増、市町村振興基金100万円の増、下奈良本の消防庫の新設工事費用へ400万円の増でございます。

次に、歳出について申し上げます。

五島慶太翁の名誉村民推挙に係ります経費の45万1,000円の増、それから、名誉村民でありました故宮原毅氏の村民葬の費用負担162万8,000円をお願いするものでございます。また、名誉村民の宮原毅氏の御遺志によりまして御寄付をいただきました。福祉事業基金へ100万円の増、それから、有乳湯でございますが温泉井戸の源泉井戸のカメラ調査や券売機の更新として135万8,000円の増、村道の当郷国道北5号線の舗装修繕工事として2,800万円の増、下奈良本区の消防庫の新設工事として400万円の増、英語検定受験料の補助金といたしまして30万円の増でございます。また、大法寺の三重塔防災施設の整備事業補助金といたしまして23万2,000円の増でございます。

以上、補正予算の内容を説明させていただきました。

詳細につきましては、教育長、担当課長から説明をいたしますので、御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松澤正登君） 村長の挨拶が終了しました。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第3、報告第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題として、提案者の説明を求めます。

なお、専決処分につきましては9項目あります。それぞれ担当別に説明することになりますので、御了承願います。

初めに、青木村税条例の一部を改正する条例について、奈良本税務会計課長、説明をお願いします。

奈良本課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） それでは、青木村税条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

青木村税条例の一部を改正する条例

令和5年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

添付をいたしました概要書により御説明申し上げますので、御了承ください。

資料の6ページをお開きをください。

この条例改正は、令和5年度の税制改正を受けましての改正でございますが、今回の税制改正においては、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるためNISAの抜本的な拡充、恒久化に向けた措置、加えて自動車重量税のエコカー減税や自動車税等の環境性能割等の見直し、租税特別措置については、それぞれの性質等に応じ、適切な適用期限を設定することとされました。

それでは、本税条例における主な改正点について申し上げます。

まず、個人住民税関係については、まず1点目として、優良住宅地の造成等に係る土地の長期譲渡所得の特例についてでございます。

長期譲渡所得のうち、優良な住宅地の供給と公的な土地取得に資すると認められている土地等の譲渡については、昭和63年度から令和5年度まで課税長期譲渡所得が2,000万円以下の場合には税率4%等とされている課税の特例について、適用期限が令和8年度まで延長されたことに伴う改正でございます。

次に、2点目として、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例についてですが、租税特別措置法第25条に定める肉用牛の売却による事業所得のうち、免税対象飼育牛に係るものについては、昭和57年度から令和6年度までの個人住民税所得割を課さないとする特例が

講じられておりますが、この適用期限を令和9年度までに延長されたことに伴う改正でございます。

次に、3点目として、森林環境税の導入に伴う改正でございます。

いわゆるパリ協定の枠組みの下で、日本における温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年度税制改正において、森林環境税及び森林環境譲与税を創設することとされ、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律及び同法施行令等の関係法令が整備されました。

この森林環境税は令和6年度から課税されますが、国内に住所を有する個人を納税義務者として課税する国税で、税率は年額1,000円となり、その賦課徴収は市町村が個人住民税と併せて行い、都道府県を經由して国の特別会計に直接払い込まれ、その収入額の全額が森林環境譲与税として市町村及び都道府県に譲与されることとなります。なお、譲与税につきましては、令和元年度から先行して譲与がされています。

この森林環境税法の施行に伴う個人住民税に係る部分の改正でございます。

次に、軽自動車税関係でございますが、まず1点目として、環境性能割の税率区分の見直しについてでございます。

環境性能割は、地方税法上2年ごとにその税率区分の見直しを行うこととされておりますが、今回の改正の考え方は、新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として、現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置くこととされています。

また、2035年、令和17年までの乗用車新車販売に占める電動車の割合を100%とする政府目標と整合させ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、税率区分の基準となる燃費基準の達成度を3年間で段階的に引き上げることとされています。なお、次回の見直しは3年後の令和8年度改正とされております。

7ページをお願いいたします。

2点目として、種別割のグリーン化特例の延長見直し等でございます。

より環境性能のよい自動車の普及を後押しする観点から、電気自動車等を取得した場合における翌年度の種別割75%軽減という現行の経過措置の適用期限を3年間延長することとされております。また、これまでの税制改正において、軽課の適用対象が電気自動車等に限定されてきた中で、唯一燃費性能による優遇が残っていた営業用乗用車、すなわちタクシー等について、適用対象車を段階的に重点化することとされています。50%軽減、25%軽減に

については、現状営業用乗用車にのみ適用されておりましたが、それぞれ令和7年度及び令和6年度の取得分までを対象とし、それ以降は延長しないことが決定されました。

次に、3点目として、特定小型原動機付自転車の車両区分創設に伴う対応についてでございます。

昨年4月に道路交通法の一部を改正する法律が成立し、その内容を踏まえて昨年末、国土交通省所管の道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令等が示されております。これにより現行の原動機付自転車から区分して、新たに特定小型原動機付自転車が定義され、軽自動車税種別割の税率については2,000円とすることが決められました。

この特定小型原動機付自動車とは、一定の要件を満たす電動キックボード等で、原動機付自転車のうち、電動機の定格出力が0.6キロワット以下、長さ1.9メートル、幅60センチメートル以下、最高速度が時速20キロメートル以下のものと定義されております。なお、新税率については、改正道路交通法等の施行日の属する年度の翌年度、つまり令和6年度分以後の種別割に適用されます。

次に、4点目として、燃費・排ガス不正行為への対応でございます。

令和4年3月以降に発覚した、一部メーカーによるトラック・バス用エンジンの燃費・排ガス試験の不正を受けまして、今回の税制改正において税制上の再発抑止策として、不正により生じた納付不足額に係る納税義務を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、納付不足額を徴収する際に加算する割合を現行の10%から35%に引き上げられたことに伴う改正でございます。

以上、青木村税条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

○議長（松澤正登君） それでは、2項目め、青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、奈良本税務会計課長、説明願います。

奈良本税務課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） それでは、青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和5年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

2ページを御覧ください。

今回の改正は、国民健康保険の被保険者間の税負担の公平性の確保及び中低所得者層の税負担の軽減を図る観点において、地方税法施行令を改正したことから、本村の国民健康保険

税の課税限度額と低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得を政令に合わせて改正する
ものでございます。

改正の内容につきましては、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を、現行の20万
円から22万円に引上げがなされることと、軽減判定所得の見直しについては、現在均等割額、
平等割額、いわゆる応益分を所得に応じて一定割合、7割、5割、2割を減額する措置を講
じているところでございますが、このうち5割軽減部分と2割軽減部分を改正するもので、
5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数等の数に乗すべき金
額を現行の28万5,000円から29万円に引き上げ、2割軽減分のその部分の金額を現行の52万
円から53万5,000円に引き上げるものでございます。

以上、青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げました。

○議長（松澤正登君） 3項目め、令和4年度青木村一般会計補正予算（第6号）について、
歳入については片田総務企画課長より一括説明をいただき、歳出については教育長及び各担
当課長よりお願いします。

片田課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） それでは、令和4年度青木村一般会計補正予算（第6
号）について御説明申し上げます。

令和4年度青木村一般会計補正予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,730万3,000円を減額し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞれ32億112万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予
算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

5ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正について御説明申し上げます。

初めに、1 追加でございますが、款7土木費、項2道路橋梁費、事業名が村道村松国道

北2号線道路改良工事用地測量で、途中まで改良済みとなっております道の駅東側の村道の先線について用地測量を予定しておりましたが、地権者との現地立会い等の調整に不測の日数を要したことから、125万4,000円を翌年度に繰越して実施するものでございます。

その下、款9教育費、項4社会教育費、青木村図書館駐車場造成工事ですが、埋蔵文化財の調査ですとか、軟弱地盤の改良等に不測の日数を要したことから908万3,000円を翌年度に繰り越して実施するものでございます。

続いて2の変更でございますけれども、款5農林水産業費、項1農地費、柿ノ木水路改良工事は、工事費の確定によりまして補正後の繰越額を7,920万1,000円に減額するものでございます。

続いて、お隣の6ページでございます。

第3表 地方債補正について御説明申し上げます。

起債の目的、地域活性化事業債、水路改修に関わるものでございますが、工事費の確定により補正前の限度額1,090万円を、補正後において930万円とするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と変更がございません。

続きまして、11ページ、12ページをお願いいたします。

2の歳入につきましては一括してご説明申し上げます。

款2地方譲与税、それから、款3の利子割交付金、款8自動車税環境性能割交付金はそれぞれ見込みより減となっております。

款9項2目1新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、頭出しの予算としておりましたけれども、29万7,000円の増となりました。

款10項1目1地方交付税ですが、3億3,604万円を追加し16億8,884万1,000円とするもので、普通交付税で3億3,603万9,000円、特別交付税で1,000円がそれぞれ見込みより増となったものでございます。

款11項1目1交通安全対策特別交付金は、令和4年度については交付がなく、皆減とするものでございます。

款12分担金及び負担金、項2負担金、目2民生費負担金は45万8,000円を減額し1,301万4,000円とするもので、保育料が見込みより減となりました。

続きまして、款13使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料は103万6,000円を増額し4,032万3,000円とするもので、節1総務使用料は村営バス運行収入、節2から次のページの節4までは情報センターに係る使用料でございますが、それぞれ見込みより増となり

ました。

目4教育使用料は40万3,000円を減額し173万7,000円とするもので、節1保健体育使用料が見込みより減、節2会館使用料は見込みより増となりました。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金は12万8,000円を追加し1億932万円とするもので、節1社会福祉費負担金が見込みより31万1,000円の増、節2児童福祉費負担金が見込みより18万3,000円の減でございます。

目2衛生費国庫負担金は2,000円を減額し1,604万6,000円とするもので、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費負担金が見込みより減となりました。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は64万6,000円を減額し1億7,226万9,000円とするもので、節1総務管理費補助金の減は、002地方創生推進交付金が事業費の確定に伴う減、003臨時交付金の増は補助裏分に関わる交付金の増でございます。

節2村営バス運行管理費補助金137万3,000円は、国の交付限度額の引上げによりまして増となりました。

節6マイナンバーカード交付事務費補助金は、事業費の減により減額となりました。

目2民生費国庫補助金は513万1,000円を減額し2,829万4,000円とするもので、節2児童福祉費補助金は001児童クラブ運営補助金が7万9,000円の増、016子育て世帯臨時特別支援事業費補助金、017同事務費補助金は実績により減額となっております。

目3衛生費国庫補助金は204万3,000円を減額し1,477万1,000円とするもので、002、004、005とそれぞれ実績に応じて見込みより減となっております。

目4土木費国庫補助金は2,000円を減額し422万3,000円とするもので、節2住宅費補助金は住宅・建築物耐震改修等事業補助金を減額し、ブロック塀撤去事業補助金が同額増額となっております。

目5教育費国庫補助金は33万6,000円を減額し238万3,000円とするもので、特別支援教育就学奨励費が見込みより増、私立幼稚園施設利用給付金が見込みより減となりました。

目6商工費国庫補助金は80万円を皆減とするもので、節1商工費補助金のU I J ターン就業・創業移住支援事業補助金が該当者がなく減額となりました。

続きまして、項3委託金、次のページへまいりまして、目1総務費委託金80万3,000円を減額し655万5,000円とするもので、節2選挙費委託金は、参議院選挙費委託金が実績により減となりました。

続きまして、款15県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金は119万4,000円を減額

し6,741万円とするもので、節1 社会福祉費負担金が15万6,000円、節2 児童福祉費負担金17万3,000円は見込みより増、節3 保険基盤安定負担金は見込みより減となったものでございます。

続いて、項2 県補助金、目1 民生費県補助金は113万7,000円を減額し1,837万1,000円とするもので、節1 社会福祉費補助金207万9,000円の減は、それぞれ実績に応じて減額となっております。

節2 児童福祉費補助金94万2,000円は、それぞれ見込みより増となりました。

目2 衛生費県補助金は36万円を減額し279万円とするもので、節1 保健衛生費補助金は一体化事業補助金が見込みより減でございます。

目3 農林水産業費県補助金は155万円を減額し4,944万2,000円とするもので、節1 農業費補助金52万6,000円の減は、多面的機能支払事業交付金が見込みより減となりました。

節2 林業費補助金102万4,000円の減は、松くい虫被害の減によるもの等実績によるものでございます。

目5 教育費県補助金は17万4,000円を減額し87万7,000円とするもので、私立幼稚園施設利用給付金が対象児童の減により減額となりました。

目6 商工費県補助金は120万円を皆減するもので、U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金の実績がなく皆減となったものでございます。

続きまして、項3 委託金、目1 総務費委託金は160万7,000円を減額し1,463万8,000円とするもので、節1、節4、節5いずれも実績により減額となりました。

続きまして、款16 財産収入、項1 財産運用収入、次のページへまいりまして、目2 利子及び配当金は396万6,000円を追加し689万7,000円とするもので、基金の運用益となりますが、債券の購入等による利息の増によりまして補正をお願いするものでございます。

続きまして、款17 項1 寄附金、目1 一般寄附金は229万6,000円を減額し、1,213万5,000円とするもので、減額の要因はふるさと応援寄附金が見込みより減となったものでございます。

款18 繰入金、項1 目1 基金繰入金は4億1,479万2,000円を減額し105万8,000円とするもので、財政調整基金、公共施設整備基金、土地開発基金等取り崩して実施をする予算組みをしておりましたが、取崩しは行わず、必要な予算は一般財源等により充当いたしました。007 森林環境譲与税基金につきましては、対象事業の増により105万8,000円の繰入れをお願いするものでございます。

続きまして、款20諸収入、項4目1雑入は26万4,000円を減額し4,061万4,000円とするもので、節3雑入は001、005が見込みより増、006、013が見込みより減となっております。

款21、項1村債につきましては、地方債補正で申し上げたとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

続いて、次のページ、19・20ページをお願いいたします。

歳出につきましては、各担当課より御説明申し上げます。

初めに、総務企画課関係でございますが、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費ですが、218万2,000円を減額し1億9,053万6,000円とするもので、節4共済費から節10事業費については、それぞれ実績に応じて減額をいたしました。

続いて、目2文書広報費ですが50万円を減額し1,497万3,000円とするもので、節10事業費の広報紙等の印刷製本費が実績により減額となったものでございます。

目3財政管理費は1,000円を追加するもので、予算書及び決算書の印刷代が見込みより増となりました。

目5財産管理費は238万5,000円を追加し6,885万2,000円とするもので、節10需用費24万3,000円の増は、庁舎の電気料が見込みより増、庁舎等の修繕料が見込みより減となりました。

節13使用料及び賃借料100万円の減は、10人乗りのワゴン車のリース期限到来によりまして、次の車両の導入を見込んでおりましたが、資材不足等により車両の調達ができなかったことにより、リース料の減が主な要因でございます。

節16公有財産購入費は実績により減額、節24積立金の415万2,000円は財政調整基金等の利子の積立金に396万7,000円、005の五島慶太翁顕彰事業基金積立金は、令和4年度中にふるさと応援寄附金をいただいた中から、翁の顕彰事業に役立ててほしいと希望があったものについて18万5,000円を基金へ積立てを行うものでございます。

続いて、目6企画費ですが、279万円を減額し2,047万5,000円とするもので、節7報償費110万円の減は、ふるさと応援寄附金の減に伴う返礼品の減額でございます。

節12委託料は169万円の減で、001委託料100万円の減は、企業人材派遣制度に伴う委託料を計上しておりましたが、令和4年度中の派遣がかなわなかったことによる減、002ふるさと寄附金に関わる委託料は実績により減額となりました。

目7諸費は244万2,000円を減額し941万1,000円とするもので、節10需用費から次のページの節18負担金補助及び交付金まで、それぞれ事業の実績に応じて減額補正とさせていただきます。

いております。

目8情報通信サービス事業費は160万円を減額し4,923万8,000円とするもので、それぞれ実績に応じて減額をしまして、節24積立金に新たに500万円を計上し基金に積み立てるものでございます。

目9地方創生プロジェクト事業費につきましては、88万6,000円を減額し1,034万3,000円とするもので、令和4年度はタチアカネを生かした取組、地域の偉人を生かした取組、工業製品を生かした取組の3本柱で事業を実施いたしました。それぞれ交付金の実績により減額をお願いするものでございます。

節12委託料の65万円の減は、長和町とのそばイベントができなかったことなど、広告宣伝に関わる委託料の減が主な要因でございます。

次のページへまいりまして、目10地方創生臨時交付金事業費は551万7,000円を減額し1億6,705万円とするもので、節7報償費100万円の減は地域消費券の実績による減、節10需用費30万円の減は感染対策の消耗品について実績により減、節11役務費は通信運搬費の郵送料と振込手数料が見込みより増、節17備品購入費は実績により30万円の減、節18負担金補助及び交付金400万円の減は、商工業者・農業者に対する支援金の実績により減額となったものでございます。

続きまして、項2村営バス運行管理費、目1運行管理費ですが141万3,000円を追加し2,482万4,000円とするもので、節10需用費112万1,000円の減は、実績によりそれぞれ減額といたしました。

節18負担金補助及び交付金は、千曲バスに支払っております運賃低減バスに係る村の負担金が増となったものでございます。令和4年度の総額は1,068万9,000円でございます。

続きまして、次の25、26ページへまいりまして、項5の選挙費、目3参議院選挙費、目4県知事選挙費は、それぞれ実績に伴う減額となっております。目7県議会選挙費は18万5,000円の増で、こちらも実績に応じて補正をお願いしております。

37、38ページをお願いいたします。

下段のほうになりますけれども、款8項1消防費目2非常備消防費は、654万4,000円を減額し2,358万2,000円とするもので、節1報酬100万円の減は、これまで各部へお支払いしていた団員報酬を、令和4年度から各個人の口座へ振り込むこととしたことによりまして、活動の実情に近い支払額になり、総額が減となりました。

節3職員手当等50万円の減は団員の出勤手当で、出勤回数等により見込みより減となりま

した。

節7報償費70万円の減は、退職団員の報奨金で10名を見込んでおりましたが、実際には7名となり減額となりました。

節10需用費387万5,000円の減は、主に消耗品費の減でございますが、活動服、はっぴ、防寒着等の購入実績や操法大会の中止等によりまして減額となりました。

次のページへまいりまして、目3消防施設費は143万円を減額し484万6,000円とするもので、節10需用費の修繕料40万円の減は見込みより減、節17備品購入費につきましても操法大会の中止等によるホース購入の減、消火栓格納箱については実績がなく計103万円の減となりました。

続いて、45、46ページをお願いいたします。

款11項1公債費、目1元金、目2利子ともそれぞれ見込みより減となりました。

47ページ以降の給与費明細表につきましては、人件費に係る部分の今回の補正の内容を反映させたものでございますので、説明は省略させていただきます。

以上、令和4年度青木村一般会計補正予算（第6号）について、歳入全般と歳出については総務企画課関係について御説明いたしました。

○議長（松澤正登君） それでは、住民福祉課関係の歳出について、小根沢住民福祉課長お願いいたします。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、住民福祉課関係について御説明申し上げます。

23、24ページをお願いいたします。

款2総務費、項4戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費を7万8,000円減額し3,103万円とするもので、節18負担金補助および交付金7万8,000円の減は、上田人権擁護委員協議会の研修会がコロナウイルスの影響で中止になったことにより負担金の減によるものでございます。

25、26ページをお願いいたします。

目2マイナンバーカード交付事務費を117万8,000円減額し184万1,000円とするもので、節10需用費2万5,000円の減は消耗品費の見込みよりの減、節11役務費19万円の減は郵送料等の減、節17備品購入費96万3,000円の減はマイナンバーカードの券面に印刷を行うプリンターの購入費用の減によるものでございます。

27、28ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費を116万3,000円追加し8,272万1,000

円とするもので、節27繰出金196万3,000円の増は、国庫特別会計への繰出金の見込みよりの増でございます。

目2障害者福祉費は金額の増減はございませんが、財源の振替でございます。

目3老人福祉費を988万7,000円減額し2億3,981万3,000円とするもので、節10需用費100万円の減はくつろぎの湯の燃料費の見込みよりの減、節18負担金補助及び交付金390万円の減は後期高齢者医療広域連合への負担金の見込みよりの減、節19扶助費120万円の減は生活管理指導短期宿泊事業の見込みよりの減、節27繰出金378万7,000円の減は、介護保険特別会計及び後期高齢者特別会計への繰出金の見込みよりの減によるものでございます。

目4地域包括支援センター費を24万5,000円減額し2,742万8,000円とするもので、節1報酬11万9,000円の増は会計年度任用職員の報酬の見込みよりの増、節12委託料36万4,000円の減は介護予防サービス計画委託料の見込みよりの増、介護予防ケアマネジメント委託料の見込みよりの減によるものでございます。

目17生活困窮世帯緊急支援金を203万円減額し427万円とするもので、節12委託料122万円の減はシステム改修費用の見込みよりの減、節18負担金補助及び交付金81万円の減は支援金の見込みよりの減によるものでございます。

続きまして、29、30ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目2児童措置費を162万5,000円減額し7,049万6,000円とするもので、節19扶助費200万7,000円の減は児童手当の見込みよりの減、乳幼児・児童医療給付費の見込みよりの増、節22償還金利子及び割引料38万2,000円の増は国庫負担金返納金の見込みよりの増によるものでございます。

目10価格高騰緊急支援給付金を521万円減額し2,029万円とするもので、節12委託料96万円の減はシステム改修費用の見込みよりの減、節18負担金補助及び交付金425万円の減は給付金の見込みよりの減によるものでございます。

31、32ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費を401万円減額し5,813万9,000円とするもので、節1報酬25万円の減は会計年度任用職員の報酬の見込みよりの減、節7報償費の13万円の減は健康教室等の講師の報償費の見込みよりの減、節11役務費17万円の減は郵送料等の見込みよりの減、節12委託料346万円の減は胃健診、肺がん健診、婦人健診等各種健診の見込みよりの減によるものでございます。

目2予防費を135万円減額し1,260万6,000円とするもので、節12委託料78万円の減は予防

接種費用の見込みよりの減によるもの、節18負担金補助及び交付金の57万円の減はインフルエンザ予防接種費用補助金の見込みよりの減によるものでございます。

目3環境衛生費を88万円減額し950万9,000円にするもので、節12委託料88万円の減は特定外来種調査駆除委託料等の見込みよりの減によるものでございます。

目4新型コロナウイルス予防接種事業費を123万6,000円減額し、2,494万7,000円とするもので、節1報酬39万4,000円の減は会計年度任用職員の見込みよりの減、節3職員手当84万円の減は職員超勤手当等の見込みよりの減、節12委託料2,000円の減はワクチン接種委託料の見込みよりの減によるものでございます。

目5高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業費を72万円減額し123万1,000円とするもので、節1報酬の48万円の減は、会計年度任用職員の減、節10需用費7万円の減は消耗品費等の見込みよりの減、節12委託料17万円の減は介護予防教室等の見込みよりの減によるものでございます。

項2清掃費、目1塵芥処理費を214万円減額し3,976万2,000円とするもので、節12委託料59万円の減は燃やせないごみ処理業務委託料の見込みよりの減によるものでございます。

33、34ページをお願いいたします。

節18負担金補助及び交付金155万円の減はごみ処理負担金広域化推進費負担金の減、焼却灰処理リサイクル事業負担金の減でございます。

目2し尿処理費を79万円減額し1,101万1,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金の79万円の減はし尿処理施設運営経費負担金の見込みよりの減によるものでございます。

以上、住民福祉課関係の令和4年度一般会計補正予算の専決分について御説明いたしました。

○議長（松澤正登君） 次に、建設農林課関係の歳出について稲垣建設農林課長、お願いします。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、建設農林課関係について御説明申し上げます。

33ページをお願いいたします。

款5農林水産業費、項1農業費、目2農業総務費8万2,000円を追加し、3,235万7,000円とするもので、節1報酬は会計年度任用職員について見込みより増でございます。

目3農業振興費356万円を減額し4,045万2,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金009生産調整推進協力タチアカネ補助金265万3,000円の減は実績による減額、012獣害予防施設設置事業補助金79万円の減は設置利用者が見込みより減、003多面的機能支払交付金

11万7,000円の減は対象面積が減ったことにより減額補正いたしました。

目5農地費781万4,000円を減額し、1億2,183万5,000円とするもので、節14工事請負費は柿ノ木水路切り回し敷設工事700万円の減は見込みより減、節16公有財産購入費81万4,000円の減は柿ノ木水路切り回し用地の土地購入費として予算計上していましたが、民間企業が土地を一括取得した後に、既設水路との交換が見込まれ調整に時間を要することから令和4年度予算から減額させていただくものでございます。

項2林業費、目1林業総務費1,000円を減額し44万6,000円とするもので、節24積立金では森林環境譲与税を活用した事業を基金取崩しにより実施したため、当初予算で頭出し計上していた1,000円を減額するものでございます。

目2林業振興費627万7,000円を減額し6,406万6,000円とするもので、節12委託料001松林健全化推進事業（伐倒駆除）136万7,000円の減は見込みより減、002松林保全健全化整備事業委託料453万2,000円の増は補助金の追加配分による占用料の増、001村単森林造成事業62万1,000円の減は見込みより減でございます。

節13使用料及び賃借料50万7,000円の減と、節15原材料費48万5,000円の減は機械借上料と林道補修材料について、いずれも見込みより減でございます。

節18負担金補助及び交付金782万9,000円の減は、002上田地域林務行政連絡協議会負担金62万2,000円の減と002森林造成事業補助金381万8,000円の減は、いずれも事業実績の確定により見込みより減となったものでございます。

35ページをお願いいたします。

003樹種転換事業33万9,000円の減は、事業実績の確定により減額するものでございます。

款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費33万円を減額し2,151万1,000円とするもので、節12委託料33万円の減は、道路台帳修正委託料について見込みより減でございます。

37ページをお願いいたします。

項2道路橋梁費、目1道路維持費383万3,000円を減額し4,347万7,000円とするもので、節1報酬8万7,000円の増と、節12委託料11万円の増は見込みより除雪出動日数が増えたことによる増、節13使用料及び賃借料143万円の減と節15原材料費200万円の減は、事業実績の確定により減額するものでございます。

節16公有財産購入費30万円の減と節21補償補填及び賠償金30万円の減は、中村地区の村道湯ノ入線と村道湯ノ入南線の交点になるT字路の改良工事につきまして、地権者との調整及び設計内容の検討に時間を要したため削減し、令和5年度に実施するものでございます。

目2道路新設改良費24万2,000円を減額し1億4,576万9,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金15万8,000円の増は、杣掛地区湯原の急傾斜地崩落対策事業の県負担金について事業量が増となったことによる増額、節21補償補填及び賠償金40万円の減は、村道当郷国道北3号線の道路用地確保に伴う留保交渉について令和5年度対応とするため減額いたしました。

目3橋梁維持費33万円を減額し677万円とするもので、節10需用費33万円の減は、事業実績の確定により減額するものでございます。

以上、建設農林課関係についての歳出について御説明いたしました。

○議長（松澤正登君） 商工観光移住課関係の歳出について、小林商工観光移住課長お願いします。

課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） それでは、商工観光移住課関係について御説明申し上げます。

35ページ、36ページをお願いします。

款6商工費、項1商工費、目3観光費は特定財源の財源振替によるものです。

目5移住定住促進費は820万円を減額し1,274万3,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金、001定住促進応援補助金、003U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金について、それぞれ実績に合わせ減額とさせていただきました。

おめくりいただきまして37ページ、38ページをお願いします。

款7土木費、項3住宅費、目1住宅管理費は特定財源の財源振替によるものです。

以上、商工観光移住課関係歳出について御説明いたしました。

○議長（松澤正登君） 保育園関係の歳出について、成沢保育園長、お願いします。

園長。

○保育園長（成沢亮子君） 保育園関係について御説明いたします。

まず、歳入12ページをお願いします。

款12分担金及び負担金、項2負担金、目2民生費負担金、節2児童福祉費負担金、001保育料ですが、45万8,000円を減額して736万6,000円を690万8,000円とするものです。これは実績により、見込みよりも減となったものです。

同じく歳入16ページをお願いします。

款15県支出金、項2県補助金、目1民生費補助金、節02児童福祉費補助金、011第3子以

降の保育料減免事業補助金 3 万円を追加して、14万4,000円を17万4,000円とするものです。これは6月からの途中入所児が減免の対象者であったことから、交付額変更となったものです。

この2点を踏まえて、歳出について御説明いたします。

29ページをお願いします。

款3民生費、項2児童福祉費、目4保育所費について、歳出1億4,647万4,000円の、増減はございませんが、今御説明しました第3子以降の保育料減免事業補助金と保育料減額により財源内訳が変わっています。

以上、保育園関係について御説明いたしました。

○議長（松澤正登君） 次に、教育委員会関係の歳出について、沓掛教育長、お願いします。

沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 教育委員会関係についてお願いします。

29ページをお開きください。

款3民生費、項2児童福祉費、目5児童福祉施設費でございますが、49万8,000円を減額して1,551万3,000円といたしました。これは、超過勤務手当、講師謝礼、光熱水費、保険料が見込みより減になったものでございます。

続いて、39ページをお願いします。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務費でございますが、69万8,000円の減になります。これも職員共済組合負担金、社会保険料、講師謝礼、燃料費、印刷製本費、通信運搬費が見込みより減になったものでございます。

続いて、目3教育指導費でございますが、131万円の減になっております。節7報酬の減は、子育てフォーラムが信州教育の日になったため、講師謝礼が必要なくなったことによりです。

節18負担金補助及び交付金の減は、上田市の幼稚園等に行っている幼児の人数が少なくなったことによる減であります。

節19扶助費の減は、準要保護等児童就学援助費の減によりますが、これは、該当児童生徒数が見込みより減になったことによりです。

続きまして、款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費でございますが、313万円を減額してあります。職員手当共済費、需用費、委託料、使用料等が見込みより減になったもので、特に説明はありません。

続いて、41ページの款9教育費、項3中学校費、目1学校管理費でございますが129万円を減額いたしました。これも小学校と同様に職員手当、共済費等が見込みより減になったものでございます。

続いて、款9教育費、項4社会教育費、目3文化会館費でございますが80万円を減額してあります。これも事業費委託料、使用料等が見込みより減になったものであります。

続いて、43ページをお願いします。

目5少年健全育成費ですが、53万円を減額してあります。これは、節7報償費と節18負担金補助及び交付金の減で、見込みより減になったというものと、コロナ禍により夏まつりや親子ふれあい教室が中止になったことによる減でございます。

目7図書館費ですが、194万6,000円の減になっております。これは、報酬、職員手当、共済費の減で、主には職員の異動による減でございます。

目8歴史文化資料館費は4万8,000円の増で、内訳は消耗品費の減とエアコンの修理費の増によるものでございます。

目9民俗資料館費は8,000円の増で、消耗品費の減と民俗資料館の裏に危険防止のフェンスを立てたことによる増になります。

目10五島慶太未来創造館費は60万円の減で、内訳は企画展ポスター費の印刷を企画推進室が対応していただいたことによる減であります。光熱水費の減は見込みより減になったことによります。

項5保健体育費、目2体育施設費でございますが157万6,000円を減額いたしました。

内訳ですが、節1報酬としては体育館管理人の報酬とプール管理人の報酬、節12の委託料、節18の補助金等が見込みより減になったものでございます。

教育費は以上でございます。

○議長（松澤正登君） 説明終了いたしました。

それでは、ここで暫時休憩をしたいと思います。

10時40分開始でお願いいたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時40分

○議長（松澤正登君） それでは、引き続き会議を再開いたします。

4項目め、令和4年度青木村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、小根沢住民福祉課長、説明願います。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お願いいたします。

令和4年度青木村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和4年度青木村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ656万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,344万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

それでは、7ページ、8ページをお願いいたします。

2 歳入

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税を485万2,000円減額し8,903万9,000円とするもので、見込みよりの減によるものでございます。

款5県支出金、項1県負担金及び補助金、目1保険給付費交付金を1,180万円減額し4億2,658万3,000円とするもので、保険給付費交付金の見込みよりの減によるものでございます。

款6繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は金額の増減はございませんが、節間で2万2,000円を振り替えるものでございます。

項2基金繰入金、目1基金繰入金を220万円減額しゼロ円とするもので、前年度繰越金の見込みより減によるものでございます。

款7繰越金、項1繰越金、目1繰越金を1,228万4,000円追加し2,328万4,000円とするもので、前年度繰越金の見込みより増によるものでございます。

続きまして、9ページ、10ページをお願いいたします。

3 歳出

款2保険給付費、項1療養給付費、目1一般被保険者療養給付費を698万円減額し3億6,065万2,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金698万円の減は、診療報酬給付費

の見込みよりの減によるものでございます。

目 2 一般被保険者療養費を29万円減額し365万7,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金29万円の減は、療養支給費の見込みよりの減によるものでございます。

項 2 高額療養費、目 1 一般被保険者高額療養費を428万円減額し5,284万円とするもので、節18負担金補助及び交付金428万円の減は、高額療養費の見込みより減によるものでございます。

目 2 一般被保険者高額介護合算療養費を25万円減額し5万円とするもので、節18負担金補助及び交付金25万円の減は、高額介護合算療養費の見込みより減によるものでございます。

項 4 出産育児諸費、目 1 出産育児一時金を81万8,000円追加し165万9,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金81万8,000円の増は、出産育児一時金の見込みより増によるものでございます。

項 8 傷病諸費、目 1 傷病手当金を2万4,000円追加し2万5,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金2万4,000円の増は、傷病手当負担金の見込みより増によるものでございます。

款 5 諸支出金、項 1 償還金及び還付金加算金、目 3 保険給付費等交付金償還金を428万5,000円追加し428万6,000円とするもので、節22償還金利子及び割引料428万5,000円の増は、概算払いされた県負担金等の償還金の見込みより増によるものでございます。

続きまして、11、12ページお願いいたします。

目 4 その他償還金を10万5,000円追加し10万6,000円とするもので、節22償還金利子及び割引料10万5,000円の増は実績によるものでございます。

以上、令和4年度国民健康保険特別会計補正予算専決分について御説明いたしました。

○議長（松澤正登君） 5項目め、令和4年度青木村別荘事業特別会計補正予算（第2号）について、小林商工観光移住課長、説明願います。

小林課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 令和4年度青木村別荘事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

令和4年度青木村別荘事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ152万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,082万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月31日。地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

7ページ、8ページをお願いします。

2 歳入について御説明申し上げます。

款1財産収入、項1財産売払収入、目1不動産売払収入は実績により減額とさせていただきました。

款2項1目1繰越金は77万6,000円を追加し141万3,000円とするもので、節1前年度繰越金が見込みより増でございます。

款3項1目1別荘管理収入は75万9,000円を追加し1,547万5,000円とするもので、節1別荘管理収入の現年度分が見込みより増でございます。

款4項1目1雑入は1万1,000円を減額し1万円とするもので、テニスコート使用料等の実績から減額とするものでございます。

9ページ、10ページをお願いします。

3 歳出について御説明申し上げます。

款1事業費、項1別荘事業費、目1別荘事業費について172万3,000円を追加し2,082万6,000円とするもので、節1報酬から節4共済費までそれぞれ実績に基づきまして減額をしております。

節10需用費、006修繕料、001道路等補修49万6,000円は、別荘地内の案内看板の塗替えに23万4,000円、管理事務所屋根塗裝修繕工事に26万2,000円の増となっています。

節11役務費から節13使用料及び賃借料まで、それぞれ実績に基づきまして減額をいたしました。

11ページ、12ページをお願いいたします。

節14工事請負費、002村単工事費は調整池の堆積土の除去工事に係るもので増額いたしました。

飛びまして、節24積立金は別荘基金へ229万円余の積立てを行うもの、節26公課費は消費税納付金の実績から31万1,000円をそれぞれ増額とさせていただきました。

節15原材料費、節17備品購入費、款2事業費、項1目1予備費はそれぞれ実績から減額とさせていただきました。

以上、令和4年度青木村別荘事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

した。

○議長（松澤正登君） 6項目め、令和4年度青木村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、小根沢住民福祉課長、説明願います。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お願いいたします。

令和4年度青木村介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和4年度青木村介護保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ278万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,799万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

それでは、7ページ、8ページをお願いいたします。

2 歳入

款1 保険料、項1 介護保険料、目1 第1号被保険者保険料を720万円減額し、1億957万4,000円とするもので、節1 現年度分特別徴収保険料、節2 現年度分普通徴収保険料いずれも見込みより減によるものでございます。

款3 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金を570万9,000円追加し9,074万2,000円とするもので、介護給付費負担金の見込みより増によるものでございます。

項2 国庫補助金、目1 調整交付金を341万4,000円減額し3,351万8,000円とするもので、調整交付金の見込みより減によるものでございます。

目2 地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業を75万2,000円追加し402万7,000円とするもので、介護予防事業の見込みより増によるものです。

目3 地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援を5万1,000円追加し85万5,000円とするもので、見込みより増によるものでございます。

款4 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金を23万6,000円減額し1億3,307万4,000円とするもので、介護給付費交付金の見込みより減によるものです。

目2 地域支援事業交付金を53万2,000円減額し388万9,000円とするもので、介護予防事業の見込みより減によるものでございます。

款5 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費負担金を194万円減額し7,349万3,000円と

するもので、介護給付費負担金の見込みより減によるものでございます。

項3 県補助金、目1 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）を24万6,000円減額し180万1,000円とするもので、介護予防事業分の見込みより減によるものでございます。

目2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援）を2万6,000円追加し42万8,000円とするもので、見込みより増によるものでございます。

款6 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 介護給付費繰入金を6万3,000円追加し6,178万1,000円とするもので、見込みより増によるものでございます。

目2 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）を24万6,000円減額し180万1,000円とするもので、見込みより減によるものでございます。

目3 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援）を2万6,000円追加し42万8,000円とするもので、見込みより増によるものでございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

目4 その他一般会計繰入金を214万3,000円減額し1,885万9,000円とするもので、見込みより減によるものでございます。

目5 低所得者保険料軽減繰入金を54万3,000円追加し617万4,000円とするもので、見込みより増によるものでございます。

款7 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金を600万6,000円を追加し600万7,000円とするもので、前年度繰越金の見込みより増によるものでございます。

11、12ページをお願いいたします。

3 歳出

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費を4万5,000円追加し275万9,000円とするもので、節10需用費4万5,000円の増は消耗品費の増によるものでございます。

項2 介護認定審査会費、目1 認定審査会共同設置等負担金を66万6,000円減額し、949万8,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金66万6,000円の減は、介護認定審査会の広域連合負担金の見込みより減によるものでございます。

項3 趣旨普及費、目1 趣旨普及費を8,000円追加し2万8,000円とするもので、節10需用費の見込みより増によるものでございます。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費を943万9,000円減額し4億5,526万5,000円とするもので、目1 居宅介護サービス給付費、見込みより150万円の減で1億7,674万4,000円

とするもの。

目3 地域密着型介護サービス給付費、見込みより75万5,000円の増で2,924万8,000円とするもの。

続きまして、13、14ページをお願いいたします。

目5 施設介護サービス給付費、見込みより960万1,000円減で2億2,740万5,000円とするもの。

目9 居宅介護サービス計画給付費、見込みより90万7,000円増で2,114万4,000円とするものがございます。

項2 介護予防サービス等諸費を192万2,000円追加し1,385万6,000円とするもので、目1 介護予防サービス給付費、見込みより188万7,000円の増で1,097万3,000円とするもの。

続きまして、15、16ページをお願いいたします。

目7 介護予防サービス計画給付費、見込みより3万5,000円増で233万9,000円とするものがございます。

項4 高額介護サービス等費、目1 高額介護サービス費を200万円減額し969万7,000円とするもので見込みより減によるものがございます。

項5 特定入所者介護サービス等費、目1 特定入所者介護サービス費を400万円減額し1,650万5,000円とするもので、見込みより減によるものがございます。

款5 地域支援事業。

17、18ページをお願いいたします。

項1 介護予防・生活支援サービス事業費、目1 介護予防・生活支援サービス事業費（第1号訪問・通所・生活支援事業）を17万円追加し1,576万円とするもので、介護予防・生活支援事業の見込みの増によるものがございます。

目2 介護予防ケアマネジメント事業費を39万9,000円減額し118万5,000円とするもので、節12委託料39万9,000円の減は、介護予防ケアマネジメント事業の見込みよりの減によるものがございます。

目3 その他諸費を8,000円追加し5万3,000円とするもので、節11役務費8,000円の増は、国保連合会に支払う審査支払手数料の見込みより増によるものがございます。

項3 包括的支援事業・任意事業費、目3 包括的・継続的・ケアマネジメント支援事業費は財源振替になります。

目4 任意事業費を5万6,000円追加し767万4,000円とするもので、節12委託料2万8,000

円の増は、緊急通報設置事業、介護予防・地域支え合い事業の見込みよりの増、節18負担金補助及び交付金2万8,000円の増は、紙おむつ補助金の見込みより増によるものでございます。

款6諸支出金、19、20ページをお願いいたします。

項1償還金及び還付加算金、目1第1号被保険者保険料還付金を5,000円追加し6,000円とするもので、節22償還金利子及び割引料5,000円の増は、保険料還付金の見込みより増によるものでございます。

目2償還金1,150万9,000円追加し1,151万円とするもので、節22償還金利子及び割引料1,150万9,000円の増は、過年度返還金の見込みよりの増によるものでございます。

以上、令和4年度介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたしました。

○議長（松澤正登君） 7項目め、令和4年度青木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、小根沢住民福祉課長、説明願います。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、御説明申し上げます。

令和4年度青木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和4年度青木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ35万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,714万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

それでは、7ページ、8ページをお願いいたします。

2 歳入

款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料を121万2,000円減額し3,401万3,000円とし、目2普通徴収保険料を268万8,000円を追加し1,778万5,000円とするもので、ともに実績によるものでございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1保険基盤安定繰入金を203万1,000円減額し1,514万2,000円とするもので、見込みより減によるものでございます。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金を20万5,000円追加し20万6,000円とするもので、

見込みより増によるものでございます。

続きまして、9ページ、10ページをお願いいたします。

3 歳出

款1 後期高齢者医療広域連合納付金、項1 後期高齢者医療広域連合納付金、目1 後期高齢者医療広域連合納付金を36万円減額して6,713万6,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金36万円の減は、後期高齢者医療広域連合負担金の見込みより減によるものでございます。

款2 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目1 保険料還付金を1万円追加し1万1,000円とするもので、節22償還金利子及び割引料1万円の増は、保険料還付金の見込みよりの増によるものでございます。

以上、令和4年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたしました。

○議長（松澤正登君） 8項目め、令和4年度青木村簡易水道事業会計補正予算（第3号）について、稲垣建設農林課長、説明願います。

稲垣農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、令和4年度青木村簡易水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第1条 令和4年度青木村簡易水道事業会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

第2条 令和4年度青木村簡易水道事業会計予算（以下、「予算」という。）第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,476万8,000円は、損益勘定留保資金2,621万9,000円、消費税及び地方消費税資本的調整額854万9,000円で補填するものとする」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,173万円は、損益勘定留保資金3,254万8,000円、消費税及び地方消費税資本的調整額918万2,000円で補填するものとする」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出

第1款資本的支出、第1項建設改良費696万2,000円を追加し1億100万2,000円とするものです。

令和5年3月31日、地方自治法第179条第1項の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

2 ページをお願いいたします。

令和4年度青木村簡易水道事業会計補正予算の内訳書になります。

款1資本的支出、項1建設改良費、目2配水施設費、節33工事請負費696万2,000円につきましては、当郷地区の国道143号道路改良工事等に伴う配水管敷設替工事について、見込みより増となったことによるものでございます。

以上、令和4年度青木村簡易水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げました。

○議長（松澤正登君） 9項目め、令和5年度青木村一般会計補正予算（第1号）について、歳入については片田総務企画課長より一括説明いただき、歳出については各担当課長よりお願いいたします。

初めに、歳入歳出総務関係について、片田総務企画課長。

総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） それでは、令和5年度青木村一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

令和5年度青木村一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,466万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億4,166万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年4月5日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

7 ページ、8 ページをお願いいたします。

2 歳入について御説明申し上げます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目2衛生費国庫負担金は1,280万4,000円を追加し1,291万円とするもので、新型コロナウイルスワクチン接種に係る国の負担金となります。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は4,533万7,000円を追加し6,078万8,000円とするもので、節1総務管理費補助金は地方創生臨時交付金で低所得世帯支援分1,552万円と推奨事業メニュー分が2,981万7,000円でございます。

目2民生費国庫補助金は330万円を追加し527万9,000円とするもので、節2児童福祉費補助金は子育て世帯支援特別給付事業補助金で、低所得者世帯への給付金と給付事務費でござ

います。

目3 衛生費国庫補助金は496万7,000円を追加し1,548万4,000円とするもので、節1 保健衛生費補助金は新型コロナウイルスワクチン接種に係る事務的な補助となっております。

款15 県支出金、項2 県補助金、目1 民生費県補助金は26万1,000円を追加し1,295万5,000円とするもので、こちらは、ひとり親世帯への給付事業ですが、給付金は直接県から該当者に支払われるため、事務費のみ26万1,000円の補助となります。

続いて款18 繰入金、項1 目1、基金繰入金は1,200万円を減額し3億880万5,000円とするもので、保小中の給食費の負担金等、財政調整基金からの繰入れにより予算組みをしておりましたが、臨時交付金が交付されることにより減額をするものでございます。

続いて、9ページ、10ページをお願いいたします。

3 歳出については、担当課ごとに御説明申し上げます。

総務企画課関係でございますが、款2 総務費、項1 総務管理費、目10 地方創生臨時交付金事業ですが、1,781万7,000円を追加し4,229万1,000円とするもので、節7 報償費1,275万円は生活応援券事業として実施します。全村民に地域消費券3,000円分を配布する事業の経費でございます。

節10 需用費105万6,000円は、生活応援券の封筒代等の消耗品費と印刷製本費は生活応援券の印刷代を計上いたしました。

節11 役務費212万5,000円は生活応援券の郵送料を、節18 負担金補助及び交付金188万6,000円の増は負担金で、給食費等軽減事業の物価上昇に伴う値上分として追加で計上いたしました。

13ページ以降には給与費明細表をおつけしてございますが、今回の補正の内容を反映させたものでございますので説明は省略させていただきます。

以上、報告第1号 令和5年度青木村一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

○議長（松澤正登君） それでは、住民福祉課関係の歳出について、小根沢住民福祉課長、お願いします。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、住民福祉課関係について御説明申し上げます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

款3 民生費、項1 児童福祉費、目7 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費を356万1,000円追加し482万2,000円とするもので、低所得の子育て世帯を支援するため、児童1人

当たり 5 万円の給付金を支給するものです。

節 3 職員手当等 20 万 9,000 円の増は職員の超勤手当、節 10 需用費 26 万 2,000 円の増は封筒等の消耗品費、節 11 役務費 2 万 9,000 円は郵送料口座振替手数料、節 12 委託料 56 万 1,000 円はシステム改修費、節 18 負担金補助及び交付金 250 万円は 1 人 5 万円の交付金のそれぞれ増によるものでございます。

項 6 電気ガス食料品等価格高騰重点支援費、目 1 価格高騰重点支援金を 1,552 万円を追加し 1,552 万円とするもので、エネルギー・食料品価格等の高騰に伴う低所得世帯を支援するため、住民税非課税世帯に 1 世帯当たり 3 万円を支給するものでございます。

節 3 職員手当 10 万円の増は職員の超勤手当、節 10 需用費 10 万円の増は封筒等の消耗品費、節 11 役務費 20 万円は郵送料・口座振替手数料、節 12 委託料 132 万円はシステム改修費用のそれぞれ増によるものでございます。

11、12 ページをお願いいたします。

節 18 負担金補助及び交付金 1,380 万円の増は、1 世帯 5 万円の交付金の増によるものでございます。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 4 新型コロナウイルス予防接種事業費を 1,777 万 1,000 円追加し 1,777 万 2,000 円とするもので、節 1 報酬 180 万円は会計年度任用職員の報酬、節 3 職員手当 60 万円は職員の超勤手当、節 8 旅費 7 万 2,000 円は会計年度任用職員の通勤手当、節 10 需用費 45 万円は封筒等の消耗品費、節 11 役務費 102 万 8,000 円は郵送料・振替手数料、節 12 委託料 1,372 万 1,000 円はシステム改修費用、接種委託料 1,280 万 4,000 円、高齢者の送迎費 15 万円、集団接種会場の駐車場整理費の委託料 36 万円の増によるものでございます。

節 13 使用料及び賃借料 10 万円の増は集団接種会場における手数料等の機材の賃借料でございます。

以上、住民課関係の令和 5 年度一般会計補正予算（第 1 号）について御説明いたしました。

○議長（松澤正登君） 以上で報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについてを終了いたします。

◎報告第 2 号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 続いて、日程第 4、報告第 2 号 令和 4 年度青木村土地開発公社事業

報告についてを議題といたします。

稲垣建設農林課長、説明願います。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、報告第2号について御説明申し上げます。

報告第2号 令和4年度青木村土地開発公社事業報告について

地方自治法第243条の3第2項により、令和4年度青木村土地開発公社事業報告について次のとおり報告する。

令和5年6月8日提出、青木村長、北村政夫。

1ページをお願いいたします。

事業報告書

(1) 土地造成事業についてはございませんでした。

(2) 理事会等に関する事項。

4件ございました。

(3) 法人登記事項。

理事の就退任等に係る登記でございます。

2ページをお願いいたします。

収入支出決算報告書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まででございますが、後の説明と重複いたしますので、省略をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

キャッシュフロー計算書

これは現金の収支を表す計算書になります。主なものにつきまして御説明をさせていただきます。

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで。

科目1、事業活動によるキャッシュフロー、(1) その他事業収入1,041万5,145円、貸地料1,034万1,645円が主なものでございます。(2) その他事業支出マイナス1,026万4,038円、工場用地借地料が主なものでございます。(3) 人件支出マイナス2万8,400円、幹事への2名への報酬でございます。小計12万2,707円、事業活動によるキャッシュフロー12万6,367円。

2、投資活動によるキャッシュフロー、3、財務活動によるキャッシュフロー、いずれもゼロでございます。

現金及び現金同等物の増加額12万6,367円、現金及び現金同等物の期首残高8,112万3,900円、現金及び現金同等物の期末残高8,125万267円となります。

4 ページをお願いいたします。

損益計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで。

科目1、事業収益、(1) あっせん等事業収益1,034万1,645円、事業収益計同額の1,034万1,645円。

2、事業原価、(1) 土地造成事業原価はございません。(2) あっせん等事業原価956万2,256円、地権者へお支払いする借地料になります。事業原価計956万2,256円、事業総利益77万9,389円。

3、販売及び一般管理費、(1) 人件費2万8,400円、幹事2名分の役員報酬でございます。(2) その他経費70万1,782円、公租公課費40万9,400円、施設整備費14万9,600円、委託料11万円が主なものでございます。販売及び一般管理費計73万182円、事業利益4万9,207円。

4、事業外収益、事業外収益の計7万7,160円で最下段の当期純利益は12万6,367円でございます。

5 ページをお願いいたします。

貸借対照表。

令和5年3月31日現在。

科目1、流動資産、(1) 現金及び預金1億354万4,325円、内訳につきましては、7ページの附属明細表を御参照願います。(2) 完成土地等、918万6,920円、白山霊園墓地1区画と村松地籍の土地1筆で、詳細につきましては、7ページ下段の完成土地明細表のとおりでございます。

2、固定資産、(1) 投資有価証券1,857万3,354円、(2) 長期性預金300万円、8ページの明細表のとおりでございます。資産の部合計1億3,430万4,599円。

右の表にまいりまして、3、固定負債、預り保証金4,086万7,412円、7社からで9ページの明細表のとおりでございます。

4、資本金、資本金合計300万円、村からの出資金でございます。

5、準備金、準備金合計9,043万7,187円、資本の部合計9,343万7,187円、負債、資本の部合計1億3,430万4,599円となり、資産、負債、資本の部合計の差引きはゼロ円となりま

す。

6 ページ以降につきましては、財産目録附属明細表を添付しておりますので、御確認をいただければと存じます。

以上、令和 4 年度青木村土地開発公社事業報告について御説明を申し上げます。

◎報告第 3 号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第 5、報告第 3 号 令和 4 年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木村一般会計）を議題として、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 報告第 3 号について御説明申し上げます。

令和 4 年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木村一般会計）

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、令和 4 年度一般会計繰越明許費の繰越計算書を次のとおり報告する。

令和 5 年 6 月 8 日提出、青木村長、北村政夫。

裏面を御覧ください。

令和 4 年度青木村一般会計繰越明許費繰越計算書となります。

初めに、款 5 農林水産業費、項 1 農地費、事業名が柿ノ木水路改良工事で、金額が 1 億 850 万 1,000 円、うち 7,920 万 1,000 円を令和 5 年度に繰越して実施するものでございます。財源は国庫支出金が 3,796 万円、一般財源が 4,124 万 1,000 円となっております。

続いて、款 7 土木費、項 2 道路橋梁費、事業名が村道村松国道北 2 号線道路改良工事用地測量で、125 万 4,000 円を全額翌年度に繰り越して実施するもので、財源は全て一般財源でございます。

続いて、同じく事業名が村道当郷国道北 3 号線及び 6 号線道路改良関連工事で、金額が 1 億 3,650 万円のうち 9,395 万 5,000 円を翌年度に繰越して実施するもので、既収入の特定財源が 751 万 9,000 円、未収の特定財源のその他財源、これ補償費になりますが 376 万 2,000 円、一般財源が 8,267 万 4,000 円となります。

続いて、同じく事業名が道路メンテナンス事業橋梁補修設計で、金額が 600 万円、全額を令和 5 年度に繰越して実施するものでございます。財源は国県支出金が 347 万 7,000 円、一

般財源が252万3,000円でございます。

続いて、款9教育費、項4社会教育費、事業名が文化会館空調設備設置工事で、金額が3,708万円のうち1,123万円を翌年度に繰り越して実施するもので、財源は地方債が940万円、一般財源が183万円でございます。

続いて、同じく青木村図書館駐車場造成工事ですが、1,298万3,000円のうち908万3,000円を翌年度に繰り越して実施するもので、財源は全て一般財源となります。

繰越額の合計が2億72万3,000円、財源は既収入特定財源が751万9,000円、国庫支出金が4,143万7,000円、地方債が940万円、その他が376万2,000円、一般財源が1億3,860万5,000円となります。

以上、報告第3号について御説明申し上げます。

◎議案第1号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第6、議案第1号 青木村名誉村民の推挙についてを議題として、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 議案第1号 青木村名誉村民の推挙について。

下記の者を名誉村民に推挙したいから、青木村名誉村民条例第3条の規定によって、議会の議決を求める。

記。氏名、五島慶太。

令和5年6月8日提出、青木村長、北村政夫。

青木村名誉村民条例の規定では、本村住民または本村にゆかりの深い者で、学術、文化、産業、経済、福祉、その他本村並びに国家の繁栄に貢献し、その事績が極めて顕著でかつ啓仰の的と仰がれる者を名誉村民とすることを目的としております。

本村殿戸区出身の故五島慶太翁は、周知のとおり東急グループの礎を築いた実業家であるとともに、教育者として次世代の育成に力を注ぐなど、その功績は極めて顕著であり、村では東急グループ各社の御支援をいただきながら、五島慶太未来創造館の建設をはじめ、翁の顕彰活動を進めてきているところでございます。

折しも、落雷により焼失した慶太翁の生家跡地に東急グループによる跡地を利用した施設

が近々完成いたします。また、昨年は小学校6年生が修学旅行で東急株式会社本社を訪問し、大歓迎をいただきました。加えて、東急沿線に11店舗を展開する「しぶそば」は、「しぶそば」全店でタチアカネ蕎麦を期間限定で提供していただくなど、青木村と東急グループとのつながりも一層深くなってきております。

そこで、村としましても五島慶太翁を名誉村民に推挙し、村を挙げてさらに顕彰活動を推し進め、村民の誇りや意識の醸成と東急グループの皆様をはじめとする交流人口・関係人口の拡大につなげ、村の活性化につなげたいというものでございます。

以上、議案第1号について御説明いたしました。

◎議案第2号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第7、議案第2号 青木村印鑑条例の一部を改正する条例について議題として、提案者の説明を求めます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、御説明申し上げます。

議案第2号 青木村印鑑条例の一部を改正する条例（案）。

令和5年6月8日提出、青木村長、北村政夫。

2枚目の概要書のほうをお願いいたします。

2の改正の概要ですが、令和5年中にスマートフォンを使用して、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末から印鑑登録証明書の交付が可能になることから、自身でスマートフォンで必要事項を入力することで印鑑登録証明書の交付を受けることができるように条例改正を行うものでございます。

以上、青木村印鑑条例の一部を改正する条例（案）について御説明いたしました。

◎議案第3号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第8、議案第3号 青木村福祉事業基金条例の一部を改正する条例について議題とし、提案者の説明を求めます。小根沢住民福祉課長。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、御説明申し上げます。

議案第3号 青木村福祉事業基金条例の一部を改正する条例（案）。

令和5年6月8日提出、青木村長、北村政夫。

裏面の下段でございます概要のほうをお願いいたします。

このたび、故宮原毅様より青木村福祉事業に対し100万円の御寄附をいただいたことにより、条例第2条中に御本人名の寄附金名を入れることに伴いまして条例の一部を改正するものでございます。

以上、青木村福祉事業基金条例の一部を改正する条例について御説明いたしました。

◎議案第4号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第9、議案第4号 青木村農業委員会委員の選任についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

北村村長。

○村長（北村政夫君） 議案第4号 青木村農業委員会委員の選任について。

下記の者を青木村農業委員会の委員に選任したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任命に当たりましては、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2項の規定に基づきまして、委員の4分の1以上を認定農業者等とするとなっております。

これは人事案件でございますので、慣例によりまして最終日に改めて提案させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

◎議案第5号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第10、議案第5号 令和5年度青木村一般会計補正予算についての議題として、提案者の説明を求めます。

歳入については片田総務企画課長より一括説明をいただき、歳出については教育長及び各

担当課長よりお願いをいたします。

初めに、歳入と総務企画課関係について片田総務企画課長、お願いします。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） それでは、議案第5号について御説明申し上げます。

議案第5号 令和5年度一般会計補正予算（第2号）

令和5年度青木村一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,058万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億9,225万4,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条 地方債の追加は「第2表 地方債補正」による。

令和5年6月8日提出、青木村長、北村政夫。

3ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正について御説明申し上げます。

起債の目的は、緊急防災・減災事業債で限度額を400万円とするもので、今回新たに下奈良本区の消防庫の新設工事に充当して実施するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

7ページ、8ページをお願いいたします。

2、歳入について御説明申し上げます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は96万3,000円を追加し6,175万1,000円とするもので、節3マイナンバーカード交付事務費補助金は、令和4年度にカードへの印字プリンターを導入しましたが、その補修費用に対する補助金となります。

目3衛生費国庫補助金は123万8,000円を追加し1,672万2,000円とするもので、節1保健衛生費補助金は、出産・子育て応援交付金に関わるシステム改修に対する補助金となります。

款16財産収入、項2財産売払収入、目2不動産売払収入は新たに265万7,000円とするもので、節1土地売払代金は、殿戸区の五島慶太翁生家横に駐車場を整備し、東急に購入をしていただくものでございます。

続いて、款17項1寄附金、目2民生費寄附金は100万円を追加するもので、節1社会福祉費寄附金は、名誉村民でありまして故宮原毅様の御遺志により宮原家より御寄附をいただい

たものでございます。

続いて、款18繰入金、項1目1基金繰入金は3,315万1,000円を追加し3億4,195万6,000円とするもので、公共施設整備基金2,800万円、土地開発基金470万円は道路橋梁費へ、五島慶太翁顕彰事業基金45万1,000円は総務管理費へそれぞれ取り崩して充当するものでございます。

続いて、款19、項1目1繰越金は657万6,000円を追加し1億3,657万6,000円とするもので、前年度繰越金が見込みより増でございます。

続いて、款20諸収入、項4目1雑入ですが、100万円を追加し2,306万円とするもので、節3雑入の017は宝くじの助成金になりますが、市町村振興協会地域活動助成金が採択となりましたので、補正をお願いするものでございます。

款21、項1村債、目13緊急防災・減災事業債は新たに400万円とするもので、地方債補正で御説明申し上げたとおり、下奈良本の消防庫の新設工事に充当するものでございます。

続いて9ページ、10ページを御覧ください。

3、歳出については担当課ごとに御説明を申し上げます。

初めに、総務企画課関係ですが、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は233万6,000円を追加し2億381万7,000円とするもので、節7報償費50万6,000円は記念品で、五島慶太翁に贈られる名誉村民章と総合企画の費用、それから、故宮原毅様が受けられる叙位の額代を計上いたしました。

節10需用費、節11役務費、節18負担金補助及び交付金は、いずれも4月28日に実施いたしました名誉村民故宮原毅様の村民葬に関わる費用を計上いたしました。

節13使用料及び賃借料8万8,000円は、給与システムに男女の賃金差異公表システムを追加することにより使用料が増となりました。

11、12ページにまいりまして、中段の款8項1消防費、目3消防施設費ですが、501万5,000円を追加し1,096万9,000円とするもので、節14工事請負費400万円は、下奈良本区に消防庫を新設する費用を計上いたしました。

節17備品購入費101万5,000円は、要望しておりました市町村振興協会の助成金が採択となりましたことから、消防団の装備品の購入に充当するもので、ワンタッチのアルミテント大・小5張りを購入する費用を計上いたしました。

15ページ以降は給与費明細表をおつけしておりますが、今回の補正の内容を反映させたものですので、説明は省略させていただきます。

以上、議案第5号 令和5年度青木村一般会計補正予算（第2号）について歳入全般と総務企画課関係の歳出について御説明申し上げます。

○議長（松澤正登君） 引き続き、住民福祉課関係の歳出について、小根沢住民福祉課長。
小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、住民福祉課関係について御説明申し上げます。
9ページ、10ページお願いいたします。

款2総務費、項4戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費を30万8,000円追加し、3,021万9,000円とするもので、節12委託料30万8,000円の増は、住基ネットワーク情報の増加に伴うサーバーのメモリー増設等の保守委託料の増によるものでございます。

目2マイナンバーカード交付事務費を96万3,000円追加し201万5,000円にするもので、節12委託料96万3,000円の増は、印字プリンター保守管理委託料の増によるものでございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費100万円追加し、7,458万2,000円とするもので、節24積立金100万円の増は、遺贈により村に御寄附いただきました100万円を福祉事業基金に積立てるものでございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費を129万3,000円追加し、6,893万1,000円とするもので、節12委託料129万3,000円の増は、出産・子育て応援交付金のシステム改修費用の増、子育て支援事業委託料の増によるものでございます。

以上、住民福祉課関係の令和5年度一般会計補正予算について御説明いたしました。

○議長（松澤正登君） 建設農林課関係の歳出について、稲垣建設農林課長。
稲垣農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、建設農林課関係について、御説明申し上げます。
9ページをお願いいたします。

款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費18万7,000円を追加し、4,806万5,000円とするもので、節10需用費18万7,000円は、夫神作業所内に設置してあります石臼挽製粉機のオーバーホールを伴う目立て加工処理が必要になったことから、修繕料として計上いたしました。

11ページをお願いいたします。

款7土木費、項2道路橋梁費、目2道路新設改良費3,565万円を追加し6,607万6,000円とするもので、節12委託料165万円は、道路改良工事3か所分の用地測量費用等として計上いたしました。

節14工事請負費2,800万円は、ライスセンター西側の村道当郷国道北5号線のうち、国道側から約220メートル区間の全幅を舗装改良及びガードレールを村道青木線側の端から約77メートル区間を西側に設置する工事費として計上いたしました。

節16公有財産購入費470万円は、道路用地4か所分の土地購入費として計上いたしました。

節18負担金補助及び交付金60万円は、沓掛・湯原地区の急傾斜地崩落対策事業の県負担金として事業費1,200万円の5%分を計上いたしました。

節21補償補填及び賠償金70万円は、道路用地2か所分の立木等補償費として計上いたしました。

以上、建設農林課関係の歳出について御説明申し上げます。

○議長（松澤正登君） 商工観光移住課関係の歳出について、小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） それでは、商工観光移住課関係について御説明申し上げます。

11ページ、12ページをお願いします。

款6商工費、項1商工費、目3観光費409万2,000円を追加し1,785万3,000円とするもので、節7報償費は体験学習インストラクター謝礼として8万円の増、節12委託料、節14工事請負費は、殿戸区に開設されました東急グループ慶太塾隣接の駐車場用地の測量業務委託料として45万7,000円、駐車場整備工事費用として220万円、なお、こちらに係る費用は、全て社団法人東急グループ慶太塾から御負担される確約が取れております。

節18負担金補助及び交付金は、補助対象額の3割以内として田沢ふれあい温泉センター有乳湯の第3号源泉井戸のカメラ調査に82万5,000円、券売機の更新に53万円を計上しております。

以上、商工観光移住課関係の歳出について御説明をいたしました。

○議長（松澤正登君） 教育委員会関係の歳出について、沓掛教育長。

沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 教育委員会関係についてお願いします。

同じく11ページであります。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費ですが、81万6,000円を減額して4,139万9,000円といたしました。これは、節2給料の減と節12委託料の増によるものですが、昨年まで会計年度任用職員としてお願いしていたICT支援員を、今年度から電算に委託して人を派遣していただく形にしたことにより、給料として支払うのではなく、委託料として支払

うことになったためであります。専門的な技能をお持ちの方に週3日間青木小中学校に来て
いただいております。

続いて、目3教育指導費ですが30万円を増額して2,051万8,000円といたしました。これは
節18負担金補助及び交付金の増で、今年度新たに取り組んだ英語検定受験料の補助金であ
ります。青木村に住所がある小中学生の英語検定を年に1回全額補助する計画で、一応60人
分を見込んでおります。

13ページをお願いします。

項4社会教育費、目4文化財保護費ですが23万2,000円を増額しました。これは昨年度か
ら行っている大法寺三重塔の防災施設整備事業の今年度分の村からの補助金になります。ち
なみに、この事業は国が85%、県と村と大法寺さんがそれぞれ5%ずつ負担する割合になっ
ております。

続いて、目10五島慶太未来創造館費ですが、2万5,000円の増になっております。これは、
使用料として新たにNHKの放送受信料が必要となったためであります。

教育費は以上でございます。

◎議案第6号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第11、議案第6号 令和5年度青木村特定環境保全公共下水道事
業会計補正予算についての議題として、提案者の説明を求めます。稲垣建設農林課長。

稲垣農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、議案第6号について御説明申し上げます。

令和5年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和5年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に
定めるところによる。

第2条 令和5年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（以下「予算」とい
う。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出

第1款 下水道事業費用、第1項営業費用185万9,000円を追加し、2億297万円とするも
のでございます。

令和5年6月8日提出、青木村長、北村政夫。

2ページをお願いいたします。

令和5年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算の内訳書になります。

収益的支出

款1下水道事業費用、項1営業費用、目1管渠費、節20修繕費185万9,000円につきましては、当郷地区の国道143号道路拡幅改良工事に伴う下水道マンホール蓋のかさ上げ、調整、修繕7か所につきまして補正をお願いするものでございます。

以上、議案第6号 令和5年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げました。

◎陳情第1号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第12、陳情第1号 「青木村太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例」に対する陳情書についてを議題として、片田事務局長より説明をお願いいたします。

片田事務局長。

○事務局長（片田幸男君） 陳情第1号につきましては、陳情書の朗読をもって説明に変えさせていただきます。

「青木村太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例」に対する陳情書。

青木村議会議長 松澤正登殿。

住所、青木村村松2016、氏名、杳掛忠人。

一、陳情趣旨。

令和4年4月1日施行の青木村太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例は（以下条例）、青木村に於ける野立て太陽光発電設備の設置を規制しています。

今後再生可能エネルギーを積極的に導入して、脱炭素社会の実現に向け貢献するためにも条例は、近隣市町（上田市・長和町）並に見直し、「改定」を陳情いたします。

二、陳情理由（資料①、②、③参照）

一 現在、世界各地で地球温暖化による異常干ばつや大雨などが多発し、その対策としては全世界で再生可能エネルギーの活用が求められて、その主体は太陽光発電です。

厳しいエネルギーの内外情勢及び経済環境のもと、安価で安全な国産エネルギー確保は極めて重要です。上田市や長和町では、積極的に太陽光発電設備の導入を行っています。

二 この条例は、長野県下で例のない厳しい野立て太陽光発電設備の設置を規制しています。村民からは旧宅を更地化し太陽光設置や電気自動車に切替えるために、屋根の容量を補う宅地内に太陽光設置を検討した際、上の事例と条例がネックとなり諦めた事例がありました。

また、上の案件は法律に基づいて決着したが、その施工過程では住民の要望などを取り入れて①通学路より離し②施工高さを下げて、安全や景観などに配慮した設備としています。

三 青木村を守ってきた村民は、先祖伝来資産の土地を有効活用する権利及び自由があります。村民は、高齢化に伴い貴重な土地を維持することが負担と重荷になる現実に直面して、より将来性や高売却・高地代など実益ある太陽光設備へ収入を求めるのは、正当な権利です。

村民が出来る資産活用などで僅かな収入源までも規制をする条例は、本当に必要でしょうか。

四 県下に例のない50m以内の3/2以上隣地の同意書は、各方面からも問題視をされています。私は10年前に、不要な旧宅を更地化した跡地で12kW小規模な太陽光発電を設置した時には隣地同意書は不要でしたが、条例化された現在は県外者含む10軒以上の同意書が必要です。住宅建設には周辺農地や近所住民により大きな影響を与えても隣地の同意書は不要です。太陽光発電設備の事業計画及び周辺環境への影響と対策については、住民説明会にて丁寧な説明することにより理解が得られます。よって、表に示す「同意書は不要」と考えます。

以上。

ということで、表の中では青木村と近隣の上田市、長和町と比較した3項目についての比較の表がございます。あと、附属資料として3ページにわたって資料がつけられております。

以上、陳情第1号について、御説明を申し上げます。

○議長（松澤正登君） ただいまの説明のありました陳情第1号の取扱いについては、さきの議会運営委員会でも審議をいただきましたが、所管の委員会に付託したいが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 異議なしと認め、陳情第1号は委員会付託とすることに決定いたしました。

なお、本件は事件の性質から総務建設産業委員会に付託することとしたいが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松澤正登君） 異議なしと認め、陳情第1号 「「青木村太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例」に対する陳情書について」は、総務建設委員会に付託いたします。

◎令和4年度青木村社会福祉協議会会計補正予算（第3号）の報告

○議長（松澤正登君） 続きまして、日程、議案にはありませんけれども、令和4年度青木村社会福祉協議会会計補正予算について報告をいただきます。小根沢住民福祉課長。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それではお願いいたします。

令和4年度青木村社会福祉協議会会計補正予算（第3号）

令和4年度青木村社会福祉協議会会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ483万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,745万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村社会福祉協議会長、清水よし江。

それでは、7ページ、8ページをお願いいたします。

2 歳入

款1 補助金、項2 社協補助金、目1 社協補助金を194万7,000円追加し194万7,000円とするもので、節4 生活福祉資金特例貸付金事務委託金の見込みより増によるものでございます。

款4 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 使用料を16万4,000円追加し358万円とするもので、くつろぎの湯使用料の見込みよりの増によるものでございます。

款5 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金を272万1,000円追加し452万1,000にするもので、

繰越金の見込みよりの増によるものでございます。

9 ページ、10 ページをお願いいたします。

3 歳出

款 1 事務費、項 1 事務費、目 1 事務費を8,000円追加し510万7,000円にするもので、節 9 交際費の見込みより増によるものでございます。

款 2 事業費、項 5 老人センター費、目 1 老人センター費を94万9,000円追加し984万4,000円にするもので、節 1 報酬43万5,000円の増は老人センターの会計年度任用職員の報酬、節 3 職員手当等10万5,000円の増は会計年度任用職員の手当等、節 8 旅費5,000円の増は同会計年度任用職員の通勤手当、節10需用費40万4,000円の増は老人センター光熱水費のそれぞれの見込みよりの増によるものでございます。

項 8 くつろぎの湯運営費、目 1 くつろぎの湯運営費を197万9,000円追加し1,690万1,000円にするもので、節 1 報酬 8 万3,000円の増はくつろぎの湯の会計年度任用職員の報酬、節 8 旅費1,000円の増は会計年度任用職員の通勤手当、節10需用費189万5,000円の増はくつろぎの湯の光熱水費と修繕料のそれぞれ見込みより増になったものでございます。

款 3 予備費、項 1 予備費、目 1 予備費を189万6,000円追加し196万6,000円とするもので、見込みより増によるものでございます。

以上、令和 4 年度青木村社会福祉協議会会計補正予算（第 3 号）の専決分について御説明いたしました。

◎散会の宣告

○議長（松澤正登君） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しましたので、これにて散会といたします。

この後、全員協議会を短時間で行いますので、議員の皆さんは議員控室へ御移動をお願いいたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 零時 0 5 分

令和 5 年 6 月 1 3 日（火曜日）

（第 2 号）

令和5年第2回青木村議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和5年6月13日(火曜日)午前9時開議

日程第 1 一般質問

出席議員(10名)

1番	松本 淳英 君	2番	塩澤 敏樹 君
3番	平林 幸一 君	4番	宮入 隆通 君
5番	坂井 弘 君	6番	松澤 正登 君
7番	金井 とも子 君	8番	宮下 壽章 君
9番	沓掛 計三 君	10番	居鶴 貞美 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	北村 政夫 君	教 育 長	沓掛 英明 君
参事兼 総務企画課長	片田 幸男 君	商工観光移住 課 長	小林 利行 君
住民福祉課長	小根沢 義行 君	会計管理者兼 税務会計課長 兼防災危機 管理 監	奈良本 安秀 君
建設農林課長	稲垣 和美 君	教育次長兼 公民館 長	宮下 剛男 君
保 育 園 長	成沢 亮子 君	住民福祉課 課長補佐兼 地域包括支 援センター 建設農林課 課長補佐兼 建設防災 副 管 理 監	高柳 則男 君
建設農林課 課長補佐兼 農業振興係長	上原 博信 君	建設農林課 課長補佐兼 建設防災 副 管 理 監	小林 義昌 君
税務会計課 資産税係長	上原 加代 君	建設農林課 課長補佐兼 上下水道係 長	横沢 幸哉 君

課長兼
企画室
企画推進
業務課長
事業課

塩澤和宏君

課長
企画係
企画財政
業務課
企画課

金井大介君

課長兼
福祉係
福祉衛生
福祉課
保健課

早乙女敦君

課長兼
福祉係
福祉課
福祉課
住民課

依田哲也君

課長
観光移
観光移
観光移
観光移
観光移

宮澤俊博君

課長兼
企画係
企画係
企画係
企画係
企画係

小林宏記君

事務局職員出席者

事務局長

片田幸男

事務局員

小林宏記

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（松澤正登君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（松澤正登君） 本日の一般質問の傍聴には、村民の皆様の傍聴もいただいております。大変御苦労さまです。ありがとうございます。

本日は令和5年第2回青木村議会定例会の中で、一般質問日となっております。5人の議員が一般質問を行い、終了後解散といたします。

◎一般質問

○議長（松澤正登君） 質疑の方法は、質問者の希望により一括質疑方式及び一問一答方式で行ってください。

質問者並びに答弁者をお願いいたします。質問、答弁とも簡潔明瞭に行い、議論を深めてください。また、一問一答方式の際は、必ず議長の指名を受けてから発言してください。

質問時間は40分を超えることはできませんので、御承知おきください。

では、質問に入ります。

通告順に登壇をお願いいたします。

◇ 平 林 幸 一 君

○議長（松澤正登君） 3番、平林幸一議員の登壇をお願いします。

平林議員。

[3番 平林幸一君 登壇]

○3番（平林幸一君） 議員番号3番、平林幸一です。

議長のお許しをいただきましたので、私はさきに通告をいたしました大項目2点について、大項目ごと、一括で質問してまいります。本日の一般質問のトップバッターとなります。どうかよろしくお願いをいたします。

それでは、まず初めに、大項目1としまして、農業の環境負荷軽減に向けた取組について質問してまいります。

青木村では、第6次青木村長期振興計画におきまして、農業を青木村の基幹産業と位置づけ、村民が守り、育てる青木の農として村民の皆様が食料供給や環境保全等、農のもたらす多様な恩恵を理解し、農を育むことで豊かな暮らしを実現すること、多様で持続可能な農業経営、稼げる農業を目指して、様々な農業振興施策が進められています。

しかし、長引くコロナ禍や気候変動による食料生産の不安定化、また、混迷するウクライナ情勢、物価高騰等、我々を取り巻く状況が厳しい中、それに拍車をかけるように一部の国では食料輸出を制限したり、禁止したりする国が拡大してまいります。

日本の食料自給率はカロリーベースで37%、食料の輸入が滞れば、あっという間に日本の食料が不足することにもなりかねません。そのため、国の農業施策においても時代に対応すべく様々な見直しが行われており、今、まさに日本の農業は転換期を迎えています。そのような中、本村の農業においても将来にわたって持続可能な産業であるために、大変重要な時期に来ていると感じています。

そこで、持続可能な青木村の農業施策として大項目1、農業の環境負荷低減に向けた取組について、以下、小項目6点で一括質問してまいります。

小項目1としまして、本村の環境に配慮した農業に取り組む農家の戸数、作付面積についてお伺いをいたします。

これまでの農業は化学肥料や農薬を使い、大規模、効率化を目指してきましたが、1999年に持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律、いわゆる持続農業法が制定をされ、堆肥による土づくりや化学肥料、化学農薬の使用低減など、一体的に行うことで環境負荷低減農法の普及拡大を目指してきました。

その後、2006年に有機農業の推進に関する法律案がまとめられ、SDGsアクションプラン2019年において、有機農業、環境保全型農業の拡大がうたわれ、有機農業の推進に関する基本的な方針を定め、有機農業者などの支援、流通販売面の支援、技術開発等の促進、

消費者理解の増進等を推進するとともに、持続農業法に基づき、環境保全に資する農業技術の導入を促進してきました。

そして昨年、農林水産省は、SDGsアクションプラン2022において、持続農業法に替わり、みどりの食料システム戦略に基づき、農林水産省のグリーン化を促進していくという方針を示しました。このみどりの食料システム戦略では、2050年までに目指す姿として、化学農薬の使用量を50%低減、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減、そしてオーガニック市場を拡大しつつ、有機農業の取組面積の割合を全体の25%、全国で100万ヘクタール拡大するという大きな目標を掲げました。

では、国内の有機農業の現状を見てみますと、現在の取組面積は全国で約2.4万ヘクタール、これを2030年までに6.3万ヘクタールにし、その20年後に100万ヘクタールにするという計画です。これを達成するのはかなり厳しい目標値であり、気合を入れて取り組まないと難しいといえるでしょう。

そこで、小項目1としまして、本村の環境に配慮した農業に取り組む農家の戸数、作付面積について質問をいたします。

小項目2、環境保全型農業や有機農業の利点と課題についてお伺いをいたします。

青木村で行われている農業の主流は、農薬や化学肥料を使って栽培するいわゆる慣行農業によるものですが、個人を含め、農業者の皆様が収入があつてこそ農業が成り立つことを考えれば、同じ農地面積でより収量を多くすることは当然のことと考えます。

しかし、農業には食料の供給だけでなく、国土や環境の保全等の多面的な機能があります。食料供給という側面だけ見れば、化学肥料や化学的に合成した農薬を使えば、生産性向上をさせることができますが、化学肥料や農薬を使い過ぎると、土壌や河川等を汚染し、生態系のバランスを崩すおそれがあります。回り回って、人間の健康にも悪影響を及ぼすことも懸念されています。こうした状況において、農業における環境負荷の低減をさらに図っていくことが求められています。

環境負荷を低減する農業としては環境保全型農業、いわゆる土づくり等を通じて化学肥料、農薬使用による環境負荷の低減に配慮した持続的農業や有機農業、いわゆる化学的に合成された肥料及び農薬を使用しない、遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法がそれに当たります。

そこで、小項目2として、環境保全型農業、有機農業の利点と課題について質問をいたします。

小項目 3、本村の有機農業の現状についてお伺いをいたします。

農林水産省は、2025年までには有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず、事業者や地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみの取組、いわゆるオーガニックビレッジを全国で100市町村をモデル地区として進めています。長野県内でも辰野町、松川町が宣言をしております。

そこで小項目 3として、本村の有機農業の現状について質問をいたします。

小項目 4、有機農業に取り組む農業者への支援についてお伺いをいたします。

有機農業だけでなく、環境保全型農業にしても収量が減ることによる収益性が課題です。ほかにも設備の導入費用やメンテナンス費用も高額となります。特別な農法を採用していることに対して、適切な価格で価格が設定できればよいのですが、市場形成できないと手間やコストが経営のマイナス要因となってしまいます。

しかし、農業においても環境負荷低減を目指す姿は、これからの社会にとって必要な考え方です。課題である収益性、必要性を克服していくためには農業従事者の資金、能力等の問題のほか、流通や市場の価格形成の問題があります。こうした有機農業を推進していくには、国や自治体は法律や補助金等を積極的に支援する制度づくりが必要であると考えます。

そこで小項目 4としまして、有機農業に取り組む農業者への支援について質問いたします。

続いて、小項目 5、学校給食の食材に有機農産物を特別給食として使用する考えはあるかについてお伺いをいたします。

有機農業を推進していこうとすると、コストの問題、管理手間の問題、収量の問題等、多くの課題があることは承知しながら、どこまで有機農業を推進するかは難しい問題であります。一方で、国の方針が出されている以上、積極的に取組を進めていくことも大変重要です。地域性や規模の大きさもありますが、他市町村の事例では、学校給食の食材として使われるケースも多くなってきました。

有機農業を推進するためにも、例えば特別給食として本村の有機農産物を提供していくことが必要ではないかと考えます。学校給食への供給により、有機農業への関心も高まり、生産者も増えていくことを期待しています。提供した分の給食材料費は高くなりますが、将来の有機農業拡大に向けての施策と捉えれば、補助金を計上するなど、積極的な対応が必要だと考えます。

そこで小項目 5としまして、学校給食の食材に有機農産物を特別給食として使用する考え

があるかについて質問いたします。

最後ですけれども、小項目6、農業の環境負荷低減に向けた本村の考え方についてお伺いをいたします。

平成19年度の農林水産省情報交流ネットワーク事業の全国アンケートでは、有機農業に取り組みたいと考えている人は28%、農業者の意識として条件を整えば有機農業に取り組みたいという人、49%いるとの調査結果もあります。一方で、消費者の有機農産物購入の意識も、一定の条件がそろえば購入したい人が多くいます。今後、有機農業への取組を希望する農家を支えるためにも、市町村において体制整備を進め生産と消費の課題を一步でも前に進める対応をお願いしたいと考えます。

そこで小項目6としまして、農業の環境負荷低減に向けた本村の考え方について質問をいたします。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

○村長（北村政夫君） おはようございます。よろしくお願いたします。

大項目1の環境負荷低減に向けた取組の中で、最後の6)の農業の環境負荷低減に向けた本村の考え方について、私から答弁させていただきます。

有機農業の必要性、現状、利点あるいは課題などは、今、平林議員の質問の中で多くは述べられております。上田地域広域連合の最優先課題であります資源循環施設の建設について、建設費、運営費の負担額は各市町村のごみの搬出量で決定されることになっております。これらの面からもごみの減量は絶対的に必要でございます。

また、御質問の生ごみの有機質化につきましては、環境の再生、資源循環など、いわゆるリサイクルの視点からも御質問のとおり必要であると考えております。青木村をいきなり一気に全地域で有機農業の転換というわけにはまいりませんが、幸い、村には有機農業に取り組んでおられるグループがいらっしゃいますので、ここに環境保全型農業直接支払交付金を拠出いたしまして、財政支援をしております。その育成に期待をしたいあるいは見守ってまいりたいというふうに思っております。

また、今年度から新たに、肥料を活用する農家へ堆肥活用農業補助金として財政支援を始めているところでございます。そして以前から竹チップの製造販売に支援をしております、道の駅あおきでの販売も大変好評でございます。私事ではありますが、私もこれを活用いたしまして生ごみの堆肥をつくっております。実体験をしているわけですけれども、その

効果を確認しているところでございます。

化学肥料等、資材の高騰が続いているわけでありまして、こういった現状の中で経費の節減を兼ねて、この化学肥料から別の手法に変える、肥料等の量を減らすなど、今までの農業生産活動を見直す機会として捉え、よりよい青木村の農業振興が進められますよう支援してまいります。引き続きまして、村といたしましても農業の環境負荷の低減に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（松澤正登君） 稲垣農林建設課長。

〔建設農林課長 稲垣和美君 登壇〕

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、私からは1）から4）について答弁させていただきます。

まず、1番目の本村の環境に配慮した農業に取り組む農家の戸数、作付面積についての御質問でございますが、環境に配慮した農業に取り組む農家戸数につきましては、今年度から環境保全型農業直接支払事業に取り組む意向の農家組織がおり、5戸いらっしゃる予定でございます。その作付面積はおおむね5ヘクタールと伺っております。

そのほかにも環境に配慮した減農薬、減化学肥料農業を行っている農家も数件いらっしゃるかと承知しておりますが、正確な件数や実態など、詳細については把握をしておりません。

続きまして、2番目の環境保全型農業や有機農業の利点と課題についての御質問でございます。

まず、有機農業の定義でございますが、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負担をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業のことを指してございます。

環境保全型農業や有機農業の事業目的、利点といたしましては、まず、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整え、国内農業の再生を図るとともに農業が本来有する自然循環機能の維持増進、また、環境問題に対する国民の関心が高まる中で、日本における農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくとともに、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全などに積極的に貢献する、こういった環境保全に効果が高い営農活動に対して支援を行うのが環境保全型農業直接支払事業でありまして、化学合成農薬、化学肥料や化石燃料の使用抑制等を通じた環境負荷低減を図り、将来にわたり食料の安定供給と農林水産業の持続的な発展を目指すこととしております。

一方、環境保全型農業や有機農業の課題といたしましては、まだまだ国内の有機農業の栽培面積のシェアは小さく、国際的にも低い水準であることから、今後の有機農業の拡大が課題であります。

そのほかにも、地域の気象条件や土壌条件に合ったきめ細やかな技術体系の推進や指導体制の整備、有機農産物に関する消費者の理解、購入機会の進め方、また、有機農業者が少ないなどの理由により十分な推進体制が整備できていないなどが課題であるというふうに認識をしております。

3番目の本村の有機農業の現状につきましては、先ほども申し上げましたとおり、今年度、環境保全型農業直接支払事業に取り組む予定の皆さんと、また、個人的に無農薬等による水稻栽培や大豆の栽培を行っている方が数件いらっしゃるというふうに認識をしております。

4番目、有機農業に取り組む農業者への支援についての御質問でございます。

有機農業に取り組む農業者への支援につきましては、まずは先ほど来から申し上げております環境保全型農業直接支払事業の推進によりまして、村内における有機農業の普及推進を図ってまいりたいと考えております。

また、今年度より堆肥活用事業補助金も予算化し、村内畜産農家から購入した堆肥に対しまして、3割補助、上限3万円を導入させていただきましたので、これらを活用いただくことを通じまして、有機農業、堆肥の活用による資源循環の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 杓掛教育長。

〔教育長 杓掛英明君 登壇〕

○教育長（杓掛英明君） 私のほうからは5点目の補助金を計上する等、積極的な対応をして、学校給食に有機農産物を特別給食として使用する考えはということについてお答えいたします。

3月議会でも実は同様の質問があったところでございます。改めて学校給食について確認をすると、学校給食の食材については安全なものであることはもちろんですが、安定的に供給が可能であることと価格が高くないことが重要になってきます。

したがって、まずは有機食材を安定して生産できる体制を整えてもらうことが第一ではないかと考えております。その後、どの時期にどのような食材の供給が可能か、また、値段はどうするかという話になり、補助金をどのように考えていくかという検討になると考えてお

ります。そのような話が進んできた場合は前向きに検討していくことが重要ではないかと認識しております。

○議長（松澤正登君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございました。

ただいまの御答弁から、青木村の規模の給食数から材料の到達量は対応が容易と考えます。給食でオーガニック食材を提供していくという取組は将来の農業政策を考える中で、有機農業の推進に貢献できるものです。ぜひとも考えていただきたいというふうに思います。

ただいま御回答いただきましたことから青木村はまだ環境負荷低減に取り組む農業者数は少ない状況ですが、現在、取り組んでいる人との意見交換や最新の情報提供、販売促進のための提案等が行える協議会を設置するなど、ネットワークづくりが必要と考えます。

こうした場所で減農薬、減化学肥料、有機農業をはじめ、カーボンニュートラル等、環境に優しい新時代の農業に取り組みたいと考えている新規就農者を紹介することができれば、きっと広がりをつくることができると思います。また、有機農業を広めるためには施設、機械導入の助成、消費者への理解促進、国の助成事業の継続がなければ進みません。

取組をしている人が継続して耕作できるよう支援をお願いするとともに、オーガニック食のよさを感じてもらい、そういう機会を増やすことを期待をし、大項目1の質問を終わります。

それでは、続いて、大項目2の質問、農地集積・集約化のための地域計画の取組について質問してまいります。

私は一昨年的一般質問でも、人・農地プランの実質化取組に関して本村の進め方について質問をいたしました。今回は、昨年、国が新たに農業経営のさらなる効率化を図るための方針が出されたことで、今後の方向性を決めていく大切な時期であることから、再度、持続可能な青木村の農業施策として、農業の大きな問題である農家の高齢化と担い手不足、耕作放棄地の増加という2つの課題を同時に解決できる効果的な取組である農地集積・集約化について、大項目2として質問を以下7点で一括質問してまいります。

小項目1、地域計画の概要、策定までのスケジュールについてお伺いをいたします。

本村では、これまで今後の地域農業の在り方について集落、地域での徹底的な話し合いにより、地域の中心となる経営体や生産基盤となる農地の確保、経営体への農地集積・集約を進めることで、農業の競争力、体質強化を図り、持続可能な農業実現すべく、人・農地プランを作成し、実質化を進める必要に応じて更新を行ってきました。

こうした状況の中でも、国も昨年5月に農業経営基盤強化促進法等の一部改正をし、地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿を示した目標地図を基に、地域計画を令和5年度からの2年間で作成するとの方針が出されました。

経営農地が分散していたり、面積が小さな農地については効率が悪かったり、高低差があり、農地は農業機械が入れないなど、場所によっては耕作に不向きな地域も多く見受けられます。この現地をよく知る農業委員会の委員をはじめ、農地利用最適化推進委員など、ほかの皆様の協力がなければなりません。人・農地プランの作成、実質化取組から今後の地域計画取組を一層早める必要があります。

そこで小項目1として、農林水産省より方向が示された地域計画の概要と策定までのスケジュールについて質問をいたします。

小項目2、目標地図素案作成に向けた課題についてお伺いをいたします。

農地を所有する人や個人で農業を行っている人、地域の担い手に預けている人、耕作はしていないが、先祖の土地を手放したくない人など、多くの方がおられます。個々に事情はあるものの、地域計画を進めるためには農地所有者の意向や集積・集約についての同意をいただくことが必要になります。

地域計画の策定は、今後高齢化や人口減少の本格化により、農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中で、さらなる農地の集積・集約を進めることが目的であります。農業委員会が目標地図の素案を作成することとされています。目標地図とは地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿を示した図面であり、今回の法改正で地域計画に盛り込むこととされております。

そこで小項目2としまして、目標地図素案作成に向けた課題について質問いたします。

小項目3、デジタル地図、eMAFF地図の活用についてお伺いをいたします。

国はデジタル地図を活用して、現在個別に管理されている農地台帳、水田台帳など、農地の現場情報を一元化し、農地の利用状況についての現地確認等、抜本的な効率化や省力化を図るとともに、農林水産省が所管する法令や補助金行政手続の申請について、申請者自身のスマホやタブレットからオンライン申請が行えるようにするため、農林水産省地理情報共通管理システム、eMAFF地図の導入を進め、全国各自治体の農業委員会に、希望に応じてタブレットを配付していると承知をしています。

現在、この一元化がどこまで進んでいるのかを踏まえ、小項目3、デジタル地図、eMAFF地図の活用について質問をいたします。

小項目 4、農地集積・集約を進める上での課題についてお伺いをいたします。

目標地図を作成するには、点在した農地をどのように集積・集約化を図っていくか検討する必要があります。点在する農地の中には集積・集約化の妨げになる農地もあります。平坦部においては既に集積・集約化が済んでいる地域もありますが、さらに全域に広めていくには多くの課題があるものと認識をしています。

そこで小項目 4 として、農地集積・集約を進める上での課題について質問をいたします。

小項目 5、遊休農地、所有者不明農地の対応についてお伺いをいたします。

農地法において、現在、そして将来的に耕作の見込みがない農地、現在の農地利用が周辺の農地に比べて著しく利用の程度が劣っている農地のことを遊休農地といいます。これは農業委員会の農地利用状況調査によって判定されます。

こうした農地は、土地を適正に管理していないことにより周辺地域への悪影響が懸念されています。農地は活用されれば農産物を供給できる大切な土地となりますが、放っておけば固定資産税がかかるだけの農地になり、さらに進めば荒廃農地となって、通常の農作業すらもできなくなってしまう。

また、将来の農地の所有者がお亡くなりになった際、相続登記せずにそのままにしておくと、その農地は相続人全体の共有となります。その後、代替わりが進んでいくたびにねずみ算式に共有が増えていき、相続人の特定が非常に困難になり、当該農地は所有者不明農地、相続未登記農地となっていきます。

こうした農地は、これから農業委員会が目標地図素案を作成していく上で農地所有者に対する後継者確保や将来の農地貸付け意向確認を行うことを困難にし、さらには農地の集積・集約化の妨げになります。

そこで小項目 5 として、このような遊休農地、所有者不明農地の対応について質問をいたします。

小項目 6 です。相続した農地を手放したい人への対応についてお伺いをいたします。

農地を相続したものの農業の経験がなく、将来にわたって農地の管理ができない場合、農地を手放したい所有者も増えてきます。地域の担い手に預けることができればよいのですが、受け手がない場合はどうなるのでしょうか。

また、農地法の規定により、農地所有者の責務として当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようしなければならず、農地利用以外の利用目的に転用できれば可能性はありますが、それもできないとなると、そのまま放置される農地が増えてくるおそれがあり

ます。こうした農地を目標地図に入れ込むことが難しくなってきます。

そこで小項目6として、相続した農地を手放したい人への対応について質問をいたします。

最後ですけれども、小項目7、地域計画策定後の進め方についてお伺いをいたします。

地域計画策定に関し、当面は目標地図を作成することではありますが、本来の目的は作成した地域計画を実行し、評価し、改善して実行することを継続的に行っていくことです。そして、地域の農地が利用されやすくなるよう農地整備による集積・集約化に向けた取組を進めることです。その意味では地域の農業を維持発展させていくためのスタート地点であるといえます。

そこで、目標地図作成後に、地図に基づいた農地の集積・集約化の取組をどのように進めていくのか、小項目7で地域計画策定後の進め方について質問をします。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

○村長（北村政夫君） 御質問いただきました7番、最後の地域計画策定後の進め方について答弁申し上げます。

地域計画策定後の進め方につきましては、計画や目標地図に沿った担い手の農地の集積あるいは担い手農家を支援しながら、村内の農地の保全、適正な管理、耕作が長く継続できますよう支援してまいります。さらには、各種の事業を活用いたしまして連携していく中で、担い手農家の地域の御意見を伺う機会を持ちながら、村全体で取り組んでまいります。

引き続きまして、多面的機能直接支払事業、そして中山間地の直接支払事業に取り組み、集団農地の保全、大規模な担い手農家への農地の集積、さらにはタチアカネそばの作付によります収量増などを目指し、計画の推進に取り組んでまいります。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

〔建設農林課長 稲垣和美君 登壇〕

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、私からは1)から6)までについて答弁をさせていただきます。

まず、1番目の農林水産省より方向が示された地域計画の概要と策定までのスケジュールについての御質問でございます。

地域計画の概要につきましては、平林議員からもご指摘があったとおり、地域の目指すべき将来の地域農業の在り方や目標とする農地利用の姿を示した地図、目標地図を明確にした将来ビジョンでありまして、令和5年4月施行の農業経営基盤強化促進法の一部改正により、

これまで推進してきた人・農地プランが新たに地域計画として法定化され、市町村が地域の話し合いを踏まえて策定することが義務化されました。

策定までのスケジュールにつきましては、地域の実情に応じて、担い手を中心とする受け手による話し合いの場を設け、協議を重ね、協議の結果を地域計画や目標地図に反映させた案を作成、計画案の説明会を開催、意見をお聞きし、計画案を報告、策定するという流れで、令和7年3月末までに策定する必要があります。

今後、地域での話し合いを開催し、農家の皆さん、地域の皆さんの御理解をいただきながら、10年後の農地の管理、耕作をどうされるか意向を把握し、目標地図の原案を作成したいと考えております。令和6年度には計画の内容をブラッシュアップし、担い手農家の皆さんと話し合いを重ね、目標地図の精度を上げ、地域計画を完成したいと考えております。

続きまして、2番目の目標地図の素案作成に向けた課題についての御質問でございます。

目標地図の素案作成に向けた課題として、目標地図は10年後の農地利用の姿を示した地図でございます。1筆ごとに将来の耕作者を明記することとなっております。担い手などの意向を確認し、将来の農地を誰が耕作するか明確化する上で地権者と担い手とのマッチングがうまくいくか、そもそも担い手農家も高齢化していく中で、受けていただけるのかどうか不透明な状況であります。

また、地域計画及び目標地図の作成は、水田農業の在り方と密接に関連するため、いわゆる5年水張りルールへの対応についても今後近いうちに農林水産省から示される目安に沿いまして、農業再生協議会で対応方針を定めてまいります。

今後、受け手となる機械作業受託組合や大規模稲作農家、中山間直接支払集落、多面的機能直接支払交付金事業を実施している保全会などの皆さんを中心に、まとまった農地を集積していく取組が必要になってくると考えております。

3番目のデジタル地図、eMAFFの活用についての御質問でございます。

デジタル地図、eMAFFの活用につきましては、国がデジタル化を進める中で、今まで各市町村で管理してきました農地台帳、水田台帳等の農地の現場情報を一元化し、全国共通のシステムへのデータ移行が進められています。

村の農業委員会では、令和2年度よりタブレットパソコンを導入しまして、また、農地パトロールを行っていただいております。また、転作確認の際にも現場においてタブレットパソコンを用いて画面上の航空写真を見ながらの農地の現状を確認し、パソコンに情報を登録するといった方法によりまして、紙ベースの大きな地図は使わず、作業の効率化、時間短縮

になるなど、農業委員さんにも好評をいただいております。今後、パトロール期間だけではなく、年間を通じてタブレットパソコンを使っていただけるような形にしたいと考えております。

eMAFFにつきましては、国のシステムと村のシステム、固定資産税情報、農地台帳情報、住基情報などの情報との整合性が取れない部分があることから、移行に難航し、完了には至っておりません。また、セキュリティーについては細心の注意と対策が必要であると認識をしております。

4番目の農地集積・集約をする上での課題についての御質問でございます。

農地集積・集約を進める上での課題につきましては、今後、高齢化していく担い手農家への集積・集約については限界があると思われまますので、新規就農者や半農半X、退職者の就農促進、Jファーム等の研修施設への受入れ、機械作業受託組合等の受託組織への加入促進など、農地の受皿となる農業者の確保が課題であると考えております。

また、中山間地域の比較的条件が悪い農地は引受け手が見つからず、集積が困難であるということも考えられますので、いずれにいたしましても情報収集に努め、担い手農家を確保していくことが喫緊の課題であると認識をしております。

また、農地相談会を村農業委員会で開催しておりますが、相談に来られる方が少なく、情報収集に大変苦慮しております。今後、村地域計画を策定していく中で1筆でも多く、農地が担い手を集約できるよう地道に取り組んでまいりたいと考えております。

5番目の遊休農地、所有者不明農地への対応についての御質問でございます。

遊休農地の所有者不明農地への対応につきましては、地元の農業委員さんや区長さんなど、役員の皆さんから親族の皆さんなどの情報をいただき、親族などの関係者の方が判明をすれば、農地の管理をお願いし、親族の方が管理できない場合には担い手農家へつないでいくなど、何らかの方法により農地が適正に管理されるよう手を尽くしてまいりたいと考えております。場合によっては司法書士などを含めた専門職をお願いしていくことも検討しなければならないというふうに思っております。

また、国におきましても所有不明農地の解消に向けた法律改正が行われております。1つは令和5年4月1日に民法等の一部を改正する法律が施行され、相隣関係規定の見直しなどにより利用の円滑化を進めるものでございます。

2つ目は、相続登記の申請の義務化が令和6年4月1日から施行され、これにより不明土地の発生防止が期待されます。

3つ目は相続等により土地所有権を取得したものが法務大臣の承認を得て、その土地の所有権を国庫に帰属できる制度が令和5年4月27日に施行され、こちらは不明土地の発生予防が期待されますが、こちらにつきましては土地を手放す際に負担金の納入を伴うことから、今後の制度の運用につきましては注視してまいりたいというふうに考えております。

6番目、相続した農地を手放したい人への対応についての御質問でございます。

相続した農地を手放したい人への対応につきましては、まずは村農業委員会へ御相談をいただきたいと思います。ケース・バイ・ケースではありますが、移住希望者へ宅地とセットで売却するという方法も考えられますし、条件が合えば担い手農家へ貸し借りという形で、村農業委員会を通じて手続をすることもできます。

農地相談会だけではなく、農業委員会では随時農地相談を受け付けておりますので、お気軽に御相談をいただきたいと思います。また、積極的に相談窓口のPRを図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。

ここまで地域計画の進め方、農地集積・集約化について質問をしてきました。地域計画は人・農地プランを法定化し、計画になります。耕作放棄地はますます増えていくことが懸念されており、今後も農地を適正に利用していくためにも5年後、10年後に後継者のいない農業者が農業をやめるとき、その農地を誰かに耕作し続けてもらいたい、地域農業を何としても守っていかなければならないという思いは地域の農業者、農業関係をする人たちの共通の願いだというふうに思います。

豊かな自然と先人のたゆまぬ努力により守り受け継がれてきました本村の農業が将来にわたって持続可能な産業であり続けることは、我々村民にとってとても重要だというふうに思います。今回の目標地図を作成し、そして将来を見据えた地域計画を作成することで、最終的に農地整理などを進めるためにも地域の農業者、自治体、農業委員会、農地中間管理機構、JAなど、関係者の皆様が一緒になって、実現に向けて取り組むことが重要と考えます。

これこそが村民が守り、育てる青木村の農であることを再認識し、しっかりと支援と対策を進めていただくことに期待をし、大項目2の質問を終わり、私の全ての一般質問を終わります。

御答弁をいただきました村長をはじめ教育長、課長の皆さん、どうもありがとうございます。

した。

○議長（松澤正登君） 平林議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 松 本 淳 英 君

○議長（松澤正登君） 1番、松本淳英議員の登壇をお願いします。

松本議員。

〔1番 松本淳英君 登壇〕

○1番（松本淳英君） 議席番号1番、松本淳英です。

事前通告に基づきまして、大きく2項目について質問いたします。

一括での質問とさせていただきます。

まず、最初の項目であります移住促進施策について質問いたします。

当村の人口動態を見ますと、例年20人から30人程度の新規出生のある一方、それを上回る死亡者が出ており、例年50人程度の人口の自然減が生じております。この自然減を補うためには社会増、移住による人口の増加が求められるところであります。

幸い、当村は豊かな自然や充実したコミュニティーが残るとともに、首都圏から1時間強の新幹線停車駅に30分程度で行くことができるという地理的優位性があります。加えて、東証プライム上場企業による工場進出、国道143号線新バイパスの開通が人口の社会増を促す大きな要因になることは改めて申すまでもありません。

しかし、今後、少子化がさらに進む中で自治体間での住民の獲得競争、移住施策の激しい競争が生じることが十分に懸念されます。他の自治体においても必死になり移住促進を進める中で、同じように移住促進施策を取っているのでは多くの自治体の中に埋没し、移住者から当村を選んでいただくことが難しくなります。

最初の質問になりますが、青木村の実情を踏まえ、移住候補地として、他の自治体とどう差別化を図り、移住促進政策を進めておりますでしょうか。

次に、移住促進施策のターゲットについてお聞きいたします。

自治体としての青木村をしては移住を希望するどのような方も歓迎するのが当然あるべき姿であります。しかし、移住促進政策となりますと、漠然と施策を打つだけではなく、移住候補者のある程度絞り込み、対象に適した施策を打つことが重要でございます。

移住政策で成功している自治体では、主にどの地域に住むどのような方々を移住の候補者にするか定め、より効率的な移住施策を売っております。また、当村のように小規模で各種リソースが限られている場合において、より有効な政策を打つためには移住政策のターゲットをある程度明確にする必要があります。全ての方を移住対象とすることは大前提でありませんが、その中で効率的に政策を打つに当たり、当村ではどのような方を重点的な対象として捉えておりますでしょうか。

多くの自治体においては体験住宅の活用が移住促進施策の重要な役割を果たしております。新型コロナウイルスの感染症の区分が変更されたことから、今後、同施設が各自治体において積極的に利用されていくと考えられますが、当村においてはどのような活用を考えておりますでしょうか。

単純な滞在だけではなく、イベント等を組み合わせている自治体は多く、当村においては農業体験と組み合わせることで、田舎生活を実感していただくことやパラグライダー利用者に宿泊してもらうことで、大自然を体験していただくことも考えられます。また、ふるさと納税の返礼品として、体験住宅を活用していただいている自治体もございます。より多様で多くの人々の関心を引くために、当村ではどのように取り組まれる予定でしょうか。

次に、関連した質問になりますが、自治体によっては保育園留学を実施しております。自然に恵まれた保育園に1週間から数週間、子供を実際に通わせるとともに移住生活を体験していただくものであります。当村の特性を考えた移住施策として、ぜひ取り組むべきものの1つと考えますが、行政としてのお考えを御回答ください。

保育園留学の例にあるように、移住体験においては数日単位の滞在だけではなく、数か月単位で滞在し、より実際の生活を理解していただき、移住につなげる動きが広まっております。このような動きや体験住宅の利用者が今後増えるだろうことを考えますと、現在ある体験住宅ではキャパシティーに問題が生じることが懸念されます。体験住宅のキャパシティーの問題をどうお考えでしょうか。

次に、体験住宅以外での移住体験についてお聞きいたします。

自治体によっては、オンラインでオーダーメイドツアーや賃貸物件の補助を実施しているところもございます。当村におけるこれらへの対応や体験住宅以外での移住促進政策にどう取り組まれておりますでしょうか。

次に、実際に移住をされた方へのフォローについてお聞きします。

当村にせっかく移住されました方でも思い描いていた生活様式と異なり、村外へ再移住さ

れてしまう方もいらっしゃいます。どこの自治体においても同様な事例は少なからずあるとは考えられますが、せっかく移住をされた方が出ていってしまわれることは残念なことだと思います。

自治体によっては、移住された方向けに定期的な集いを開き、移住者同士のコミュニティーを深めていただくことでそれぞれが持つ不満などを解消させ、定住率の向上を図っております。当村において、移住者間のコミュニケーションの深化のためにどのような対応をされておりますでしょうか。また、移住者が抱える悩みなどを解決するために、どのようにフォローをされておりますでしょうか。

最初の項目の最後の質問になります。

他の自治体と比べて、当村の強みの1つは恵まれた教育環境にあります。また、子育て世帯は移住候補者として重要であります。そこで病児の送迎についてお聞きいたします。

自治体によっては、保育施設に通っているお子さんが体調不良になった場合で、保護者が仕事等の都合によりお迎えができないとき、自治体の看護師や保育士が代わりにお迎えに行き、医療機関で受診をし、保護者の迎えが来るまでお預かりをしております。

コロナ禍においては実施が難しいと思われたサービスですが、感染症としての分類が変更されたことで、今後同様なことを行う自治体が増えてくると予想されます。当村において同様の事象が生じた場合の現在の対応方法、また、将来的に同様なことを行うことについて御回答をお願いいたします。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

○村長（北村政夫君） 御質問いただきました1の移住促進に向けて、他の自治体との差別化について私から答弁をさせていただきます。

東京一極集中の是正などによりまして、国の施策として、また地方にとって人口減少に歯止めをかけることによりまして、自治体の活性化のため、日本の至るところで質問にありましたような移住に関する事業が実施されております。

移住を決断されるまで、仕事への不安でありますとか生活や住居への不安、また、心理的なハードルもあると伺っております。青木村では昨年3月に策定いたしました長期構想計画の重点プロジェクトの1つの中で、関係・交流人口の拡大、創出による村づくりを位置づけております。その結果として、移住政策につなげる計画を幾つか実施しておりますところでございます。

幸い、青木村には移住希望者の心をくすぐるようなたくさんの魅力がございます。例えていけば、豊かな自然でありますとか長い歴史や高い文化、穏やかで外部の人をよそ者扱いしない包容力のある村民の皆さん、災害が極めて少ない安全・安心の村、女性の体に優しい泉質のよい湯量の多い温泉、東京に通勤通学できる時間的な距離、コンパクトな村、全村光ケーブルの設置など、挙げれば枚挙にいとまがございません。

この情報をいかに移住希望者に届けられるか、見てもらえるか、また、足を運んでいただけるか、時間をかけて滞在して体験していただけるか、今、考えられる方法の多くは既に取り組んでいるところでございますが、さらに御質問にありますような視点で取り組む必要があるというふうにも思っております。

また、子育てするなら青木村をキャッチフレーズに定住促進応援券をはじめといたしまして、暮らしや生活、さらには村が移住者のターゲットとしたい若い方々に向けまして、出産祝い金や子供の医療費の無償化など、子供を真ん中にした丁寧な移住政策に重点を置き、取り組んでおります。また、空き家バンクとの連携によります実績も上がっているところでございます。

相当な実績を上げているところでございますが、他の自治体との差別化を図っていくことは大変大事なことでございます。引き続きアンテナを高くいたしまして、情報発信あるいは移住の促進に努めてまいります。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

〔商工観光移住課長 小林利行君 登壇〕

○商工観光移住課長（小林利行君） それでは、私のほうからは2番目、3番目、5番目から7番目について御答弁させていただきます。

まず、移住促進施策のターゲットについてという御質問でございます。

議員がおっしゃられるとおり、ターゲットを絞っての施策は有効だと思います。当村の自然環境、暮らしやすさ、首都圏に近いという利便性、交通等の環境から考えると、生産年齢人口の獲得に重点を置くことが合理的と考えております。特に子育て支援施策や教育環境、就労相談の拡充を図っております。移住相談においてもこの点に重点を置き、積極的に対応しているところでございます。

続いて、3番目の体験住宅の活用についての御質問でございます。

田舎暮らしお試し体験住宅は平成29年4月開設以来、令和5年3月までに延べ98回の利用実績があり、15世帯37名の移住に結びついております。新型コロナウイルス感染症対策

の影響もあり、利用状況は少なく、利用世帯のうち移住された世帯は18.5%、年間利用日数は21.9日となっています。

議員の御提言のとおり、単なる宿泊体験ではなく、移住者や地域住民との交流が図れるような宿泊プランや体験交流メニューの創設を考えてまいります。まずは村の施設整備などのハード面、地域コミュニティや人柄のよさなどのソフト面における青木村のよさを知っていただくことが大切だと考えております。

続きまして、5番目の体験住宅のキャパシティーについての御質問でございます。

議員御承知のとおり、村の田舎暮らしお試し体験住宅は現在1棟です。村内には長期滞在が可能な旅館や村内の定住に向けた案内をされている方もいらっしゃいますので、連携を図りたいと思っています。

また、村の田舎暮らしお試し住宅は、現在、利用日数が最高6泊7日とされており、必要に応じ、利用日数の上限を増やすなど利用者のニーズに沿って、田舎暮らし体験ができるように今後検討してまいります。

御質問いただきました6番目、体験住宅以外の移住体験についてということでございます。

移住の際には、やはり実際に来られ、生活してみることが一番有効だと思いますが、コロナ禍を経験し、インターネットを活用したりリモート会議やウェブ会議などが発展しております。

村では、現在もウェブを活用し、相談に乗っているところではありますが、現在、観光や飲食店の情報をメインとしたフェイスブックやインスタグラム、ツイッターなど、新しい生の旬な情報を発信し、好評を得ているところでございます。

今後、このような情報発信の仕組みを利用し、例えば空き家バンクに登録されたお宅の内覧会などを発信するなど、そういったことを考えております。

賃貸住宅への補助金という御質問でございましたが、現在、現に民間賃貸住宅の補助金を支給しておりますので、その中での対応をしたいと思っております。

7番目にいただきました移住後のフォローについてでございます。

村には移住相談を専従で行う支援員を配置しております。移住前はもとより移住後も引き続き相談、助言に当たっております。支援員は研修を積んでおりますし、あまたの相談に応じていますので、その経験やデータから移住者が1つでも早く地域に溶け込めますよう努めています。まずは地元区長など地域の方に紹介をし、移住された方と受け入れる地域に寄り添ったフォローに努めております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 杓掛教育長。

〔教育長 杓掛英明君 登壇〕

○教育長（杓掛英明君） 私からは4点目の保育園留学を移住政策の1つとして取り組むべきについて回答させていただきます。

実は小・中学校でもこのような例がございます。南佐久の南相木村や下伊那の売木村は児童数が10人とか20人とかの少なさであるため、存続を図る狙いから青木小学校にも来てもらっていた花まる学習会が間に入って、行政と連携をして山村留学を進めております。

保育園留学も移住促進のためにある業者が行政と連携をして、モデルハウスを活用するなどして体験型の移住促進を行っているということは承知しております。一方で、公立の保育園は、そうでなくても途中入所の乳幼児が多くいるため、保育士の確保に躍起になっている状態でもあります。そう考えると、青木保育園を舞台にした保育園留学というのはちょっと苦しいのではないかなと考えております。

先ほどの例でお話しした花まる学習会や移住促進会社と連携をして、その業者が運営するまたは連携をしている保育園を舞台にするなどの策が必要になると思われま

○議長（松澤正登君） 保育園長。

〔保育園長 成沢亮子君 登壇〕

○保育園長（成沢亮子君） 私のほうからは8点目の病児・病後児保育の送迎についてお答えいたします。

医療受診が必要とされるケースは発熱や感染症を疑うものかと思いますが、保護者がすぐにお迎えの対応ができない場合は、クラスへの感染を防ぐために別室でお迎えに見えるまで園でお預かりしています。決して1人にさせることはありませんので、そこは安心してください。

一方で、発熱など体調不良の子供さんはふだんの何倍もの不安を抱えるものと思います。いつもよりお母さんを待っている気持ちを考えてあげてほしいとも思います。また、医療機関はお子さんの気持ちを考えて、保護者がそばにいて受診していただくことが大事ではないかと考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 松本議員。

○1番（松本淳英君） 御回答ありがとうございました。

回答にもございましたが、やはり豊かな自然や子育ての環境、首都圏との距離の近さなどは当村の魅力であると考えます。このような環境で子育てをしたいと考えている方は多いと思います。首都圏に住む生産年齢人口、特に子育て世帯を移住の候補ターゲットとすることは妥当であるかと考えます。

そして、このような方々に対する具体的な移住施策となりますと、保育園留学や小・中学校への留学は大変理にかなった施策になると考えられます。保育園におきましては当村に限らず、全国的にキャパシティの問題があります。

ただ、逆を言いますと、その分だけ良質な保育所がある場所には人が集まってくる、移住先として検討していただくことがあるかと思えます。実際に運営する場合は自治体として苦勞していただくことは多いかと思えますが、当村の移住政策の柱としてなるようにいろいろと御検討いただけたらと思えます。

前回の一般質問においては、子育て支援について質問させていただきました。当村においては昨年の特出生率が1.9%ということで、全国平均や長野県平均を上回る水準となりました。また、この水準は我が国における希望出生率である1.8%よりも高い水準となりました。

希望出生率は、結婚、妊娠、子育てが希望どおりにできた場合に想定される出生率であります。希望出生率より高い出生率を実現しているということは、当村においては結婚、出産、子育てがおおむね希望どおりにできる、そういう環境にあることを意味しております。子供を産みたくても産めない、育てたくても育てられないことが当然となっている我が国において、このような青木村の環境に憧れる人々は多くいるはずでございます。

残念ながら、自治体によっては、人口の社会像を促すにも越えなければならない課題があまりにも多く、有効な移住施策を打ちようもない自治体も存在します。しかし、当村においては、的確な施策を打てばきちんとした成果が期待できる状況にあります。当村の強みと限られた資源を生かした移住政策を引き続き取っていただけたらと思えます。

次に、2つ目の項目としまして、相続不動産登記について質問いたします。

引き続き、一括質問といたします。

先ほどの平林議員の一般質問にもありましたとおり、不動産登記法の一部改正により令和6年4月1日より相続登記の義務化が発生いたします。相続により不動産の所有権を取得したことを知ってから3年以内に相続登記の申請をする必要が生じます。所有者不明の不動産が新たに発生しないための法改正になります。

最初の質問となりますが、この改正に合わせて登録促進のために当村として考えていることはございますでしょうか。相続未登記となっている土地の現状を踏まえて御回答ください。

次に、村外の方が村内の住宅を別荘として利用しているケースについて質問いたします。

青木の森別荘地以外でも村内の住宅を別荘として利用されている方がいらっしゃいます。しかし、村外在住者の方が亡くなられた場合、相続を把握することが難しいと思われれます。相続登記や固定資産税の確実な徴収のためにこれらの方々に対して、今後どのような対応を取っていくか御回答をお願いいたします。

次に、身寄りのない高齢者について質問いたします。

身寄りがなく、相続人がいない方が亡くなられた場合、財産は最終的には国に帰属することとなりますが、そこに至るまでの手続が煩雑で時間も要するというので、生前に財産の相続人を遺言にて残すことが望まれます。身寄りのない高齢者につきまして、当村で現状をどのように把握されておりますでしょうか。

また、自治体によっては高齢者を中心に相続や遺言作成の相談、講習会の実施、また、エンディングノートの作成を提案するなど、速やかな相続に向けて自治体からの積極的な動きが見られます。当村におけるこれらの取組や今後の計画について御回答をお願いいたします。以上です。

○議長（松澤正登君） 奈良本会計管理者税務会計課長。

〔会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監 奈良本安秀君 登壇〕

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） それでは、私のほうから1点目と2点目につきまして回答させていただきます。

まず、1点目の不動産登記法の一部改正に合わせて登録促進のため、村として考えていること、村の現状を踏まえてということですが、まず、当村の相続の未登記件数の現状について申し上げます。

正確な数値ではございませんけれども、現在、土地に関して申し上げますと、全筆数が約2万6,000筆ございます。そのうち現存しない所有者、いわゆる死亡者名義の固定資産が4,400筆ございます。これが相続未登記物件と仮定いたしますと、約17%に相当する数字でございます。

また、課税対象としている物件に限って申し上げますと、現在、納税通知書を郵送等で送付している件数は約2,600件ございます。そのうち本人以外、いわゆる登記簿上の所有者以外の宛名で送付している件数は約330件ございますので、仮にこの件数が全て相続登記がな

されていないという理由であるならば、その数が相続登記の未登記件数と推測されますが、これは率にして約13%でございます。

相続が発生しても、それに伴って相続登記がされない原因といたしまして、まず1点目として、これまで相続登記の申請が任意とされ、かつその申請をしなくても相続人が不利益を被ることが少なかったということ。2点目として、相続した土地の価値が乏しく売却も困難であるような場合には、費用や手間をかけてまで登記の申請をする意欲が湧きにくいことが指摘をされてきました。

相続登記がされませんと、登記簿の状態は古い状態のままになり、この状態が長年放置されることはいわゆる所有者不明土地増加の一因となっていました。この発生を予防するために相続登記の申請が義務化されたところでございます。

相続登記の申請義務化につきましては、3年以内のルールですとか違反した場合の10万円以下の過料ですとか、相続人にとっては影響が出ることから、村といたしましてはまず情報の周知を図っていきたいと思っております。

現在も行っておりますが、死亡の手續に御親族様等が御来庁された際には相続登記について御説明はさせていただいておりますし、広報6月号で掲載をさせていただいております。今後につきましても様々な媒体を通して周知を図っていきたいと思っております。

続きまして、2番目の村内の住宅を別荘地として利用している場合、村外在住の方が亡くなられた場合の対応について回答させていただきます。

村外在住の方がお亡くなりになられた場合、固定資産税の適正な課税をしていくためには、納税義務者の死亡の事実を適時に把握するということが重要になってきてまして、この把握ができないと所有者不明土地につながってしまう一番の要因であるということは先ほどの回答でも申し上げてございます。

死亡された方または住所変更された方につきましては、現状、御親族ですとか御本人から連絡をいただけるケースがほとんどでございますが、仮に連絡等がなく、そのままの状態でおられますと、こちらからお送りする郵送物等が届かず返却されるため、その時点で初めて認識ができるというケースがございます。

こういった方々につきましては、法定相続人の調査をさせていただいて、その特定ができた段階でおのおの相続人の方に通知を出させていただいて、連絡をつけていくというような作業を行っていくわけですが、多大な時間を要するというのが実態でございます。ちなみに当村の場合、相続登記ができないために課税先が特定できずに納税通知書が送れないという

ケースはほぼございません。

現行制度では登記名義人、登記簿上の所有者でございますけれども、登記名義人が死亡しても相続登記がされない限り、死亡した事実は不動産登記簿には公示されませんので、登記記録から登記名義人の死亡の有無を確認することはできませんでした。

このような状況を解消するために、法務局の登記官が住民基本台帳ネットワークシステムなどの他の公的機関から死亡情報を取得した場合に、その死亡の事実を職権で不動産登記に符号によって表示する制度が新たに設けられ、令和8年4月までに施行されることとなっております。これによりまして、登記記録から登記名義人の死亡の事実を確認できるようになっております。

村といたしましても死亡等の事実を早急に把握するために、令和2年度税制改正で制度化されました土地または家屋を現に所有している者の申告制度というものを活用することに加えまして、住民基本台帳との連携を図り、住民基本台帳ネットワークシステムを用いた照会等を行って、本人確認情報の把握に努めていきたいと思っております。

また、村外在住の納税者の方々には、相続登記の義務化ですとか住所等の変更登記の申請の義務化を周知する旨の文書を納税通知書に同封するなどして、所有者不明土地を未然に防ぐように努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

〔住民福祉課長 小根沢義行君 登壇〕

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、私のほうから2点お答えいたします。

まず最初に、身寄りのない高齢者の把握についてですけれども、身寄りのない高齢者の把握につきましても、基本的に地域包括支援センター職員によります個別の相談あるいは対応、または地域の実情を把握しております民生・児童委員の方あるいは区長さん等からの情報提供によりまして、把握しております。

続きまして、村で相続、高齢者の遺言書作成の講習会等の取組等についてでございますけれども、現在、村の社会福祉協議会では司法書士、弁護士によります無料相談会をそれぞれ年4回実施しておりまして、この相談会の中では相続や遺言書の作成等の相談にも応じてもらっております。

また、村の高齢者クラブでも今年度、終活等の内容を含みましたシニアライフに关します講演会が今後予定されております。また、上小地域の市町村が共同で設置しております上小

圏域成年後見支援センターでは、相続、遺言、成年後見制度等に関します講演会等を実施しております。村といたしましては、今後もこれらの関係機関と連携した取組を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 松本議員。

○1番（松本淳英君） 御回答ありがとうございました。

身寄りのない高齢者につきましては、戸籍上は身寄りがあっても実質的に身寄りがいない場合もありますし、またその逆もございます。いずれにしても円滑な不動産の相続が望まれますし、そのためにはふだんからの丁寧なコミュニケーションが求められるところでございます。当村においては、自治体と住民の距離が短いことが強みでございますので、丁寧なコミュニケーションを続けて、不動産登記の促進に取り組んでいただけたらと思います。

東証プライム上場企業の工場稼働に加えまして、国道143号線新バイパスの開通を踏まえますと、当村の産業構造は歴史的な転換の時期を迎えております。農業が産業の基本であることには変わりませんが、余剰となった労力は村外に流れるのではなく、村内の製造業、サービス業で活用されるようになります。

このような転換期を迎えまして、行政としてはこの転換をスムーズに行われるための環境を整備していくことが求められます。その中において不動産の用途変更や取引は重要な役割を担います。令和6年4月より相続登記が義務化されますが、これをきっかけにして当村の貴重な不動産資源の有効活用を促していただけたらと思います。

私からは以上となります。

○議長（松澤正登君） 松本議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

この時計で10時35分まで、よろしく申し上げます。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時35分

○議長（松澤正登君） それでは引き続き会議を再開します。

◇ 塩澤敏樹君

○議長（松澤正登君） 続いて、2番、塩澤敏樹議員の登壇をお願いします。

塩澤議員。

〔2番 塩澤敏樹君 登壇〕

○2番（塩澤敏樹君） 議席番号2番、塩澤敏樹です。

不覚にも風邪を引いてしまい、声あまり出ずにお聞き苦しい点があるかと思いますが、御容赦ください。よろしく願いいたします。抗原検査キットを頂きまして調べたところ、陰性でしたので、御報告させていただきます。

まず、通告書に従いまして、大項目2つ、小項目15個について質問させていただきますので、御答弁をお願いいたします。

来年度は、青木村障害者基本計画、第6期青木村障害者福祉計画、第2期青木村障害児福祉計画が改定になるかと思えます。そこで、障害者対策についてお聞きします。

初めに、障害者の雇用についてお聞きします。

令和元年6月には障害者の雇用を一層促進することを目的として、法律の改定が行われ、国及び地方公共団体はその責務として、自ら率先して障害者を雇用するように努めることが明確化されました。

国及び地方公共団体は、障害者である職員がその有する能力を有効に発揮して、職業生活において活躍することの推進に関する取組を実施することができるよう、障害者の活躍に関する計画を定めることとされました。

青木村での障害者の雇用率は1.77%とお聞きしました。そこで、法定雇用率2.6%を下回っておりますが、国や公共団体の雇用率は3年後には3%に引き上げられます。現時点での課題と今後の取組についてお伺いします。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 御質問のとおり、本村におきましても過去には法定雇用率を上回っておりましたけれども、対象者の退職ですとか、あるいは今、御質問の法定雇用率の引上げ等によりまして、現在は下回っている状況でございます。

職員を募集する際には障害のあるなしにかかわらず、障害のある方を含め、広く募集をさせていただいているところでございますけれども、実際にはなかなか御応募をいただけない

というような状況でございます。

また、本村のような職員数の少ない、小さい小規模な自治体では採用枠も少なく、幾つもの仕事を掛け持ちをしているような状況でございまして、障害の種類ですとか度合いによっては雇用の機会が制限されてしまうような可能性がございます。1つの大きな課題であるなというふうに認識をしているところでございます。

一方で、今のとおり、なかなか直接雇用ができないという中でございまして、例えば公共施設の清掃業務を村内の障害者施設にお願いするですとか、そこで生産された商品を積極的に購入させていただくというようなことをさせていただいているところでございます。

いずれにいたしましても、正規職員あるいは会計年度任用職員を含めて、障害者の雇用については引き続き鋭意努めてまいりたいと考えております。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） お願いします。

障害者雇用率未達成の場合は、障害者採用計画の作成が義務づけられているかと思えます。障害者である職員に対して参画を求めることが必要であるともあります。障害者採用計画の作成の際は、障害者である職員も参画して計画を立てていただきたいと思います。これからもさらに雇用率が上がるような取組をお願いしたいと思えます。

次に、企業においては、令和3年3月1日から民間企業の法定雇用率は2.3%で、従業員を43.5人以上雇用している事業主は、障害者を1人以上雇用しなければなりません。これについて厚生労働省は、障害者の働く場をさらに確保するために3年後にはそれを2.7%とするということを決めています。

そこで、村内企業の障害者の雇用状況について村では把握されているのでしょうか。村内企業の障害者雇用の状況について伺います。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

今、議員御指摘のように障害者の雇用の促進等に関する法律では、従業員の2.3%に当たる障害者を雇用するように民間企業に求めておりますけれども、障害者雇用調査につきましては、国の労働局が実施しておりまして、その結果につきましては、都道府県別、企業の規模別、産業別の雇用状況については公表されておりますけれども、市町村ごとの障害者の雇用状況につきましては公表されておられませんので、村としても把握はできておりません。

ただ、長野県の状況といたしましては、令和4年度の調査結果によりますと、障害者雇用

率は2.32%、上田管内の障害者雇用率は2.27%といずれも全国平均の2.25%を上回っております。また、障害者雇用率達成企業の割合は全県で58.1%、上田管内は63.7%とこちらも全国平均の48.3%を上回っている状況であります。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

雇用率が上がっていくことをこれからも期待しているところであります。

それで、障害者雇用が進んできているということであると思います。雇用率を達成していく企業も少なくないわけであります。しかし、現状においてより障害が軽いかより問題がない障害者らを選別し、採用している。つまり重度障害者が取り残されている状況でもあります。より雇用されることが困難な障害者雇用を目指すという重度障害者雇用の新たな仕組みの検討を国や県に村としても働きかけていっていただきたいと要望するところであります。

それで、村では、例えば就労希望の障害者の方がいらっしゃったときは、どのように就労に結びつけられているのかお聞きしたいと思います。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

就労希望のある障害者の方がいた場合につきましては、基本的にはハローワークでの職業紹介が基本となりますので、ハローワークを紹介することになります。

また、ハローワーク以外での支援機関といたしましては、上小地域4市町村で運営費を負担しております上小圏域障害者就業・生活支援センターがありますので、こちらで就労希望のある障害者の方に対しまして、支援ワーカーによる就労に向けた職業準備訓練、職場実習のあっせんまたはハローワーク、企業への面接同行等の就職活動支援等を行っております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

それぞれ就労関係機関と連携、協力を図られて、それぞれ就労に結びつけられているということでもあります。そこで、障害者雇用率も大切ではありますが、継続率や離職率も検討しなければいけないのかと思います。障害者のサポートは継続性、永続性が必要であります。

そこで、村では雇用された方々にはどのようなサポートがされているのかお聞きしたいと思います。

○議長（松澤正登君） 片田企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 障害のある方の就業につきましては依頼をする業務内容を考えるだけではなくて、本人の気持ちのフォローですとか働き方に関しての相談、支援、さらに一緒に働いておられる方々の理解あるいは対応等、多岐にわたって対応が求められております。

そこで、最も障害者の就労に関して専門的な立場から支援を担当していただいております、今、前の質問でも出てまいりましたけれども、上小圏域障害者就業支援センターの方に村では2か月に1回程度、定期的に相談に乗っていただいております。

このような相談を継続していくことで、御自分の気持ちをいつも聞いてくれる人がいるということになりまして、モチベーションを保ったりですとか具体的なコミュニケーションのスキルを学ぶことができているのではないかというふうに感じております。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

これからもそのような相談の機会を増やしていただいて、フォローしていただければと思います。また、課長さんが言われたように障害者の就労支援に当たっては、障害者が働けるように支援するだけではなくて、雇用する側が安心して雇用できるとか経営者、従業員、周りの人たちが障害者への理解ができなければいけないということがあります。これからも就労後の継続的な支援が必要だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

障害者の就労としては、働くことを前提とすれば、可能であれば一般就労に結びついていくわけですが、それが難しい場合は最低賃金が保証されている雇用契約を結ぶ就労持続支援A型、A型がもし難しい場合には就労契約を結ばない就労継続支援B型ということになるかと思っております。いずれにしても本人の意向にできるだけ沿った形の就労ができるようにサービスを提供しなければなりません。

青木村には就労継続支援事業B型のクロスロードあおきがあり、利用者は現在24名、村内が12名、村外が12名のようにあります。就労したい方は直接、クロスロードあおきに相談に来られたり、就労相談員の方がその人の就労計画を立てて、村内外での就労に結びつけているということでした。

そこで、村とクロスロードあおきとの連携はどのようになっているのか。また、村ではクロスロードあおきへどのような支援を行っているのかお聞きします。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

クロスロードあおきに就労したい方につきましては、障害者福祉制度に基づきまして、村に申請をしていただいた上で、本人、クロスロードあおき、相談支援員、役場の職員等が協議をした上で必要な方に利用してもらっております。

また、クロスロードあおきに対する支援といたしましては、村で所有しております土地、建物の無償貸与、また、役場等の村の施設での清掃作業、草刈り等の作業委託等の就労支援、また、施設のほうで製造しておりますバウムクーヘン等の商品開発に対します補助、道の駅あおきや役場内での販売、村内外でのイベント等での販売、PR活動を行って支援をしております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

少しでも関係を密接にして一緒にやっていければと思います。

先ほど片田課長さんからもありましたように、クロスロードあおきで働いている皆さんは、村内の観光地の清掃、運動公園の草取りだとか道の駅の清掃作業を行われているというんですが、障害により野外作業が苦手だと、できないという方もいらっしゃるのので、できれば、作業内容を室内でできるような作業も提供していただければという希望があるようですが、よろしく願いいたします。

また、先ほど村内のお土産等、バウムクーヘンを大変利用されているということで大変助かっているということでありました。ただ、できれば、もう少しいろんな企業さん、村内企業さんやいろんな方がバウムクーヘンを使っていただけるように働きかけたり、村でも多く使っていただきたいという要望でありますので、よろしく願いいたします。

そういうところの現場の声を聞かせていただきますと、地域の障害に対する理解度があまりにも低いと。施設運営をする中で大変だという事情を伺いました。障害を理解し、お互いのことを思いやれる気持ちがないと、障害者との共生が実現できません。

障害だけでなく、お互いのことを思い合い、優しさを持って助け合うことはコミュニティづくりにも非常に重要なことだと思っています。

地域の障害に対する理解を広めることができた状態は、村で掲げている「明るい！ 優しい！ あったかい！」であります。そこで、障害の理解促進と差別解消地域の理解度向上についてどのような取組をされてきたのか、どうやって地域の障害への理解度を上げていくの

かをお聞きします。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

障害者の方に対する理解促進を図るため、12月の障害者週間に合わせまして、村の広報紙に理解促進の内容の記事の掲載、ポスターの掲示、また、同時期の人権週間に合わせまして広報車で村内を巡回しての広報活動、人権擁護委員さんによります相談等を行っております。

また、コロナ禍でここ数年は実施できておりませんでした。障害者スポーツ大会等の開催も障害者の理解促進につながる重要なイベントの1つであると考えております。また、小・中学校におきましても授業の中で障害の体験学習等、障害者の理解促進のための内容を取り入れた授業を行っております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

広報などで紹介することは大変重要だと思いますが、広報だけで障害について関心を持つのは難しいと思います。そこで実際に触れ合える、身近に感じることで障害に対する壁が低くなっていくと感じています。

自分も教員になって養護学校に行ったときには、それなりの抵抗感が自分にもありました。でも、一緒に授業をしていく中でそのようなものがなくなっていったのを思い出しますが、ですから、イベントはその点、身近に感じられる場を提供できると思いますので、先ほど言われたスポーツ大会も、障害者と健常者とが一緒になってやるというようなイベントを計画していただき、障害者の皆さんと触れ合うイベントなどの企画を考えていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

さらに、障害者同士のつながりというのも大切だと考えています。お互いの気持ちを言い合えたり、相手の気持ちを聞く、またいろんな情報を得たりするためにも障害者団体への加入も必要かと思っておりますので、青木村障害者福祉協会への加入をされている方が大変、今、少なくなってきたようであります。

村で障害者手帳を交付される際には、青木村障害者福祉協会についての広報を、入る入らないはその方の気持ちですので、こういうものがあってこういうことをしていますよという広報をぜひとも一緒にお願いしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

次に、発達障害の支援についてお伺いいたします。

今日の信濃毎日新聞にも載っていましたが、「ふつうって何ですか？」という特集記事で発達障害について取り上げてきています。発達障害という障害が世に知られ始めて20年ほど経過がたっていると思います。自分も養護学校に行ったときには、そういう名前はなかったです。後になってきてこういう言葉が出てきたと思っていますが、この間に研究が進み、診断方法が進歩してきました。

そうした中で、幼少期は発達障害に気づかず、大人になってから様々な不適応が表面化し、初めて発達障害があると診断され、社会からドロップアウトするケースも多くなってきました。

今、信濃毎日新聞ではそういうケースの記事がたくさん出ていますというところではありますが、2022年度、昨年度、長野県の小・中義務教育学校全体における発達障害の診断、判定を受けている児童・生徒の割合は6.64%となっています。平成15年度の調査開始から毎年増えている状態です。全国では、昨年の記録では8.8%という記事が出ていました。

そこでまず、発達障害者の支援について、青木村での教育現場での支援はどのようになっているのかお聞きします。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 発達障害のある子供たちへの支援も含めて、特別支援教育の基本的な考え方なんですけど、子供が小さいうちはその子に合った支援を十分に行って、大きくなるにつれて支援の量を減らしていくということが大事だというふうに考えています。

学校を卒業して社会に巣立っていくときには、全く支援が必要なくなり、その子が1人で自立した生活をしてほしいと願っているからです。また、支援が必要だとしても、最小限の支援で生活できることが本人にとっても社会にとっても望ましいことだと考えています。

したがって、障害を早く認知して、早期からの支援が大変重要になります。青木村はまさにその早期支援を充実させてきました。保健師さんが行う乳児検診にスクールカウンセラーが参加し、情報の共有をしています。

支援の必要な子には保護者支援としてのカンガルー教室や、子供支援としては青木村が誘致したたんときッズあおきによる早期療育があります。その流れを保育園でも共有し、保育園でも丁寧な支援ができる体制が整っています。したがって、小学校へ入学した子供たちについても多くの情報が共有され、スムーズな移行支援も図られております。

このような体制を整えることが大切で、大きくなってから二次障害を発生させたり、問題が起きてから対症的に対応したりしているのでは、発想が逆になると考えております。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） 支援が必要なお子さんには早期支援を行っていくことが大切であると考え、取り組まれていること、また、早期支援を行うために様々な機関と連携を図って支援を行ってきていることが青木村の特別支援だとお聞きしました。自分も小学校でそれについても成果があるなど実感しているところでもあります。このまま続けていっていただきたいと考えています。

次に、大人の発達障害についてお聞きします。

大人の発達障害では、独り暮らしや就職における環境変化などによって生きづらさを感じ、初めて認識されることが多いと聞いています。学校の中では決められたパターンの中で生活していけばいいのですが、そこから出たときに社会の中ではそうはいかないので、それに合わせた生き方をしなければいけないということで、大変生きづらくなっている。

発達障害と診断されないグレーゾーンと呼ばれるケースもあります。このため、発達障害かグレーゾーンかにかかわらず、なぜうまくいかないのかなど、生きづらさの原因や対処法が分からず、そもそも発達障害のことが分かっていない状態が多く見られることに大人の発達障害の特徴の困難さがあります。

ここ数年、定義の拡大を続け、世間からの関心も高い発達障害、18歳以上64歳までの発達障害者は約25万人とされていますが、就職者は推定4万人と見られています。全国のハローワークにある障害者枠の求人件数は豊富であるものの、発達障害者にとっての掲載企業の障害に対する理解度や合理的配慮の程度などを含め、自身にマッチする求人を探すのが難しい一面があるようです。

一方、企業側も障害者の雇用の実雇用率は2.05%、達成企業の割合は45.9%にとどまり、障害者雇用が進んでいるとは言い難い状況であります。現在の発達障害者支援は生活訓練、就労移行支援が多くを占めています。法定雇用率の引上げもあって、障害者の雇用率は年々増加していますが、職場への定着が課題となっています。これは働く意欲や能力があるにもかかわらず、企業や本人の理解不足によって生じる課題です。

自分の持ったクラスや他のクラスで卒業した発達障害の生徒たちも、職場になじめず離職したり、転職したまたは作業所に行くようになったという現状がほとんどであります。これらを解消するために自分の特性を理解し、できれば周囲にも分かってもらい自分支えられマニュアルを作成することで、幾らか生きづらさを軽減する取組を行っている民間企業もあります。

青木村においても大人の発達障害で苦しむ人のために、発達障害者の自己理解を深める支援ツールの投入を提案します。また、本人に加え、職場での理解が重要であることから、グレーゾーンを含む大人の発達障害の特性や支援内容の啓蒙活動を村として実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

発達障害を含む障害者全般への対応につきましては、県内10の圏域ごとにそれぞれ障害者総合支援センターが設置され、相談、支援等を市町村、関係支援機関等と連携しながら行っております。発達障害の方に対する対応につきましても、センター内に専門の発達障がいサポート・マネージャーが配置されており、関係機関等と連携をしながら支援、対応をしております。村といたしましても、この支援センターを支援の中心として考えまして、連携を図りながら必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

また、村では、本人の支援ノートというものを作成いたしまして、ゼロ歳から大人になるまでの切れ目のない継続的な支援に結びつけるために、本人の特性、相談、支援内容、支援のポイントの記録を記載できるものがありますので、これにつきましては引き続き活用し、支援をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） 発達障害者の自己理解を深める支援ツールの導入として、村では「そのこらしさ」が昨年から作成されて、使用されているということでもありますね。その「そのこらしさ」の手帳を活用して、障害者手帳の取得に至らない方も含め、就職や職場定着にこれからもつなげて行ってほしいと思いますので、ぜひとも「そのこらしさ」の活用をよろしくお願いいたします。

次に、昨今、8050問題という言葉がしきりに聞かれるようになりました。8050とは80と50、これは80代の親と50代のひきこもり当事者の問題、ひきこもりが長期化して、当事者がひきこもりからの脱却がますます困難になる一方、同居している親御さんも高齢になり、収入や介護に関して問題が発生し、さらには親も子供も働いていないため、社会的に孤立してしまう可能性が高いという極めて深刻な問題です。

15歳から64歳までの年齢層、2%余りに当たる推計146万人に上ることが内閣府が昨年11月に行ったアンケート調査で分かりました。このことについては信毎6月10日の「ふつうっ

て何ですか？」でも取り上げてありました。

ひきこもりになった主な理由の1つとして、およそ5人に1人が新型コロナウイルスの流行を挙げていました。コロナ禍で社会環境の変化が背景にあることをうかがわせる結果となりました。

ひきこもりの問題はそんな感じですが、ひきこもりだけではなく、障害者の方々も実は同じような問題が発生しています。すなわち障害者の方々の親御さんが高齢化し、様々な問題が生じている。本人が自立を望んでも就労先に恵まれない、あるいは受入れ先施設が十分でないなどの理由で、親と同居して世話をしてもらっているケースが多いようであります。

障害を抱えている人でワーキングプアとされる年収200万円の方の割合というのは、全体の99%、さらにその半分くらいは年収100万円未満だということであります。そのため経済的事情もあって、多くの障害を抱えた親御さんたちは同居せざるを得ない状況になっています。

こちらは8050問題という言い方はしませんが、高齢者の親御さんが障害を抱えた子供の面倒を見ているという状況を老障介護といたり、あるいは親御さんが自分の亡くなった後に子供がきちんとケアを受けられるのか自分の死後についてすごく心配する状況を親亡き後問題といたりするそうです。

障害を持つ子供を抱える家庭にとっては、その子の面倒を全面的に見ている両親が、将来、その子を支えられなくなったら、あるいはその子の財産管理ですとか生活の維持を誰が担ってくれるのか、そういった不安や心配というのは最も切実な問題であります。中には、自分の子供よりも早く死ねない、死ぬに死ねないという切実な思いを抱いている親御さんもたくさんいます。

そこで質問です。障害者を抱える方の親が高齢化しつつあり、懸念事項が増えています。そういった現状を青木村で把握されているのでしょうか。把握されているようでしたら、何らかの手を差し伸べていくべきだと考えますが、村としてはそういった人たちを把握され、どのように対応しているのか、あるいは今後検討するということはあるのかお聞きします。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えします。

老障介護等の問題につきましては家庭内の問題ということもありまして、なかなか外、表に出てこないという現状もございまして、把握することが難しいという一面もございまして、これにつきましても地域包括支援センターの職員の戸別訪問ですとか相談等、あるいは村内

の問題を一番把握しやすい地区の民生委員さん等の情報提供がありましたら、村のほうで相談に乗る、あるいは家族や本人の希望等を聞きながら必要な障害福祉サービスにつなげる、または専門の機関等を紹介するなど、必要な支援を行いながら障害者本人の自立と家族のサポートを行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ぜひとも実態の把握をお願いしたいと思います。

そこで重要となるのは親亡き後が到来する以前から、障害者の自立能力をできる限り高めるということではないでしょうか。介助がなければできなかった動作が1人でできるようになる、どのような介助を受けたいのかを自分で意思表示できることが自立への大切な一歩であります。

必要なときには誰かの支援を受けながらも、自分でできることは計画的に少しずつ増やしていくことは重要であります。先ほど松本議員の身寄りのない高齢者のこともそうですが、障害者とその家族が早い段階から、主体的に親亡き後へ向けた長期的な計画を立てていくことが効果的であります。親亡き後に向けた包括的で長期的な個人別ライフプランを作成するなど、手厚い支援をぜひともお願いしたいと思います。

発達障害者の就労や自立に向けては、本人の自己理解はもとより周囲の人々は雇用する企業の正しい理解が必要となります。村民向け講座や企業向け講演会の開催を通じて、発達障害者が社会の中で配慮を受けやすい環境づくりをぜひともお願いしたいと思います。

たんとキッズあおきさんが、今回のあれで7号になりましたか。発達障害について書いてくれて、村民の皆さんにパンフレットが出ています。村民の皆さん、それを見て、発達障害について少しずつ理解を深めているかと思います。企業さんにもそのようなもの行って、企業でも発達障害について分かるというような啓発活動をお願いしたいと思います。

地域の障害への理解度を上げていくことからこれからも取り組んでいただき、障害者をきっかけに地域づくりが助け合いの精神で発展していく、これからの持続的なコミュニティーの在り方だと思っておりますのでよろしくお願いたします。

次に、大項目2であります、村の文化財について伺います。

まず、天然記念物についてであります、県指定の天然記念物、野生サトイモ、イシイモについてであります。暖地性のサトイモは信州では花を咲かせることができず、縄文晩期には絶えてしまった。しかし、この自生地は温泉尻、湯尻で冬場でも水温が高いため、絶える

ことなく今も残っている。一面に生い茂る大きな葉は見事ですという長野県の天然記念物を紹介する写真が載っています。

今年度、里芋公園の整備を行うようですが、どのような整備で、今後、里芋公園をどのように管理されていくのかお伺いします。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 沓掛区の野生サトイモの群生地は、急傾斜地にあることとガレ場であるために湧水が土手の途中から流れ出るようになり、土手が崩れるのではないかと心配になっていました。そこで、土手の内側に暗渠排水を掘り、湧水を逃がす工事を行います。

そのために、まず重機が土手の上まで上がるための道路を最初に造る予定でいます。管理はこれまでどおり沓掛区にお願いするものですが、道路を残しておく計画でありますので、今後も改修工事が必要になった場合には、工事がやりやすくなると考えています。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

県指定の天然記念物でありますし、管理はもとより観光や村づくりにも活用していただければと思っています。

ほかに、村指定の天然記念物には大法寺のカヤ、日吉神社の大杉、光明寺跡の熊野杉、馬場市神社のケヤキ、西禅寺のカヤ、阿鳥川神社のしだれ桜、滝山連峰ブナ群落があります。各天然記念物を見てみると、天然記念物についての説明看板が阿鳥川神社のしだれ桜にはきちんとしたものがありますが、ほかの天然記念物には看板等が見当たりません。大法寺のカヤについて以前あったと思うんですが、ない。西禅寺のカヤもそう、光明寺跡の熊野杉、探したけれども、何もありませんでした。

説明文があると、どのような理由で村指定の天然記念物になったのか分かりますし、地域の方々に知らない方も多くいると思いますので、ぜひとも整備をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） お話のあった青木村の文化財については、青木村のホームページに村の文化財として載せてございます。そこから八十二文化財団のページへのリンクが貼ってありまして、八十二文化財団のページには、お話のあったカヤや熊野杉について簡単な説明が載っております。

説明看板については、例えば当郷区の甌穴、川の中にある穴の場合は貴重な存在として認

識し、どちらかという保護を主体として考えている場所もあり、全てにおいて説明看板をつける必要はないのかなと考えております。

実際には委嘱してあります青木村文化財保護委員と毎年、文化財のパトロールを行っておりまして、必要な修復や案内板の設置など、少しずつ整備していく計画になっております。今回の案内看板については要望としてお受けいたします。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ぜひともお願いします。地元の方々にも知っていただきたい。村指定になっている大切なものだということ、村の天然記念物について理解を深めて、大切に守っていかれるような看板をお願いしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

次に、義民関係の史跡についてですが、青木村は義民の郷と村の紹介でも、またいろんなところでも使用されています。上田藩農民騒動史を発行された筑波大学の当時助教授でありました横山十四男氏によると、青木村に見る義民の伝統では、江戸時代の青木地域の村々が百姓一揆研究の上で全国的に注目されている。また、先祖の義挙に倣おうとする村人の伝統精神によって後世の義民が現れたということである。

義民の伝統精神というような形に表れないものは資料に残りにくいので、一般的に確認が難しいのだが、この青木村の中ではそれが確かめられるという点に重要な意味があつて、全国的にも注目される最大の理由もそこにある。あと、青木村の百姓一揆、義民は全国的にも学問研究の上でもとても重要だということが載っていました。

そこでまず、義民の史跡の中には車で行かれないところもあり、国道や村道から入らないと分からないところがあります。そのようなところには道案内の看板などをつけていただけないでしょうか。

また、中挾の新七稲荷へは災害で道が荒れていて、整備がされていません。区でやるには業者を入れなければいけないほどになっているかと思います。村で整備していただき、史跡である新七稲荷へ行かれるようにしていただくことはできないでしょうか。全国の神社を紹介するあるサイトにも、新七稲荷について、知っていれば分かりやすい場所にあったのだが、知らずに訪れて里山をうろうろと徘徊してしまったとありました。ぜひとも整備をお願いしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 青木村から義民保存会に年に5万円の補助が出されておりまして、文字が薄くなった標示の改修等に使用してきたという経緯がございます。今後も分かりやす

い案内や表示を行っていく必要を感じておりまして、予算の中でできる対応はしてまいりたいと考えております。

一方で、道路改修については区の要望として上げられておりまして、教育委員会の事業というよりも村と区との相談で計画的にお願いしたいと考えております。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ぜひともお願いします。

これからも要望を上げていきたいと思うので、お願いいたします。

今、義民の思いを義民太鼓に託して活動されているかと思いますが、村には義民の史跡が数多くあり、また、歴史文化資料館には多くの資料があります。そこで、現状はどのような課題があり、今後どのように村づくりに生かしていくのかをお伺いします。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 青木村の義民保存会については、これまで義民サミットを中心になって行うなど、積極的な活動を展開してきました。

課題は高齢化が進み、活動が停滞していることであります。今後ですが、例えば夫神区は義民祭を毎年行っておりまして、義民への思いが継承されております。そのようなことから、このように各地区に伝わっている話や史跡を地区の方々が主体になって伝承するなど、対応を考えてほしいと願っているところであります。

村としては、以前、生涯学習講座において義民について講演会を行ったこともありましたので、今後、このような講演をこれからも行っていくことは検討したいと考えております。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） やはり地域で守っていく文化財というものも、これからも力を入れていかなければいけないのかなと思います。義民の思いを村民につなげていくような取組をこれからもお願いしたいと思います。

次に、歴史文化基本構想というものは上田市も数年前に制定されましたが、歴史文化基本構想という、ちょっと時間がないので飛ばしていっちゃいますが、ものがあり、それについては各地方公共団体が地方歴史文化基本構想において、文化財保護の基本的方針を定めること、さらに文化財をその周辺環境も含めて総合的に保存、活用するための方針等を定めることにより、歴史文化基本構想が文化財保護に関するマスタープランとしての役割を果たすことが期待され、加えて文化財を生かした地域づくりに資するものとして活用されることも期待されると文化庁では載っています。

そこで、青木村としてこのような歴史文化基本構想を作成して、文化財を生かした地域づくりを行うという考えはあるでしょうか。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 青木村には御案内のとおり、多様で他に誇れる文化財がたくさん存在しております。この文化財はその地域に暮らす人々の心のよりどころでもありますし、地域のコミュニティーを維持し、活性化するためのツールとして極めて大切であると考えております。

中でも大法寺の三重塔は、三重塔というのは全国で13あるそうであります。国宝は9だそうでありまして、三重塔、五重塔の国宝は全国で22しかないそうでありまして、この大法寺の三重塔はそういう意味で、大変、文化財として他に誇れるものでございます。

教育、そして観光、文化など、地域の連携など、総合的な視野に立って歴史や文化を地域づくりに生かしていくことは御質問のとおりでございますし、大切なことだというふうに思っております。

上田市のを少し勉強させていただきました。歴史文化基本構想の中では、少数の職員での対応が困難な状況になりつつあるとありまして、青木村はもっと小さい自治体でありますけれども、共通の悩みをお持ちだなというふうにも思いました。

青木村の文化財を生かして、あるいは活用するなどを行いまして、教育、観光の分野を中心とし、地域の皆さんと地域づくりを引き続き実施していくことは重要であるという認識の下に、ただいま御質問の件は推進してまいりたいと思っております。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

生かした村づくりというものをこれからもお願いして、考えていただきたいということがあります。

最後に、自然を売りにされている青木村の観光で、キャンプ場や昆虫資料館というのがありますが、そこからの眺望についてであります。

以前、父が保養センターあおきに勤めていた頃、キャンプ場の手前の曲がり角のところで止まって、ここがのぞきというところで、遠くまで見えるいいところをのぞくというんだよということを教えていただきました。眺望がいいところなんだと教えてもらった思いがあります。

大学時代はサークルで4年間、合宿を保養センターでさせていただきました。そのときに

皆さん来て、眺望を見て、よく見えるねという話をされた思いがありますが、今はそれから年代がたって、木が高く生い茂り、眺望も悪くなってきている状態であります。やはり山に来て、1つの観光というのは眺望がいいというのが売りだと思います。

そこで、キャンプ場では、あずまやや宿泊棟から青木村や上田のほうの眺望が楽しめると思います、木を切れば。資料館からも眺望を楽しめるというような木々の整備をしていただくことができないか、していただきたいと要望しますが、いかがでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 議員の学生時代の思い出話をお聞かせいただきまして、ありがとうございました。このように実体験に基づいた記憶に残る観光地を目指したいと思っております。私も数十年前に、当時の農協保養施設でありましたアスティあおきに宿泊をした際、朝方に見られた大雲海は今も記憶に残っているところです。

人々は非日常生活を旅先、観光に求めています。ここでの眺望は大きな観光資源でありますので、御要望いただきました箇所多くは民有林でありますので、地権者など関係者の理解と協力を求めながら、今後進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございました。

景観を売りにしている青木村キャンプ場、昆虫資料館からすてきな眺望ができるように取組をこれからもお願いします。

青木村の個性豊かな地域の伝統文化は次世代に継承していくべき財産であり、地域を見つめ直して、地域の伝統文化を発見し、その継承に向けた自主的な取組を進めていってほしいと思います。また、魅力的な観光地資源になるよう文化財や自然をどのように生かしていきたいのかというビジョンを地域で共有ができ、具体的にしていくことをお願いして、質問を終わります。

御答弁ありがとうございました。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員の一般質問は終了しました。

◇ 坂 井 弘 君

○議長（松澤正登君） 続いて、5番、坂井弘議員の登壇をお願いします。

坂井議員。

〔5番 坂井 弘君 登壇〕

○5番（坂井 弘君） 議席番号5番、坂井弘でございます。

3点にわたって質問をいたします。

最初に新型コロナウイルス感染症5類移行後の対応についてお伺いします。

去る5月8日より新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に移行となりました。そのために感染者数や感染状況が見えなくなり、身の回りで感染が広がっていても気づけない、医療費が自己負担となり出費がかさむ、検査料も出費を抑えるために検査を希望しない人が増えている、感染していても白黒つけずに出歩いてしまっている人がかなりいるのではないかとといった不安の声が聞かれます。

5類移行により県や村、また診療所や近隣の医療機関の対応、状況がどのように変わったのか御説明いただけるでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

5月8日以降の5類移行以降、基本的に受診、入院できる医療機関、入院については感染症指定医療機関等、行政が指定した医療機関に限定されておりましたけれども、5月8日以降につきましては一般の医療機関等でも対応が可能になり、県も受診、入院できる医療機関の拡充を進めていることから、対応可能な医療機関は増えているものと思われます。

また、今まで医療機関からの報告により県が毎日公表しておりました圏域ごとの陽性者数が、特定の医療機関からの情報を毎週1回、原則として水曜日に公表することになりました。また、村の対応といたしましては、何か特段変わったことがあるということではございません。

また、検査につきましても今まで公費負担でやった部分が医療保険適用になり、一部自己負担となっております。負担額につきましては、例えば3割負担の方では、これは国の試算によりますが、治療内容等にもより異なりますけれども、検査と投薬でおおむね3,700円から4,700円の自己負担というふうになっております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 5類移行後、感染拡大の防止のために村としてはどのようなことを行

っているかをお聞きする予定でございましたが、今の御答弁では、村としての対応の変化はないということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） そうです。先ほど答弁しましたように、村として特段の対応の変化はございませんので、感染の再拡大を防止するために5月中旬以降、65歳以上の方に対しましてのコロナウイルスワクチンの集団接種を行いましたし、また、9月以降につきましても対象範囲を拡大いたしまして、同じようにワクチンの集団接種及び診療所で個別接種を実施予定で、今後準備を進めてまいる予定でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 昨年末、感染対策費として空気清浄機が相当数購入されましたけれども、現在、その活用はどのように行われているのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 空気清浄機につきましては、全部で17台購入をいたしました。うち役場と保健センターで10台、事務室に5台常設で設置しております。あと、保健センターとその他の2階の会議室用に5台ということで、今、そちらにも1台設置しておりますが、そんな利用をさせていただいております。

あと、文化会館に2台ということで、講堂に基本的には設置をしておりますが、必要に応じて移動ができるようになっております。あと、未来創造館と図書館に1台ずつ配布をいたしましたけれども、実際には今、未来創造館のほうで2台使用させていただいております。あと、小学校、中学校、児童センターにそれぞれ1台ずつ、計17台を活用させていただいております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 私は以前から、小・中学校の教室に空気清浄機を設置するよう求めてきたところです。ただいまの御答弁で、小・中、児童センターに各1台ずつ配置ということを承りましたけれども、現在、先ほどの配置数の中で、この庁舎の中では廊下に置かれたままになっているというふうな状況を見かけます。

こうしたものを子供たちが常時大人数で生活している小・中学校の教室に振り向ける、あるいは足りない場合は新たに購入する、そういったことの活用は考えられないでしょうか。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 御提案の趣旨は大変よく理解できるものでございます。今、配置済みのものということで、今、使っているところで必要ないよというような判

断ができれば、小・中に振り向けることも当然可能でございますけれども、設置に当たっては、今、能力的に各教室1台で大丈夫なのかとか、あと普通教室、特別教室も考慮すると、今あるものを全て振り向けても恐らく足りないんじゃないかなということが予想されるわけでございます。導入時にも配布、検討したわけですが、予算の関係で見送った経過もございませぬ。

また、通常のフィルター清掃等の管理のことですとか、子供たちの動きを想定する中で、今ある機種が安全性も含めて適しているかについても学校側と相談する必要があるかなというふうに思われます。

今、御提案もありましたけれども、別のものを新規に選定して導入するというのも考えられるわけですが、仮に別のものということになりますと、ある程度の能力のものというのは1台10万円から20万円以上するものになりますので、台数にもよりますが、すぐに数百万円の規模の予算が必要となってくるということで、財源を含めて検討していくことが必要となりますので、この場ですぐ、設置しますというふうにお約束ができない状況でございますが、教育委員会、小・中学校とも相談する中で、また今後の課題とさせていただければと思っております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 前向きな御回答をいただいたなというふうに私、思うところであります。今、コロナが終息を完全にしたわけではないという中で、今後のことも考えたときに、子供たちを守るという意味から積極的な検討をお願いしたいと思います。よろしく願います。

続けてですけれども、村で購入した抗原検査キットですが、現在の残数並びに活用状況、また、通告してございませぬでしたけれども、有効期限についてお分かりでしたら教えてください。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

村で購入しました抗原検査キットにつきましては、現在在庫は約1,100個ほどございます。この抗原検査キットにつきましては、昨年の7月、感染が拡大している第7波におきまして、夏休み、お盆の時期等を迎えていたにもかかわらず検査キットが不足気味であり、購入が難しくなっていたという時期に、地方創生臨時交付金により財源確保されたこともあり、購入した経過がありました。

結果的に今年2月までの第8波の感染拡大時まで、特に昨年のお盆、年末年始の人の移動が多くなる時期の対応として非常に有効に活用できたものというふうに考えております。

現在につきましては、感染も一応、落ち着きを見せていることから、検査キットの希望は以前ほどございませんけれども、希望がある場合につきましては、役場の窓口のほうで配布を行っております。

あと、追加で御質問いただきました抗原検査キットの有効期限ですけれども、来年の3月末までの期限のものが約200個、来年の4月末までのものが残りの個数ということでございます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） いずれにせよ、あと1年足らずで全て有効期限が切れるというふうな状況かと思われます。無料で活用できるという状況であることはよろしいでしょうか。そこを確認、お願いします。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 住民の方が無料でということですか。それはそのとおりでございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） まだ1,100個残っているということで、これが5類移行の中で、無料で活用できるということ、村で確保しているんだということ、村民が知らずにいるというふうな状況もあるのかなというふうに思います。今もって活用できるんだということ、ぜひ情宣していただいて、有効に活用できるよう情報発信をお願いしたいと思います。

最後に、ワクチン接種についてお尋ねいたします。

今秋、秋の接種までは12歳以上の村民全てが無料で接種を受けられることになっていますが、以後の見通しはどうでしょうか。お聞かせください。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

この9月以降のワクチン接種につきましては、先ほど申しましたように対象者の12歳以上の希望者に拡大いたしまして、集団接種を予定しております。これにつきましては、年度内に行われるワクチン接種につきましては、当然のことで無償で行われますけれども、来年度以降の接種につきましては、まだ詳細がはっきりと分かりませんが、定期接種に向け

た移行に向けた検討が行われているものというふうに認識しております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 定期接種への移行が検討されているというお話でしたけれども、昨年11月、財政制度等審議会で財務省が示した額は、接種1回当たりの費用は9,600円としているかと思えます。インフルエンザワクチン同様、定期接種として認められた場合には一定の補助が出るものと思われそうですが、そうした場合、どれくらいの補助になるかお分かりでしょうか。

青木村では、インフルエンザワクチン接種については独自助成を行い、御承知のとおり、65歳以上の高齢者は500円、中学3年生までの子供は3,000円の補助が出ております。コロナワクチンについても同様の措置を行う用意はありますか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えします。

来年度以降の対応につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、国のほうからまだ詳細な情報が発出されていないため、今後、詳細が明らかになった時点で県、他の市町村等の動向を見極めながら、対応を検討したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 高額なワクチンということになれば、接種を受ける人は少なくなります。国の動向待ちというところは理解はするところではありますけれども、新たな制度設計をするためには先手先手で対応を打つ必要があるかと思えます。今からあらゆる選択肢を想定し、制度設計に村として取りかかることを要請しておきます。

2点目の質問に移ります。

子育て支援の今後の方向性についてです。

4年連続の学校給食費無償化の実施とともに、この4月からは長年の切なる願いであった子供の医療費窓口完全無料化が実現いたしました。このことについては、さきの3月議会においても大いに評価をしたところであります。

子供の医療費窓口無料化については、政府においてもこれまで行ってきた国保へのペナルティーを外す方向性を示しています。

そこでお聞きをいたします。本村が行っている子供の医療費窓口無料化に対して、これまでかけられていたペナルティーの額はいかほどだったのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

子供医療費の窓口無償化に伴いまして科せられておりました国保のペナルティーについてですけれども、令和4年度につきましては約6万円、それ以前につきましては確認できる範囲内では、同じようにおおむね5万円から7万円程度というペナルティーが科されておりました。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ただいまお答えいただきましたペナルティー相当額、これは今後のさらなる子育て充実の支援策に回すことができるだろうというふうに考えます。同時に、村を取り巻く昨今の状況からは、今後、村の独自政策に運用できる予算が大幅に増えていくことも予想されると思います。

他方、政府も異次元の子育て政策と銘打って、これを唱えておりますが、村として今後新たにどのような子育て支援策を行っていくかと考えているのか、お聞かせください。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 子育て支援につきましては、この数年、村では特に力を入れてやってきました。子育て支援をしやすい環境をつくり、そして子供の数を増やしたい。そうしないと、青木村だけではなくて日本の国力というのが激変してしまうというふうに思っております。杞憂をしているところでございます。

御質問の件について2つの面から答弁させていただきたいと思っております。

まず、1つは補助制度についてでございます。

村では従来からも子育て支援には特段の力を入れてまいりました。出産祝い金の提供、18歳までの福祉医療費制度の負担の廃止、保育料の減免の拡大、千曲バス運賃低減バスの運行、乳幼児健診、それから準要保護家庭への就学の援助、そしてコロナの中、特に保・小・中学校の給食費の無償化、ひとり親家庭への財政支援、さらに今年度からは子育ての応援給付金の事業を実施しております。

今後、新たにという御質問でございますけれども、一義的には、今言ったことは特に給食費の関係、これを完全に制度化していくということが求められておりますが、今、来年度から制度化しますという状況には、財政的にはならないわけでございます。

議会あるいは子育てするお母さん方からは、ここが一番強い要望があるというふうに思っ

ているところでございますので、まずその点を今後の検討課題にさせていただきたいというふうに思います。

もう一面からの答弁をさせていただきたいと思いますが、ソフトの面でございます。

大切にしなければならないのは、子育てに対する親御さんとか子供さんとの不安を解消していくということであると思っております。特に青木村が他の市町村に先駆けて実施しておりますインクルーシブ教育の充実についてでございますが、子育て不安を抱えている保護者の皆さんに対しまして、ゼロ歳児からのシュウダンジからの保健師あるいはスクールカウンセラー等が寄り添った対応をさせていただいております。

さらに高度な支援が必要な方には、たんとキッズで親御さんにも指導を行っているところでございます。子供に関しましては、たんとキッズで集団生活ができるための初歩的な行動を取る訓練など、丁寧な体制を整えてやっているところでございます。

引き続き、ソフトの面では住民福祉課、教育委員会、保育園、小学校、たんとキッズ、連携してこの充実を図っていききたいというふうに思っております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ハード、ソフト両面からの方向性についてお話しいただき、ありがとうございました。

とりわけハードの面の1点目のほうで、給食費の無償化制度化に向けて検討していくことを今後の課題としているというふうなことも承ったところであり、従来より申し述べてきたことが実現に一歩ずつ近づいているのかなと思い、ありがたく感じるところであります。期待を申し上げます。

さて、国民健康保険税が高過ぎるということは常々、多くの村民から指摘されてきたところであります。上田市では、本年度、国民健康保険税を引き下げました。また、子供の均等割については、収入のない子供に対して人頭税のごとく負担を強いるのはいかがなものかといった指摘が相次ぎ、国においても昨年度から就学前の子供の均等割を半額に引き下げる措置が取られました。

本村においては、この措置をさらに拡大するよう求めたところですが、村長の一昨年12月の御答弁は、国の制度改善に委ねるというような内容のものでした。このお考えは現在も変わりないでしょうか。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 私どもの村の国民健康保険の事業は、医療給付費が毎年高い状況で推

移しております。ここ3年、基金の取崩しはないものの、非常に厳しい財政運営を強いられているところでございます。

御質問の件でありますけれども、国の通知の中でQ&Aというのがあるんですけれども、この問答集の中で、保険料の算定に当たって自治体が条例で独自の軽減の対象者を拡大したり、軽減額を充実することはできるかというクエスチョンに、アンサーとして、国民健康保険料あるいは税の賦課に関する事項は、政令で定める基準に従って条例で定めることとしており、従うべき基準としているというふうに書いております。

また、このため、国民健康保険料あるいは税を賦課する際に、国の基準を超えて独自に保険料の減額について条例で定めることはできない仕組みとなっているという答えでございます。したがって、現段階では軽減措置の拡大を村で単独ですというのは大変厳しい状況であるというふうに思います。

もう一方、そのQ&Aの中で、今後、対象者や軽減割合を拡大する予定はあるかという質問に対しまして、このため、まずはこの制度をしっかりと運用していき、さらなる対象範囲の拡大については必要な財源の確保等、様々な課題があると認識しております。地方公共団体の皆さんと引き続き協議を行いながら検討していく必要があるとしております。

村といたしましては、健全な国民健康保険事業の運営に向けまして、まずは医療費給付の抑制を最優先に考えまして、今後も引き続きまして、国・県の動向を注視してまいりたいと思っております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 国の指導によっては、これは村独自ではできないという判断だということであったかと思えます。

さて、お隣の長和町をはじめ、幾つかの自治体ではそう言いつつも、言われつつも村や町独自に子供の均等割の軽減を行っています。なぜ青木村では国の指導状況によって、そこからは脱却しないというふうな状況でいるのでしょうか。

さきの村長答弁では、近隣の町村の動き等を参考に、心配なのは国のペナルティーだともお答えになっておりました。このペナルティーに関わってくるんだらうと、先ほどの村長の御答弁の国の指導ということがあるんだと思いますが、その際に私からは、長和町などで実施している自治体は、ペナルティーは外す、国の指導から逸脱しない形でそれを実施しているということを申し述べ、研究していただきたいというふうにお話をしておきました。

ただいま村長が、国の法令等について御説明いただいたことについては、この研究を

された結果かなというふうに理解をするところではありますが、しかしながら、繰り返すように他のところでは国保ではないという形を取りながら、これに対する対応をして、補填をしているということを行っているわけです。そうした長和町の状況等も検討していただいて、ぜひ前向きに進めていただきたいというふうに思うところです。

一昨年の12月の議案審議において、昨年度から措置された就学前の子供の均等割半額軽減について質問いたしました。その際の御答弁では、青木村での対象未就学児数はその当時18名、経費18万2,100円という御答弁が住民福祉課長からございました。すなわち言い換えれば、未就学児全額免除するには同額の18万2,100万円を村が上乗せ負担することで実現できることを物語っています。

さらに、18歳未満の子供の数についても当時74名、全員の子供の均等割を半額にするための経費、ゼロ歳から18歳までですが、その経費は73万7,900円、村の上乗せ負担は60万1,325円との答弁もいただいております。

整理して申し上げますと、未就学児全額免除に必要な上乗せ経費は18万円、18歳未満の子供全員について半額軽減するには60万円、全員全額免除としても134万円の負担です。さきの子供の医療費窓口負担のペナルティー、その返還分なども注ぎ込むなどして、子育て支援の新たな支援策の1つに加えるべきであろうと考えるところです。検討していただくことを強く求めておきます。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 坂井議員、前、答弁しましたように、周辺の市町村の勉強もくまなくさせていただきました。それで、1つご紹介したいのは、昨年度だと思うんですが、後藤厚生労働大臣は、衆議院の厚生労働委員会でのこのことについて答弁しています。

それを少し御紹介したいんですけれども、国保料に関する基準は従うべき基準として定めており、国の基準を超えて独自に一律の保険料軽減を条例で定めることはできない仕組みとなっていることを制度上申し上げますと、こういうふうに言っております。

今、坂井議員の質問にもありましたように、やっぱりほかの市町村でやっている例は、私どもが承知しているのは国保を超えてやっているんですよね。ただ、国保を超えたとしても、実質的には国保なんだというふうに県や国は見ているというふうに承知しております。

ですから、その額のお話もありまして、そのくらいならばという御質問の趣旨だろうと思っておりますけれども、私どもはやっぱり基準は基準として守っていくべきことは守らなければならないというのが私の今の考え方でございます。

長野県内でもそんなにたくさんはないと思うんですね。私が承知しているのは3ぐらいですかね。ですから、それも相当、お考えがあつてのことで、その3つの市町村の考え方を私がここで述べる立場にはありませんけれども、私はそこまでやらないほうがいいのかなどというふうに思っております。理由は今、申し上げたとおりでございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 村長のお考えは承りました。分かりました。

しかしながら、村長が今おっしゃったように、他の町村でこれをやっているところもあり、そこについて異論を申し上げないというふうなことも分かりますが、そうした基準は基準としながらも、例えば長和町では実施をしているわけです。そうしたことを見習うことも1つの方法ではないかなということをし述べ、また、村長のお考えも理解するところでありませうけれども、本村でも実施をいただきたいということを切にお願いしておきたいというふうに思います。

さて、次に、不登校生への支援策について伺います。

さきの3月議会において、青木中学校の不登校生が1割近くにも上るという教育長答弁をお聞きし、村民の中には一様に驚きの声がありました。こうした実態は新年度になっても変わらないのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 新年度になりまして、様々な対応や生徒さん方の成長もありまして、現在は約半数の生徒さんがその子に合った体制で登校ができるようになっております。昨年と比べると、割合は減ってきたと考えております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 減ってきたということについては歓迎したいというふうに思うところではありますが、それにつけても不登校生が以前に比べて多いという実態ではあるかと思えます。

そうしたものに対する対策として、さきの御答弁では、小・中学校の先生方の研修を年度当初に行うということでしたが、行われた研修の中身、また、その成果についてお話しく下さい。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 私が今、最も信頼できると考えております現在、東長野病院の小児科相談員をしておられるパパ先生という先生に講演を依頼し、小・中合同研修の日にお話を

お聞きしました。御自分の経験や専門的な立場からの話は納得できることが多く、子供に寄り添うとはどういうことか、改めて考えさせられたところでもあります。

話を聞かれた先生方からの反応も実は大きくて、もっと聞きたいという希望がまとまりまして、7月31日には続きのお話をお聞きし、その日に行う事例研究会にも参加していただき、そこでさらに具体的な内容も教えていただくということになっております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 校内での体制はどのようになっているのでしょうか。子供たちが相談に行ける場所は確保されているのでしょうか。教室以外に登校しやすい場所はあるのでしょうか。また、そうした場所は子供たちが行きやすい、相談しやすい場所になっているのでしょうか。さらに、学校に来にくい子供へのフォロー体制は確立されているのでしょうか。お願いいたします。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） まず、生徒さんたちにとって最もよかったことは、中学校では複数の先生方が担任として学級運営を行うようになったことではないかと考えています。複数の先生がいることで、最も話しやすい先生と相談できるようになりました。

また、担任のほうも1人で悩まずに、担任内で相談できることがありがたいという話を聞いているところであります。

一方、小学校では空き教室を校内の中間教室として位置づけまして、居場所を確保するようにしたことで、子供たちは安心して登校し、学級にも入れるようになってきている、そういう子供たちもおります。

また、今、議員さんが言われたその子のそれぞれの居場所については、まさに以前の議会でお話ししましたが、ありとあらゆるできる環境を用意して対応しているところであります。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 学校以外の学びの場の確保として、さきの答弁では学生によるフォローあるいはうえだ子どもシネマクラブへの参加などが行われてきたという答弁の一方、学校以外の学びの場を活用する段階には至っていないとも答弁されておりました。学校以外の学びの場を確保する、保障するということには今もって消極的な姿勢をお持ちなののでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 3月議会でお話ししたように、うえだシネマクラブに行っていた子供さんは卒業してしまったために、現在、民間の団体に行っている子はおりません。また、

青木村では小・中学校の先生方が子供たちの将来を見据えて、今、何が必要かを学校を舞台として大切に考えていこうとしておりますので、前回のとおりの考え方であります。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 今、お話にございましたうえだ子どもシネマクラブ、既に卒業されているということについては承知をするところではありますが、昨年はこのシネマクラブに通っていらっしやっただとお聞きしております。このシネマクラブはどんな場所でどんな活動をされ、子供たちはどんな学びをしているところなのか教えてください。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 上田映劇と侍学園、アイダオの3つの団体が中心となって運営する人たちや長年の学生さん、不登校の友だち同士とのんびり過ごす時間を確保してくれております。人とコミュニケーションを取る力や自分は自分でよいことを学ぶ大変重要な時間になっていると考えております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） うえだ子どもシネマクラブのホームページによれば、後援団体として上田市教育委員会、東御市教育委員会、長和町教育委員会が名前を連ねておりますけれども、青木村教育委員会の名前が見当たらなかったんですけれども、見解をお聞きします。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 昨年は中学生が月に一、二回程度通い、力をつけて高校進学も果たしたことから、青木村教育委員会は大変感謝しております。通うようになったきっかけも県のスクールソーシャルワーカーの仲立によって実現した活動であったので、県も応援していると思っています。当然、青木村も後援の依頼があれば後援したいとは考えておりますが、そういう話が今まではなかったということで御承知ください。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 分かりました。

ちょっと青木村の名前がなかったことが寂しい感じがしましたので、また依頼があったらぜひお願いしたいと思います。

さて、2016年に成立した教育機会確保法、正式には義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律では、学校以外の学びの場所も一定の要件を満たせば出席扱いにすることができるようになっております。うえだ子どもシネマクラブに昨年参加した日については、出席扱いとしてカウントされていたのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 青木村は校長先生と当初から連絡を取り、もうスタートから出席扱いとしております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 出席扱いとしてカウントしたことは大変画期的なことであると高く評価をするところです。昨年5月5日の信濃毎日新聞、今ここに持ってまいりましたけれども、そこに、上田小県地域の中学3年の男子生徒が在籍する中学校が出席として扱っている。在籍する中学校の校長は地元自治体の教育委員会と相談、出席扱いを決めたと紹介されております。

在籍する中学校、地元教育委員会が青木中学校、青木村教育委員会であったということを私自身は最近になって知りました。県内初の認定であったと聞いています。関係者も大変高く評価をしておりました。

さて、登校日としてカウントしたということは、当該場所において教育活動が行われていたと認定したことにほかなりません。そうであるならば、学校での教育活動と同様に公的援助がなされてしかるべきではないでしょうか。さきの教育機会確保法においても、第6条、国及び地方公共団体は教育機会の確保等に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置、その他の措置を講ずるよう努めるものとするとしております。

うえだ子どもシネマクラブの活動は週2回行われているとお聞きしております。そのほかに上映会が月一、二回、月に10回程度通うこととなります。運賃低減バスを利用したバスの交通費往復600円、フルに通ったとすれば月6,000円近い出費となります。

現在は通っているお子さんがいらっしゃらないということですが、そうした事例が今後出てきた場合、これに助成するお考えはありますか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 今、お話のように、現在、青木村からシネマクラブに通っている子はおりませんし、また、先ほどもお話ししたように積極的に学校以外の学びの場を活用するというふうには考えていないため、それは前回と同じように、要望としてお受けしたいと思っております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 繰り返し述べませんが、先ほど私のほうで話をした法律に照らし、あるいは出席扱いしているということ等を考えれば、考え方はいかんであろうとも、これを保

障していくということは積極的に対応すべきことであると考えます。そうしたことが今後出てきた場合には、前向きに検討をお願いしたいということを申し述べておきます。

不登校が1割近くに上ったという事実を踏まえるならば、改善策を打つことが重要かと思えます。校内体制の見直しから始まり、他方、学校以外の場の確保、提供、あっせん、そしてそのために経済的支援を行うこと、こうした観点を持って具体的に改善を進められるよう要望しておきます。

以上、2点目の質問を終え、3点目の質問に移ります。

高齢者福祉のさらなる改善に向けて質問いたします。

高齢者福祉に関わっては半年前の昨年12月議会でも質問いたしました。その際、私は5つの改善提案を申し上げましたが、これについて住民福祉課長からは具体的に2つの提案について今後の参考にするという前向きな御答弁をいただきました。

1つは高齢者セミナーの開催、2つ目がホームページへの高齢者のページの開設です。昨日、青木村のホームページを開いてみましたが、高齢者のページは見当たりません。また、高齢者セミナーの開催計画は今もって明らかにされておられません。

ただ、先ほども同僚議員の質問の中で、講演会というようにお話もちらっと聞こえましたけれども、それがそうなのか分かりませんが、現在、どのような状況にあるのか進捗状況を御説明ください。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

高齢者セミナーにつきましては、今年度、村で実施予定のものとしてしましては、糖尿病等の予防を目的といたしました健康づくりセミナー、また、歯と口の健康を守るためのはつらつ講演会等を実施予定でございます。

また、先ほど松本議員の質問でも答弁いたしました。これは村が直接主催というわけではございませんけれども、上小圏域成年後見支援センターでは、相続、遺言、成年後見制度に関する講演会を予定されておりますし、村の高齢者クラブでも終活等の内容を含むシニアライフの講演会が開催予定でございます。

2点目のホームページ上での高齢者ページの開設のご提案の趣旨につきましては、ホームページの作成が目的というよりも、高齢者の方に必要な情報が届くようにしてもらいたいという趣旨であるというふうに理解いたしましたので、それまで実施しておりました情報電話、広報紙等での情報の提供、地域包括支援センターの職員の個別の訪問等の際での情報の提供

は、今までどおり行うことに加えまして、今年の1月以降は地区の住民に接する機会の多い民生委員さんを対象に毎月開催されております民生委員会におきまして、その都度、また地区の区長さんに対しましても区長会の方等を通じまして、村の高齢者に対する事業、施策等の説明を行い、支援等が必要な方がいる場合には、本人への情報の提供と周知をお願いするとともに、村に対してもそのような支援が必要な方がいる場合には情報の提供をお願いしております。

また、地区の支え合いの会や高齢者クラブの役員会等の場においても事業の説明を行ってきております。今後につきましても顔と顔の見える関係の中で、情報提供を積極的に行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 違った形で手を打っているという話ですけれども、ホームページへの掲載についてはやらないということですか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） ホームページでの提供というよりも、先ほど言いましたように個人と個人の顔の見える関係での情報提供を今後努めていきたいということでございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 同じ説明だったかと思えますけれども、ホームページを見る高齢者もいるので、そのことも考えてほしいということを前回申し述べたわけです。ホームページから情報を得るといっても可能な状況をつくっていただきたい。

幾つか、るる手を打っているということについては理解をしますが、ホームページのことについても前向きにやっていただきたいということを重ねて申し上げておきます。

さて、この半年、そのほか新たな取組を始めた高齢者福祉政策、ただいま説明のあったことで情報提供しているというお話ですが、それ以外、ございましたら教えてください。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） この半年間で新たに実施を進めた施策ということでございますけれども、今年度等、新たに取組等は特にございませんけれども、以前から継続的に実施しております例えば配食サービス、緊急通報システム、紙おむつ補助金、外出支援サービス、高齢者介護慰労給付金等のサービスにつきましては、着実に利用者が伸びてきている状

態でございます。

また、これは直接、福祉というわけではございませんけれども、令和3年度から実施しております高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業につきましては、高齢者に対しまして糖尿病性腎症の生活習慣病の予防に対する支援と介護予防教室での健康相談等の支援を行っております。

こういったことを今後の高齢者施策の柱といたしまして、高齢者施策の支援等を行ってきたいというふうに考えております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） これまで私は様々な機会を通し、高齢者家族への緊急通報装置の普及を要請してまいりました。先頃、この緊急通報装置を新たに設置された高齢者から喜びの声が寄せられました。体調の異変が生じた際、設置された緊急通報装置を使って救急車要請をすることができた。早速使うことができ、大変便利だったとおっしゃっていました。村が普及に努めていただいたおかげと感謝をいたします。

さて、次に、第9期介護保険事業の見直しについて質問いたします。

2000年の制度発足以降、介護保険制度は3年ごとの見直しのたびに制度改悪が行われてきました。今般は来年4月から第9期介護保険事業の改定に向けた見直しが行われています。現在、国が行っている見直し作業の中で利用者、被保険者にとって不利益となる見直しが予定されておりましたら、その内容を教えてください。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

令和6年度からの介護保険制度の改正につきましては、現在、国のほうで審議が進められている最中でございます。ただ、内容といたしましては地域包括ケアシステムの推進のために新たな介護サービスの創設、介護報酬の改定、介護職員の処遇改善加算の見直し、負担割合の見直し等、非常に多岐にわたっているということは認識しております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 12月20日、社会保障審議会介護保険部会が公表した介護保険制度の見直しに関する意見の中に、利用者負担2割とする対象の拡大、また、多床室室料を保険給付対象外とする範囲の拡大について、国はこの夏までに結論を得るべく検討するとしております。こうした制度改悪に対して、村としてはどのような見解をお持ちでしょう。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたように、来年度からの介護保険制度改正の見直し内容がまだ国のほうで審議中ございまして、はっきり内容が確定しておりませんので、今後の議論の推移を注視していきたいというふうに考えております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ここ3年、コロナ禍の中で介護サービスの利用も低迷してきているかと思えます。昨年度決算はまだ出ておりませんが、一昨年決算及びその前年の決算では、ともに600万円を越す繰越金が生じています。その上、2020年度500万円、2022年度700万円を積立金として積み立てています。

前回、第8期の介護保険料を算定するに当たって、算定根拠としたであろう2019年度決算では500万円の繰越しでした。それでも第8期見直しでは保険料を改定せず、据え置きました。

当時に比べ、積立金を1,200万円増やし、かつ100万円も膨らんだ繰越金を毎年計上していることから鑑みるならば、今回、第9期の見直しに当たっても保険料を引き上げる状況ではなく、むしろ引き下げることができるのではないかと考えますが、見解並びに現在の検討状況をお知らせください。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 来年度からの第9期介護保険料につきましてですけれども、介護保険料算定のためのサービスの見込み料の設定作業等は、今後おおむね8月以降、国のほうから推計のためのツールが提供されまして、それ以後、秋以降、設定作業を行う予定となっておりますので、現段階で保険料の見直し等をお答えすることは難しいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） もう一点、介護保険の給付に関わってお尋ねをいたします。

本村において介護保険料を滞納したために、給付制限がかけられているという事例はないでしょうか。納付期限から2年が経過すると時効が成立してしまい、後で補填することができなくなるとお聞きをいたしました。

1号被保険者は特別徴収されている方がほとんどと思いますが、国保加入者で64歳以前の

2号被保険者については普通徴収であったために、介護保険料を滞納してしまっているというケースがあるかとも思われます。

保険給付が必要になった時点で滞納分を補填しようとしても時効が成立してしまっています。このようなケースの場合、青木村ではどのように対処しているのでしょうか。救済制度はあるのでしょうか、教えてください。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

特段の事情がなく、介護保険料を滞納した場合には介護保険法に基づきまして、その未納期間に応じまして保険給付の制限を受けることになります。これは法律に基づくもので、全国どこの市町村でも同様の対応を取っているものでございます。青木村におきましては、今までにそうした対応を行っている方は1名ほどおりました。

ただ、救済措置といたしましては、災害ですとか著しい収入の減少等によりまして、保険料を納めることが難しいという場合には、そういった法律上の給付制限を受けないということもできますので、そういった場合には早めに村のほうに御相談いただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 給付制限を行っていた方が1名いらっしゃったというお話でしたが、方がいたというのは過去のことでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 継続中ということでお考えいただいて結構です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 法律に基づくところで難しいことは重々承知をしておるところですが、給付制限がかけられるという状況がやっぱり大変悲しい状況かなと思います。何とかこれを救う方法があればというふうに望むところです。

次に、带状疱疹ワクチンについてお伺いをします。

コロナワクチン接種やコロナ感染が带状疱疹発症の引き金になった症例が多数報告されるとともに、近年、带状疱疹を発症する高齢者が増加しています。村内でも発症された方が少なからずいらっしゃいます。こうした状況に鑑み、ワクチン接種が奨励されるようになりました。

しかし、带状疱疹ワクチンの接種は定期接種に位置づけられていないため、補助が出ません。保険適用もなく、10割負担となっています。带状疱疹ワクチンは2種類あり、生ワクチンは接種が1回で済み、数千円から1万円程度ですが、予防効果は50ないし60%程度、免疫不全の人は打てないなどの制限があります。

2020年に登場した不活性化ワクチンは予防効果が90%以上、免疫抑制を行っている人でも接種ができますが、1回2万円程度のワクチンを2回打つ必要があり、4万円かかります。最近、この4万円の不活性化ワクチンを接種された村民から、接種費用を村で助成できないかという要望をいただきました。村のお考えをお聞かせください。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 带状疱疹のワクチンについては、今、坂井議員がおっしゃったとおりでございます。ワクチンは御案内のとおり、今の御質問の中にもありましたように、法律に基づき市町村が主体となって実施をし、公費負担のある定期接種と、それから希望者が個人の判断で行う任意接種とがあるわけでございます。带状疱疹のワクチンはこのうち任意接種のワクチンでありまして、御質問のありましたように費用は原則自己負担となっております。

この带状疱疹のワクチンにつきましては、現在、国において接種の効果、安全性、公費負担のある定期接種化に向けた議論が行われているというふうに伺っております。また、県におきましても、全国的な対応が必要な課題であるとして、この带状疱疹のワクチンを定期接種に向け、国に要望しているというふうに伺っておりますので、今後、国・県の動向を注視しながら期待をしていきたいというふうに思っております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 現在、全国のあちこちで带状疱疹ワクチン接種の助成が始まっています。東京都では5割近い自治体が、また秋田県では12市町村が助成をしています。そのほか新潟、静岡、愛知、群馬、茨城、千葉、鳥取などで次々と市町村レベルでの助成が始められています。

県の動向を待ちたいというお話でしたが、青木村が長野県の先陣を切るというような取組をしてはいかがでしょうか。またお考えをいただきたいと思います。

補聴器購入について伺います。

この件に関しましては、私は6年前から要望してまいりました。今もって実現をしておりません。私だけでなく、複数の同僚議員の一般質問でも取り上げられてまいりました。

直近では昨年12月議会でも要望いたしました、その際の村長答弁は大規模工場の操業開始等により財源の確保が見えてきたら検討したいというものでございました。財源確保の見通しがそろそろ見え始めてきたのではないのでしょうか。検討の時期かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 坂井議員からは議会のたびごとに、今回もそうですけれども、いろいろ提案をいただいております。多くは財源を必要とするところなものですから、基本的には財源問題をどういうふうに解決するかというところが私どもの今、いろいろな御質問の中で、いくかいかないかの判断でございます。

昨年、令和4年12月に坂井議員から御質問もありましたし、そのほかの議員さんからもこの件については御質問をいただきまして、答弁は基本的には今も変わっておりません。

村の少し基本的なことを答弁させていただきたいと思っておりますけれども、基本的に財政が少し増えてもということで、決して青木村が豊かになったわけではございません。長野県の中にあって、市町村あるいは町村の中でも非常に、財政力指数でいえば0.21とか22で低位にあるわけでございます。

今まで、この財政が少し仮に豊かになったとしても、積み残しだとか優先順位があるわけでございます。近々大型の財政出動を必要とする事業につきましては、情報通信サービスシステムの更新でありますとか資源循環施設の負担金、水道本管の耐震化、それから毎年、地区の要望から250か所ぐらいの要望をいただいているわけでございます。

また、新しく脱炭素社会などもありますし、教育あるいは行政施設の改善、それから前々から坂井議員等に言われています高齢者だとか子育て、教育、福祉、こういったこともまだまだ積み残しをしている状況でございます。

それからもう一つは、今日の御質問でもありましたように、新型コロナウイルスが全て皆無になったわけではございませんので、少しその心配もしていかなければならないというふうに思っております。世界的な異常気象の中でもありますし、令和元年の台風もまだ記憶に新しいところでございます。それから私、もう一つ心配しているのは、構造帯が近くにある、糸魚川静岡、そして牛伏寺断層ですね。こういったことも大変気になるところでございます。

今日の答弁の中でも繰り返しになりますけれども、毎年、小・中学校の給食費を制度化するというのが多くの議員さん、それから子育て世代の皆様から言われている優先順位かなというふうに思っております。

村の財政を預かる者として給食費の無償化、それから今年から始まりました子供の医療費の補助が今のところ、精いっぱい状況でございます。

ほかのものと比べて、補聴器というのは必要なことだとか、私も少し勉強させていただきまして、高額だということやいろいろ体に合わなかったり、買い換えなきゃならないというような状況もよく承知しておりますけれども、今言ったような財政問題を考えたときに、補聴器、じゃやりましょうと。結構高いものもあるそうですね。四、五十万円するものもあるというふうに聞いております。そんなことで、今、高齢者への補聴器の購入について大変厳しい状況だということを答弁させていただきたいと思っております。

気持ちも分かりますし、たくさんの方がやっている、皆さんも承知しております、そういった悩みといたしまししょうか、財政的な支援があればなという話も伺っておりますけれども、私のこの村長職として今やらなければならないことは、高額に関わるものもたくさんあるわけでございますので、その辺も御理解いただければというふうに思います。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 今の答弁にもございましたが、学校給食費の無償化、子供医療費の窓口完全無料化など、子育て支援に関しましてはこの間、大きく前進が図られてまいりました。

しかし、一方で高齢者福祉の面ではなかなか前進が図られにくいなというふうに思っているところです。一歩前へ実現できるような状況がつけられればいいなというふうに思うところです。

さて、補聴器購入補助に向けて、高齢者の聴覚実態を調査してはどうかと。そのために特定健診やいきいき健診の検査項目に聴覚検査を取り入れてはどうかということもこの間、何度も提案してまいりました。一定理解を示していただいたように私自身は感じていたのですが、その後の動きが見えません。今年の健診項目には入れてもらえたのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

聴覚検査につきましては、以前より議員のほうから御質問、御要望をいただいておりますけれども、基本的には当時と同じ考えのままでございます。

国の通知に基づきます検査項目に入っていないことと、問診の中で耳の聞こえについての質問項目があり、何らかの自覚症状がある場合には、医師との問診において相談ができるため、今年度におきましても健康診断の検査項目には入っておりません。

また、県内、他の市町村におきましても、健康診断のほうで聴覚検査を入れている市町村

はないものというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 今の答弁がそのままこれまでも繰り返されてきたわけですが、国の定める検査項目に入っていない。しかしながら、村として独自の検査項目として追加することは可能である、問題はない。しかし、国・県の補助は出ないということだったかと思うんですね。

今、県の中でどこもあっていないというふうなお話を承りましたが、全国を見るならば、こうしたことを実行し、聴覚についての検査を行う中で高齢者の実態をつかんでいる、それがまず第一歩になっているということも報告されているところです。

予算的にはオージオメーターを1つ準備すればできる検査です。購入費用も高額でない、そしてまた認知症予防の一対策にもなる、そういうことをやる申し上げてきたわけですが、にもかかわらず、県でどこもやっていないからというふうなことで、検査項目に取り上げない。問診で聞いて問題があればということですが、オージオメーター1つでできる検診ですので、具体的に一步進めていただきたいというふうに要望をしておきますが、いかがでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 坂井議員の要望としては今までもお聞きしておりますので、今回も要望としてお聞きいたしますけれども、ただ、聴覚検査を行うに当たりましては、今、検査機器を1台購入すれば可能だという話もございましたけれども、ただ、検査を行う場所的にも、私どものほうも健診を行っております医療機関のほうにも確認いたしましたけれども、まず、公衆電話ボックスのような外部の音を遮断できるような個室等の設備が必要であるということ、また、そういった設備があったとしても、その場所で行える検査につきましては、高音域が少し聞きづらい程度の検査結果しか出ないといったことも言われております。そういったこともありますので、今のところの検査実施は難しいというふうに考えているということでございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 最後に、認知症や障害があっても共生できる社会基盤づくりということで質問をいたします。

高齢者の居場所づくりの重要性については、これまで私は何度も取り上げてまいりました。御答弁は、居場所づくりは大変重要なことだという認識を示しつつも、具体的にはそれぞれ

の地区の公民館を活用してほしいというお答えの繰り返しだったと記憶しております。

しかし、実際に公民館が高齢者の居場所として活用されている例は少ないのではないのでしょうか。コロナ前は地区支え合いの会の主催によって、年に一度、お茶飲み会が実施され始めてもいましたが、コロナによって、これも現在中断したきりになっているかと思います。

上田市には、オレンジカフェと呼ばれる施設が10か所設けられています。月に一、二度、認知症の方やその周囲の方、また一般の高齢者や市民が相談したり、おしゃべりしたりして活力を得る場所になっています。こうした場所を青木村でも提供することはできないのでしょうか。

上田市の10か所のオレンジカフェは病院、農協、学校、有志など様々な事業者が立ち上げていますが、市でも設立資金の経費を助成するなど、多大な援助をしております。青木村でこうした場所を開設し、高齢者の憩いの場所とするには民間の力を期待する以上に、村としての組織的援助がどうしても必要です。

村では、従来より認知症サポーターの養成講座を開いていますが、講座を受講修了した方が十分活躍できているのでしょうか。こうした方々の潜在能力を引き出したり、保健補導員、民生委員などのお力もお借りするなどして、青木村版オレンジカフェの開設を実現させていただくよう御尽力いただきたいと思います。村としてのお考えをお聞かせください。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

認知症の方ですとかその御家族を対象といたしましたオレンジカフェ、設置者といたしましては、今、議員のほうからお話がありましたようにいろんな主体がございます。NPO法人とか社会福祉法人とか医療法人、家族の会ですとか介護保険事業所、中には市町村等で行っているところもございます。

ただ、私も以前、このオレンジカフェの視察をして意見交換等をしたことがございますけれども、開設に当たりましては、まず行うカフェの内容ですとか場所の確保あるいは医療介護等、認知症のケアの経験のある専門職、ボランティア等の運営スタッフの確保、利用者の募集、人数の確保、開催日時の決定等、単なる高齢者の居場所とは異なりまして、そう簡単に開設できるものではないというふうに考えております。

もし村のほうで人的支援あるいは組織的な援助をして開設ということであれば、まず、民間の団体のほうでそういったしっかりとした受皿をつくっていただいた中で、村として協力ができるといふふうに考えてございます。

また、現在、村では物忘れ相談会といたしまして、年に6回、認知症本人や家族の方を対象に認知症に関する相談も対応しております。また、地域包括支援センターの職員が認知症の方や家族への支援、相談対応も行っております。

また、先ほど議員のほうからお話がありましたように平成28年度より認知症サポーター養成講座を開設しております、これは一般の方が対象でございましたけれども、昨年度からは中学生の方も対象に実施しております。今までに100名を超える方が受講しております。さらに今年度は、認知症サポーターの養成講座を受講した方を対象にフォローアップ研修も実施予定でございます。

今後につきましては、この認知症サポーターの皆さん等が日常生活の場で認知症の方の支援に関わり、本人や家族の相談支援を行っていただけることになりましたら、認知症カフェという形を取らなくても、認知症の方に対する理解が広がり、暮らしやすい地域社会づくりが進むものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） オレンジカフェという名前はどうであっても、高齢者が集って、そこでゆったりといろんなことができ、相談ができ、活気が養える、そうした場所がぜひとも必要かと思えます。幾つかの困難はあろうかと思えますが、それを民間の立ち上げに委ねるということでは恐らく青木村として、村の中でそれを立ち上げていくということはかなり難しいのではないかなど。

先ほど来申し述べていますけれども、村としてある面では音頭を取る、そうした機能が發揮できるような状況をつくっていくということがなければ、これは進まないんじゃないかなというふうに思うんですが、そうしたことも考えていただき、高齢者が集える場所、居場所づくり、村民みんなが共生できる村づくりを行政が主導し、強力に進めていただくことを切に要望しておきます。

以上申し上げ、3点にわたりました私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松澤正登君） 坂井議員の一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は13時30分ということでお願いいたします。

休憩 午後 零時 29分

再開 午後 1時 30分

○議長（松澤正登君） それでは、時間になりました。

一般質問を続けます。

◇ 宮 入 隆 通 君

○議長（松澤正登君） 続いて、4番、宮入隆通議員の登壇をお願いします。

宮入議員。

〔4番 宮入隆通君 登壇〕

○4番（宮入隆通君） 議席番号4番、宮入隆通です。

さきに通告しました1件につきまして、御答弁のほうをよろしくお願ひいたします。

まず、青木村のデジタル化について伺います。

2年前の9月議会にて、青木村におけるDX施策について質問したところですが、その際には令和7年度末にかけて基幹系システムのクラウド化を進めていくなど、青木村としても現在デジタル化関連について対応しているところと思います。議会でも昨年度、デジタル化推進の委員会をつくり、検討するなど、こういった動きは避けて通れない状況です。

現在はまた生成AIをはじめとした新たな動きもあり、それぞれの期待もありますが、課題もあるところであります。村としての今までのデジタル化の対応について伺いたしたいと思います。お願いします。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 御質問のとおり、村におきましても国の進めるスケジュールに従いまして、まず、1点目としては令和4年度末までに予定をされていた作業につきましては終了いたしまして、この4月から自治体に求められた27の手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンラインによる手続が可能になっております。

国では、引き続き令和7年度までに自治体情報システムの標準化、共通化、こちらを行いまして、基幹系の17業務システムをガバメントクラウドへ移行するということになっておりま

して、本村でもこれに向けて、今年度も文字の同定作業といって文字を統一する作業を行う予定となっております。

また、これとは別に、各種証明書のコンビニ交付システムをスタートいたしましたし、地方税の共通納税システムについても本年度から利用が可能となっている状況でございます。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 現在、あらゆる業務やコミュニケーションを行う上で欠かせなくなったスマートフォンやタブレット、パソコンなんですけれども、青木村役場ではどのように整備され、どのように使われているのでしょうか。

それぞれの業務で使われているとは思いますが、グループウェアのようなソフトウェアで情報共有したり、プロジェクト管理やワークフローの機能を使うなど、役場全体として業務効率を考えたことをしているのでしょうか。現在のデジタル化に対するハードウェア、またソフトウェアの導入状況について教えてください。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 現在ですけれども、パソコン等のハードウェアについては保育園ですとか一部の出先機関を除いては、原則職員1人に1台の配付をしております。御質問のグループウェア等によります情報共有ですとか各種システムによって、内部の業務管理等を行っているところでございます。

これは内部業務に対してのパソコンということでございまして、外部とのメールのやり取りですとかインターネットを介した業務についてはセキュリティー上、回線を分けておりますので、そちらの外部用のパソコンについては職員数名に1台といった配備の状況でございます。

ソフトウェアにつきましては、業務上、必要なものについては当然入っておりますけれども、やはりセキュリティー上、管理者の権限でログインをしないと、勝手に市販のソフト等をインストールはできないようになっておりますし、各システムにつきましてもそれぞれの担当ごとに権限が付与されてございまして、個人情報保護の観点からも、担当外の業務ですとか情報には触れられないような仕組みになっております。

また、これとは別に、タブレット型のパソコンを各課に複数台配付してございまして、ウェブ会議をはじめ、こちらについては、比較的自由度を持って活用いただいているところでございます。

御質問にもありました業務のデジタル化につきましては、まだまだ進める余地が残ってお

りまして、例えば一例でも電子決裁のシステムを導入することによって、ペーパーレス化の業務効率を図る上でクリアしたい課題があるわけですが、やはり導入費用というのが非常にネックになっておりまして、一部については整備できていない状況でもございます。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 私たち個人的に使うパソコンとは違って、こういった自治体で使われる端末、そういった個人情報の観点とかそういったこと、セキュリティーのこともありますので、うまく使い分けるとか複数台置かなきゃいけないとかそういったことはあるかと思えます。いろいろ整備していただいている状況が理解できました。

本議会開会日の村長の冒頭の挨拶にもありましたとおり、次期情報通信システムの検討が始まったとのことですが、この情報通信システム及びその他の、今年度の計画がありましたら教えてください。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 今、御質問にもございましたとおり、令和5年度は供用開始から12年を迎えます高速情報通信サービスの更新の検討を行うことで計画をしております。取り急ぎ、村民向けのアンケート調査を今月末かあるいは来月の初旬から実施する予定で、現在準備を進めているところでございます。

このアンケート調査の結果を踏まえまして、こういった仕組みでいくのが望ましいのか検討して、来年度中には遅くとも財源を含めて方向を出していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 情報通信システム、村民の方の大きな情報源になっていきますので、その辺、若い人から御高齢の方まで使われる仕組みになると思いますので、なかなか全員のためというのはやっぱり難しいことだとは思っているんですけども、できるだけ多くの方に使っていただけるようなものを検討していただけたらと思っています。

続きまして、対話型人工知能、最近だとChatGPTというものがよく使われるんですが、こういったものをはじめとする生成AIについて、新聞等で記事を目にしない日はありません。

今まではより多くのデータを集めて、分析するビッグデータの考え方が主流でしたが、現在はそのデータをより身近に、個人的にも使えるような方法として生成AIを使ったり、また、業務の効率化であるとか画像の処理なんかも今はできるんですけども、新たなビジネ

スとして期待されています。

この対話型人工知能、C h a t G P Tをはじめとする生成A Iについて、教育の分野であるとか自治体の業務の改善の点でも活用されることが期待されているんですけども、村としてはどのように活用する予定なんでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） C h a t G P Tがどのようなものであるかを理解するために、今、議員質問の内容を実はそのままC h a t G P Tに質問しました。そうしたらほんの10秒程度でA 4、1 ページ程度の回答が返ってきました。

その内容は、学習保障、言語スキルの向上など5つの観点から丁寧に説明がありまして、さらにまとめとして、ただし、A Iは補完的なツールとして活用すべきと留意点まで補足されておりました。文脈の乱れもなく、大変に緻密な回答だと感じました。

現在、報道でも、今後、国や県が実態調査を行い、指針を示すということになっているとのことなので、その指針を見て考えることにはなるとは思いますが、一旦、このような進んだ技術が出たことは後戻りするようなことにはならないと考えています。

例えば、小学生が算数の問題を納得できなくて、何度も繰り返して聞きたい場合も遠慮なく聞くことができます。A Iは決して感情的にならず、答えてくれます。感情的にならないという点では、孤独を感じたときに話し相手にもなってくれるという使い方も想定できます。というように学生が論文の課題をA Iで回答するということは、信大ではもう禁止されているとのことですけども、有効なツールとしての使用法を検討していく方向であるべきと考えております。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 御質問の中に、役場の業務といいますか、そんなような内容もあったかと思えます。人工知能を活用した業務については、もう既に報道等でも一部の自治体では導入を始めているというところもございますし、今後ますますいろんな意味で、普及していくことが予想されているところがございます。

その活用方法も様々ございまして、例えばホームページと統合することで、村民からの質問ですとか問合せに対して情報を即時に提供することもできるでしょうし、様々な手続について職員が対応することなく、A Iが説明してくれるといったことも考えられるわけがございます。また、イベント案内ですとか情報発信とか、観光分野でも活用が期待できるというふうに使われます。

しかしながら、まだまだ成熟していない部分もあるように感じております。教育長が今、御質問をChat GPTにしたということで、私もちょっと前に青木村について質問を投げかけたことがありましたけれども、内容については恐らく他の自治体のものと思われるような、人口が四百何人だとかいうような形で全く青木村とは違った情報が返ってきて、まだ学習が足りない部分だったと思うんですけれども、そんなこともございました。

人工知能の活用というのは大きな活用を秘めているものの、場合によっては今、申し上げたような誤った情報が伝わってしまう可能性が現時点ではあるかなということでございます。

取りあえずは先進導入事例、今、始めているところもございまして、そんなものを見るですとかAIの成熟度なんかを見る中で、今後また検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） ぜひいろいろ使えるものは使っていて、村民のサービスであるとか学校の教育の質の向上であるとか、そういったことには大いに活用していただきたいと思っております。

教育分野に関しては、そういった生徒とか子供たちということもあるんですけれども、先生たちに向けて、例えば今、長時間の労働がすごく問題になっているかと思うんですけれども、そういったところをAIを活用して、できるだけ先生たちの何か作らなきゃいけない資料とか、そういったものを軽減させてあげるとか、そういったことにも多く使えるでしょうし、役場、自治体の中のいろんな、たくさんの文書作成とか多くあると思うんですけれども、そういったものにも大きく使えると思いますので、もちろん最終的には人のチェックが必要であって、責任は自分たちで持つというのは当たり前のことなんですけれども、まだこういった技術、出始めた部分ではありますが、インターネットの技術が生まれたと同じぐらいの衝撃だとも言われていて、それぐらい私たちの生活に大きく関わるものだとも言われています。

実際、多分そうだなと私自身も思っていますので、いろいろ後ろ向きな意見もたくさんあるんですが、いいところをぜひ取り入れていっていただいて、皆さんのため、自分たちのため、教育のため、子供たちのため、そういったことの観点で、ぜひ活用していただきたいと思っています。

デジタル化は様々な課題はあるとは思うんですけれども、こういった行政サービスの向上のためにも期待されています。村の行政としてのデジタル化に向けた将来的な考え方はどの

ようになっていますでしょうか。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 御質問の村行政としてのデジタル化に向けた将来的な考え方についてでございます。

令和2年12月に決定されました政府におきますデジタル化社会の実現に向けた改革の基本方針におきまして、目指すべきデジタル化社会のビジョンとして、デジタルの活用により一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人残さない、人に優しいデジタル化というのが示されております。

将来的には、今、御質問にもありましたように、いつでもどこにいても必要な情報が入手できて、必要な手続きがスマホやパソコンで簡単にできるというようなことが姿として出てきているわけでございます。

しかし、デジタル化には非常にお金がかかるわけでございます。国が進めている仕組みにつきましても、いずれ導入に際して補助金だとか交付金だとか、そういうのがあると思いますので、そういうものは活用する。あるいはランニング費用や更新費用も伴うものでありますので、そういったことは青木村に合った状況を精査しつつ進めたいというふうに思っております。

まずは、国などが進めますDXのメニューを着実に実施した上で、費用対効果や国のビジョンにあります住民の利便向上、業務の効率化を勘案ながら進める必要があるというふうに思っております。

今、青木村では進めております中身についてでございますけれども、小さな高齢化の自治体に取りまして、誰一人として残さない、取り残さない優しいデジタル化というのが1つ前提になるかなというふうにも思います。

例えていえば、今、話題になっております情報電話の更新が挙げられますけれども、既存のサービスを維持しつつ、ここは私ども悩んでいるところなんですけれども、新たなデジタル技術を用いることで村からの情報伝達サービスの充実を図る。そういったことを基本に今、考えているところでございます。

デジタル化の推進につきましては、新しいデジタル技術の活用によりまして、行政サービスの向上を図り、青木村のよさをPRできるなどの観光業への活用の期待ができるわけでございます。国の交付金等も用意されておりますことから、青木村に合った対応を進めてまいりたいというふうに思います。

しかし、最近になりまして、DXの あるいはデジタル化のパスポートといわれております国を挙げて進められておりましたマイナンバーカードのトラブルが今、次々と明らかになっております。カードの普及を優先して登録手続やシステム面の綻びが次々と表面化されてきて、信頼回復が急務かなというふうに思います。

このデジタル化は新しいシステムであります。今回のマイナンバーカードにつきましては、システムの不備に加えまして、登録時の人為的なミスもあったというようなニュースもあります。新しいことに取り組む際には、今回のことから多くの先例に学ぶとか、より慎重になることが必要だということ学びました。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） デジタル化ということで、パソコンとかそういった大きなシステムであるとかAIとか、そういう話ではあるんですが、最終的には使うのは人であったり、誰のためなのかということと人のためのものなので、やっぱり自分たちでそれをどう使うのかということをしっかり、私たち含めて考えていく時代なんだと思っています。

青木村として、計画どおり今、進められているというふうに伺っていますので、また世の中、いろんな動きがある中で、いろいろ選択していくとは思いますが、できるだけ情報を皆さんに出していただきながら、多くの意見をいただきながら決めていただけたらと思っていますので、よろしくをお願いします。

私からの質問は以上です。

○議長（松澤正登君） 宮入議員の一般質問は終了しました。

通告のありました5人の議員の質問はこれで全て終了いたしました。

◎散会の宣告

○議長（松澤正登君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

大変に御苦労さまでした。お疲れさまでした。

散会 午後 1時49分

令和 5 年 6 月 1 5 日（木曜日）

（第 3 号）

令和5年第2回青木村議会定例会会議録

議事日程（第3号）

令和5年6月15日（木曜日）午前9時開議

- 日程第 1 議事日程の報告
- 日程第 2 委員長審査報告
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 報告第 2号 令和4年度青木村土地開発公社事業報告について
- 日程第 5 報告第 3号 令和4年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木村一般会計）
- 日程第 6 議案第 1号 青木村名誉村民の推挙について
- 日程第 7 議案第 2号 青木村印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 3号 青木村福祉事業基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 4号 青木村農業委員会委員の選任について
- 日程第10 議案第 5号 令和5年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第11 議案第 6号 令和5年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第12 陳情第 1号 「青木村太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例」に対する陳情書について

出席議員（10名）

- | | | | |
|----|----------|-----|---------|
| 1番 | 松本 淳英 君 | 2番 | 塩澤 敏樹 君 |
| 3番 | 平林 幸一 君 | 4番 | 宮入 隆通 君 |
| 5番 | 坂井 弘 君 | 6番 | 松澤 正登 君 |
| 7番 | 金井 とも子 君 | 8番 | 宮下 壽章 君 |
| 9番 | 杓掛 計三 君 | 10番 | 居鶴 貞美 君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	北 村 政 夫 君	教 育 長	沓 掛 英 明 君
参 事 兼 総務企画課長	片 田 幸 男 君	商工観光移住課長	小 林 利 行 君
住民福祉課長	小根沢 義 行 君	会計管理者兼 事務会計課長 兼防災危機 管理 監	奈良本 安 秀 君
建設農林課長	稲 垣 和 美 君	保 育 園 長	成 沢 亮 子 君
住民福祉課 課長補佐兼 地域包括支 援センター 一長	高 柳 則 男 君	建設農林課 課長補佐兼 農業振興係 長	上 原 博 信 君
建設農林課 課長補佐兼 建設防 災管理 監	小 林 義 昌 君	税 務 会 計 課 資 産 税 係 長	上 原 加 代 君
総務企画課 課長補佐兼 事業推進室 長	塩 澤 和 宏 君	総務企画課 企画財政係 長	金 井 大 介 君
住民福祉課 課長補佐兼 保健衛生係 長	早乙女 敦 君	住民福祉課 課長補佐兼 住民福祉係 長	依 田 哲 也 君
商工観光課 移住課長 商工観光係 長	宮 澤 俊 博 君	教 育 委 員 会 教 育 係 長	奈良本 いずみ 君
総務企画課 課長補佐兼 総務係 長	小 林 宏 記 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長 片 田 幸 男 事 務 局 員 小 林 宏 記

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（松澤正登君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（松澤正登君） 本日の日程は、委員会付託についての委員長報告をいただいた後、報告第1号から質疑、討論、採決の順で行います。

◎委員長審査報告

○議長（松澤正登君） それでは、総務建設産業委員会における質疑内容等について、委員長より報告をお願いします。

宮入総務建設産業委員長。

○総務建設産業委員長（宮入隆通君） それでは、総務建設産業委員会に付託されました陳情第1号「青木村太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例」に対する陳情書についての審査結果の決定について、会議規則第74条の規定により報告させていただきます。

委員からは、本条例は、議会でも委員会審議を経て条例が制定されたもので、現時点では多くの村民の意向に沿った条例であり、また施行1年余りで、状況は大きく変化していないとの意見あり。

また、ほかの委員からは、地球温暖化対策は重要な課題であり、再生可能エネルギーは重要な取組であるが、環境及び生活環境への影響などを理由に、地域住民が反対するという大きな問題、課題もあるため、環境への配慮や地域住民との共生を図ることは大変重要であり、抑制区域や禁止区域を明確に指定し、近隣住民の同意を得ること、また、自治体と協定を結ぶことなどを盛り込んだ条例の制定は極めて有効であるという意見もございました。

また一方で、条例施行後の1年間において、大きく世の中が動いており、太陽光発電設備

は、住民説明会で事業経過及び周辺環境への影響と対策について説明することによって理解を得られるもので、あえて隣地の同意は不要ではないか。

また、土地を有効活用する権利と自由、太陽光設備へ収入を求めることは、個人の権利としてあるのではないかとの意見もございました。

個人の営利を生む権利もありますが、不快を感じる権利、景観を保存したいという権利もあり、村の条例は、近隣周辺の3分の2の同意があれば設置できるという条例であるため、今の時点では、妥当な規制であるなどの意見のほか、条例施行後の太陽光発電設備の申請件数、償却資産の動向などについて質疑がございました。

反対討論として、法律や県、村の条例は、その時代、社会情勢により、見直しや改正はあるものではあるが、現時点で本条例は施行1年余りで、審議会、またパブリックコメント等、多くの方たちの賛同を得て提案されたものであるため、この陳情書については採択すべきでないとなり、賛成少数にて不採択すべきものとすることに決定いたしました。

以上、委員長報告を終わります。

○議長（松澤正登君） 委員長報告が終了しました。

◎報告第1号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 報告第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

なお、報告第1号につきましては、1項目から9項目までありますので、1項目ずつ質疑をしていただき、討論、採決は一括で行いますので御承知ください。

1項目め、青木村税条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑のある方。

[発言する声なし]

○議長（松澤正登君） 質疑なしと認めます。

1項目め、終了します。

2項目め、青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑のある方。

[「なし」の声あり]

○議長（松澤正登君） 質疑なしと認めます。

2項目めを終了します。

3項目め、令和4年度青木村の一般会計補正予算（第6号）の質疑に入ります。

質疑のある方。ありませんか。

平林議員いいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑なしと認めます。

3項目め、終了いたします。

4項目め、令和4年度青木村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の質疑に入ります。

質疑のある方。ありませんか。

平林議員。

○3番（平林幸一君） すみません。報告第1号の3番、ちょっと戻って質疑をしたいんですけども。

○議長（松澤正登君） 1号。

○3番（平林幸一君） 3番について質問をしたいと思います。

○議長（松澤正登君） 認めます。

○3番（平林幸一君） 戻りますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（松澤正登君） はい。

○3番（平林幸一君） 補正予算第6号の35ページ、商工費のところちょっと質問をしたいというふうに思います。

移住・定住の関係ですけれども、移住・定住で来られた方々には、青木の自然の恵みを享受しながら生活したいと考えている人が大変多く、住宅の暖房をまきストーブとしている方が非常に多いです。その方々から、まきの調達に移住当初は紹介もあり、よかったんですが、近年、調達が非常に困難だという話をお伺いしております。この方々は、木を自ら伐採をしてまきにするそうです。

そこで、村内の木を譲りたい人、それから木を欲しい人、そういった方々のマッチングをすれば、無駄なコストと労力を削減できるというふうに考えます。そこで、このマッチングアプリを村で取り組んでいただけないでしょうかというお願いです。

これは、移住・定住者だけでなく、村民のニーズにも合うのではないかとこのように思います。

今、ゼロカーボン、それからSDGsのアクションの取組にもつながるということで、ぜひ、取組をお願いしたいというふうに思います。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、お答え申し上げます。

今、御提言がありましたマッチングアプリでございますけれども、違う分野でいきますと婚活のアプリですとか、あるいは農業をお手伝いいただく農活アプリとか、そういったものがあることは承知をしております。

今、御提言いただいたものについては、私もそういったアプリがあるかどうか承知をしておりますが、ニーズがあることは承知をしておりますので、今後の研究課題とさせていただきます。

以上です。

○議長（松澤正登君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ぜひ、お願いしたいというふうに思います。

非常に行政サービスというのは、非常に難しい、厳しいということですが、お客様は村民です。お客様は非常にわがままですが、最大限、可能な限りそういった声に寄り添いをいただきたいというふうに思います。今、御答弁いただいたのは非常に前向き、うれしく思いました。

続いて、土木費の道路維持費に関わるところで、質問をさせていただきます。

下奈良本地区の要望にもあるというふうに思いますが、旧日信様、今、日立アステモさんと称していますが、その前から入奈に向かう県道の、道路上に覆いかぶさる松の枝の措置についてお尋ねをいたします。

私有地からはみ出している樹木等は、土地所有者に所有権があるため、はみ出している枝などで事故、それからけがなどをされた場合は、その土地所有者に賠償責任が発生する場合があります。これは、民法の第717条、それから道路法でいいますと43条にあります。安全かつ安心して道路を利用できるよう、枝打ちや伐採など適正な管理をお願いすることというところです。民法233条、本年の4月1日に改正され施行されましたが、この改正により、原則は、従来どおり竹木の所有者に切除を求めるべきとしています。しかし、催促しても越境した枝が切除されない場合、越境されている土地の所有者が、竹木の枝の切除が可能となる内容に変わりました。

下奈良本地区県道のはみ出している松の枝が、風や雪によって落下した場合、事故やけが

の発生が想定されます。それから、以前には枝の落下があり、ここを通勤、通学する自動車を運転する方々は、ひやひやしながら通過しているという話も聞いております。

これらを踏まえて、ぜひ早急に対応をお願いしたいというふうに思います。回答お願いします。

○議長（松澤正登君） 稲垣農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） お答え申し上げます。

道路等に支障のある、今、覆いかぶさっている木への対応という御質問でございますけれども、村道、県道に限らず、まず各区の区長さんはじめ、役員さんのほうから地権者の方を割り出して、その方に伐採をお願いするのが、まず第1の方法として取っております。

今回、御指摘いただいた箇所につきましては、県道の下奈良本・豊科線ということになるかと思いますが、こちらについては、上田建設事務所のほうにも連絡をする中で、区と連携しながら、どんな方法が取れるかということで、対応を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。

この下奈良本地区の道路以外にも、そういった箇所があるというふうに認識をしております。そういったことの中で、ぜひ、それぞれの区からの要望も踏まえながら、早急な対応をお願いしたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（松澤正登君） ほかにございませんか。

[発言する声なし]

○議長（松澤正登君） 項目ごとの中で、ある方はしっかり手を挙げてお願いいたします。

では、4項目め、令和4年度青木村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の質疑に入ります。

質疑のある方。

沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） 繰越金の件なんですけれども、歳出のほうとの調整見ると、ある程度は分かりますけれども、何が原因で、青木村にしてみれば大きい繰越し、結構額が大きいなと思いますけれども、何が原因でこれだけ医療費のほうで見なかったのか教えて……。

○議長（松澤正登君） 早乙女課長補佐。

○住民福祉課課長補佐兼保健衛生係長（早乙女 敦君） お答えいたします。

繰越金の増の分ということによろしいでしょうか。

それにつきまして、国・県の交付金の関係で、その分が見込みより多かったということが一番の要因だと思います。

以上です。

○議長（松澤正登君） 杓掛議員、よろしいですか。

杓掛議員。

○9番（杓掛計三君） 県の繰越金が多かったということですか。

○議長（松澤正登君） 早乙女課長補佐。

○住民福祉課課長補佐兼保健衛生係長（早乙女 敦君） 県・国の交付金が多かったということとです。

○議長（松澤正登君） 杓掛議員。

○9番（杓掛計三君） 3回目ですけれども、なぜ多かったか。

○議長（松澤正登君） 早乙女課長補佐。

○住民福祉課課長補佐兼保健衛生係長（早乙女 敦君） お答えいたします。

国保のこちらの会計につきましては、国保事業に関しましては、調整交付金ということで、年度末にいろいろかかった経費ですとか、青木村の医療費の状況について申請をいたしまして、その状況に応じた交付金が来るものもございまして、その分が多かったと思われま

以上です。

○議長（松澤正登君） 杓掛議員、よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑なしと認めます。

4項目目を終了します。

5項目目、令和4年度青木村別荘事業特別会計補正予算（第2号）の質疑に入ります。

質疑のある方。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑なしと認めます。

5項目目、終了します。

6項目目、令和4年度青木村介護保険特別会計補正予算（第2号）の質疑に入ります。

質疑のある方。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑なしと認めます。

6項目め、終了します。

7項目め、令和4年度青木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の質疑に入ります。

質疑のある方。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑なしと認めます。

7項目め、終了します。

8項目め、令和4年度青木村簡易水道事業会計補正予算（第3号）の質疑に入ります。

質疑のある方。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑なしと認めます。

第8項目め、終了します。

第9項目め、令和5年度青木村一般会計補正予算（第1号）の質疑に入ります。

質疑のある方。ありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（松澤正登君） 質疑なしと認めます。

それでは討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） なしの声がありましたので、次に進めます。

賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、報告第1号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

よって、報告第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されま

した。

◎報告第2号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 続けます。報告第2号 令和4年度青木村土地開発公社事業報告についてを議題として、質疑に入ります。

質疑のある方。

居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） それでは、お伺いをさせていただきます。

ページでは、6ページになろうかと思えます。まず、預かり保証金につきましてお聞きをさせていただきます、確認の意味で。

青木村におきまして、この預り金保証金の取扱いについてでございますが、定義あるいは意味等お聞きをいたします。取扱いについてでも結構ですが、お聞きをいたします。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 預り金につきましては、9ページのほうにもございますが、A社からG社まで7社から預り金としていただいております、こちらは賃貸借している土地を、原状に復帰するためのお金として、お預かりをしているものということで御理解いただければと存じます。

以上です。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 今、御説明をいただきましたんですが、この関係につきましては、かなりいろいろありますので、それは割愛させていただきます。

まず、具体的にお聞きをします。

この預り金保証金、これにつきましては、定期預金と、それから公社債投資、こちらで運用されております。ページでは6ページに出ているんですが、ここでお聞きをいたします。預り金保証金が昨年度に比べまして、421円昨年度より減少しております。この減少についての御説明をお願いいたします。

○議長（松澤正登君） 奈良本会計管理者税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） それでは、お答え申し上げ

ます。

資料の9ページに、預かり保証金の明細表は掲載させていただいておりますけれども、先ほど、稲垣建設農林課長のほうから説明ありましたA社からG社までの保証金を預からせていただいている中で、D社における部分になりますけれども、このD社からお預かりしている原状復帰保証金につきましては、公社債投資信託で運用をしております。

この証券会社からの公社債信託の報告によりますと、日銀によるマイナス金利政策による影響で、マイナス金利下での運用を強いられておりまして、結果、公社債投資信託の基準価格が昨年3月31日現在と比較して、今年の3月31日現在で1円マイナスしたことによる価格の減少で、こちらが、先ほどおっしゃっていただいた減少の理由になっております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） この関係につきましては、先ほど課長にも御答弁いただいたんですが、預かり保証金のマイナスと、これが発生していると。それで先ほど課長にお聞きしたんですが、本来保証金というものが、減少というものがどうなのかなと思いましたが、お聞きしました。

それで、再度お聞きをいたします。

これ今、D社が851円、昨年度より減少している金額でございます。ほかみんなプラスで、最終的には420円のマイナスになったと、このようになっております。それで、お聞きをいたしますが、公社債投資で、実は、C社とD社公社債投資をされております。D社はマイナスがありましたが、C社、こちらはプラスマイナス去年はゼロでございます。それで、8ページにありますとおり、これ野村証券株式会社公社債投資と、両方ともこのようになっております。それで、同じものがマイナスになっていると。これについて今、疑問ありましたんでお聞きしたわけですが、C社とD社と違うものなのかどうか、そこを御説明いただきたいと思っております。

○議長（松澤正登君） 奈良本会計管理者税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） お答え申し上げます。

C社とD社とは、先ほど議員さんおっしゃいました野村証券株式会社による公社債投資でございますが、種類は、違うというようなことは承知をしております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。いいですか。

○10番（居鶴貞美君） 結構です。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

質疑を終結、討論省略しまして、報告第2号の採決を行います。

本件は原案どおり承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

よって、報告第2号 令和4年度青木村土地開発公社事業報告については、原案のとおり承認されました。

◎報告第3号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 報告第3号 令和4年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木村一般会計）を議題として、質疑に入ります。

○議長（松澤正登君） 質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

質疑を終結、討論省略、報告第3号の採決を行います。

本件は原案のとおり承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

よって、報告第3号 令和4年度繰越明許費繰越計算書の報告については、原案のとおり承認されました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 議案第1号 青木村名誉村民の推挙についてを議題として、質疑に入ります。

質疑のある方。

杳掛議員。

○9番（杳掛計三君） 五島慶太翁の村民条例3条によってということ、いろいろな面でのところ、取り上げられて検証されてきておりますけれども、村の貢献について、私は反対するものではございません。

ただ、今まで青木村で名誉村民になられた方というのは、現役を続けていながら、今の現在の人に分かる形の中で、この人の功績大きなという中で、名誉村民ということで認めてきたものでございますけれども、今回の五島慶太翁については亡くなられた方、それとともに功績がかなり残っている方でございます。

これについてなんですけれども、これからもし現役であられた方については、それぞれの時の議論が十分あるかと思っておりますけれども、亡くなられた方等についての検証をし、またこのような名誉村民というような形の中で、浮かび上がってくることがある可能性もあるわけなんですけれども、今後については、これ村長さんにお聞きしたいんですけれども、どのような方向でこれから、それぞれの方を検証しながら、このような制度、村民の制度にのせていくのかどうか、これをお聞きできればと思っておりますけれども。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 五島慶太翁の名誉村民については、功績等が残り、そして今、東急グループとの連携の関係も深くなっているということを御理解いただいているということで、ありがとうございます。

今後につきまして、同様の例はどうしていくかという御質問でございますが、御案内のとおり、名誉村民の条例には、本村に縁の深い者で、学術文化等、村民、村並びに国家の繁栄に極めて貢献した人となっております。

今回は、御質問の中にもありましたように、五島慶太翁との関係が非常に深くなったということからお願いしているものでございますが、今後、村出身、あるいは村、村内にいて故人になられた方につきましては、村との関係、あるいは社会的な評価が高くなったというような方がおられましたら、また改めて議会の皆さんと相談して、扱っていきたいというふうに思っております。

○議長（松澤正登君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） 村長の趣旨等、前々から何度も聞いていますから、分かりますけれども、このことについては、それぞれの大勢の方の御意見もあるかと思しますので、住民には十分な説明をした上で、今後も進めていただければと思います。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

坂井議員。

○5番（坂井 弘君） お願いいたします。

ただいまの沓掛議員の御質問とやや重なる部分がございますが、本人没後の名誉村民への称号付与ということでございます。

これまで、こういうケースはなかったかと思いますが、条例第5条にうたわれた名誉村民に対する待遇ですけれども、今回の場合は、この待遇はどの適用となるのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 本件に関しましては、本人が亡くなられていますので、受理していただけるかどうかということが、まず分かりません。故人の子孫といいましょうかの方に、あるいは家族の方に御相談申し上げまして、受けていただけるということを前提として、進んでおります。

こういう例は、青木村では初めてでございますけれども、私ごとでありますけれども、埼玉におりましたときに、日本で最初の林学博士になった本多清六さんを亡くなられた後、名誉町民にいたしました。

そして、データ見ますと、静岡県の湖西市では、トヨタグループの創始者であります発明家の豊田佐吉翁を生誕150年の記念として、名誉市民にということでございます。

全国的には、ほかにも例があるのかもしれませんが、そういったことも参考にさせていただいて、今回の名誉村民に推挙させていただきました。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 第6条には、弔慰についてうたわれております。ただいまの第5条につきましても、生前といえますか、現在いらっしゃる方を想定した待遇である。そしてまた6条は弔慰ということで、亡くなった場合にはということの規定でございますので、本条例は、本人没後に称号を贈るということを想定しているのではないと思われそうですが、この点についていかがお考えでしょう。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 私どもこの条例を見て、今、坂井議員がおっしゃったようなことも、十分検討させていただきました。

逆からいえば、亡くなった方を想定していないということも、ないというふうに思っております。したがって、今、御心配いただきました6条については、今回の五島慶太翁については適用しないということになります。

○議長（松澤正登君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 私は、五島慶太氏を名誉村民とすることには反対の立場で討論をいたします。

その理由を3点申し述べます。

1点目は、さきの質問でもお答えをいただいておりますけれども、没後の者に対して本条例を適用することには無理があるというふうに考えます。

この点については、村長のお考えと異なるわけですが、これを適用するためには、本条例を変更するべきではないかなど、条例そのものが没後の者を名誉村民にすることを想定した条例になっておらず、既に、氏は没後64年を経しております。条例の適用範囲には該当しないのではないかと私は思うところであります。

2点目、氏を名誉村民に推挙するに至ったこの間の経過は、未来創造館の建設を皮切りにした東急グループ各社の支援により、村と東急グループとのつながりが深まり、村の活性化に寄与しているという一連の流れに立つものであり、五島慶太氏を象徴としつつも、この間の業績は村行政並びに東急グループ各社の御努力によるものであり、氏の業績そのものであるとは言い難いと考えます。

3点目、氏に対する評価が、必ずしも村民の一致するところではないことです。

本提案がなされて以降、氏を名誉村民にすることに対する考え、意見を村民の何人かにお

聞きをいたしました。評価は分かれています。実業家としての氏の功績を大いに評価し、たたえる村民がいらっしゃる一方、氏の生前の歩みを批判的に受け止めている村民も少なからずいらっしゃいます。

また、先日、この件が信濃毎日新聞で報道されてから、村民以外の方々からも注目されることとなり、結果が注視されています。評価、村民感情の分かれる氏を名誉村民とすることに積極的に賛成することはできかねます。

以上、3点の理由から反対を表明するものであります。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

[発言する声なし]

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（松澤正登君） 討論終結、議案第1号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手多数]

○議長（松澤正登君） 賛成多数。

議案第1号 青木村名誉村民の推挙については、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 議案第2号 青木村印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題として、質疑に入ります。

質疑のある方。

坂井議員。

○5番（坂井 弘君） お願いいたします。

本条例案は、マイナンバーカードに関わる内容であることから、印鑑登録証明書の発行ということとは直接結びつかない部分もございますが、質問させていただきます。

マイナンバーカードにひもづけられた給付の振込口座が、本人のものではないというようなトラブルが発生しておりますが、本村の場合、この口座はどのようにしてマイナンバーカ

ードにひもづけられているのか教えてください。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それではお答えいたします。

今の御質問は、マイナンバーカードの公金受取口座の登録ということの趣旨だと思いますけれども、マイナンバーカードを取得した方につきましては、公金受取口座のほうを登録することができますけれども、これにつきましては、基本的には2通りの方法がございます、役場の窓口で端末がありますので、そちらの端末で口座の入力をするという方法と、もう一点は、個人が、個人のスマホのほうで、マイナンバーカードのナンバーと暗証番号を入力していただいた上で、口座登録をしていただくというような形になっております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 今の御説明ですと、マイナンバーカードにひもづけたのは本人の意思が確認といたしますか、本人の意思によってそのことがなされているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 登録方法は先ほど申しましたように、2通りございますけれども、あくまでも本人の意思に基づいての登録になります。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） マイナンバーカードを持たない者についても、自治体が把握しているただいまの公金受取口座でしょうか、その口座を国に流用させる動きがございますが、これについて報道によれば、本人が同意しないという意思を明確に伝えない限り、同意したものとみなされるというふうなことになっているかと思われま。

この件について、本村ではどのような意思確認が行われるのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 議員おっしゃるように、国のほうでは、明確な意思がない限りは、登録の意思があるという形での確認、あえて村のほうで、それを確認するということはしておりません。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 報道によればですけれども、自治体のほうで、本人にそれなりの文書を送って、同意するかしないかを問うということが行われ、それに対して同意しないという

ことを明確に返答しなければ、同意したとみなすということだったと思うのですが、そういった意思確認はされないんですか。

○議長（松澤正登君） 依田課長補佐。

○住民福祉課課長補佐兼住民福祉係長（依田哲也君） そういった意思確認はしてございません。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） マイナンバーカードについては、今、意思確認をして登録というふうになっているわけですよね。それに対して今後、まだマイナンバーカードに、持っていない者については登録されていないわけですよね。それについて意思確認しないんですか、そんなことがあるんですか。

○議長（松澤正登君） 依田課長補佐。

○住民福祉課課長補佐兼住民福祉係長（依田哲也君） 今現在、マイナンバーカードの普及については村のほうでも、努力しているところでございます。個人的にそのことについて、個々に進めるといようなことの方角性を取るについては、現在のところ、村のほうではやっております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 今、やっていないことは分かりましたが、今後やらないんですか。

つまり、私自身の認識が違っているんでしょうか。報道から察するに、それを確認するはがきなり何なり、文書が配送されて、それに対して了承しないという、同意しないということとを回答しない限りは、了承したものとするというふうな報道であったと思うんですが、そうじゃないんですか、私の認識が違っているんでしょうか。

○議長（松澤正登君） 依田課長補佐。

○住民福祉課課長補佐兼住民福祉係長（依田哲也君） 私どもの係のほうで、そのような国の通達等は現在のところ把握してございません。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 私ももう少し、調査研究しますが、村のほうでもその点について、少し、また情報がありましたら、教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 今、議員御指摘の口座確認の意思の確認ですけれども、こ

れにつきましては、今、担当の依田の補佐のほうからありましたけれども、現時点ではそんな形になっておりますけれども、今後につきましては、国等のほうでそういう通達とか通知があれば、当然行いますし、村のほうでも情報収集して、対応できることがあれば、対応したいと思っておりますけれども、現時点では、今のところはそんなような対応になっております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ありがとうございます。

通達が恐らくあるんだろうと、報道見る限りはと思っております。その場合、明確に、やもすると、そうした意思確認の通知が、そんなのあったっけというように思うような場合も多々出てくるかと思っておりますので、そういうことがないように御配慮いただいでよろしくお願ひしたいと思ひます。

この間のトラブルの中で、村民の中には、いろんなところにひもづけられているということを知って、こんなはずじゃなかった、こんなだったらマイナンバー登録すべきじゃなかったというようにおっしゃっている村民も、何人かいらっしゃいますので、その辺もまたよろしく、今、課長もうなずいていらっしゃいますのでお願ひいたします。

以上です。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

[発言する声なし]

○議長（松澤正登君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 青木村印鑑条例の一部を改正する条例案に反対する立場で討論をいたします。

半年前、昨年12月議会でも青木村印鑑条例の一部を改正する条例案が審議をされたところでございます。その際にも私は反対意見を申し述べました。その中で、幾つか懸念を表明した事柄、そのことがこの半年間を経る中で、見事に白日のものになってきているのが現状です。

マイナンバーカードのトラブルが次々と発覚しております。普及を急ぐあまり、強引に進

めた結果生じたトラブルであり、そうしたトラブルを隠蔽していた政府の罪は重いと思います。

こうした状況の中にあつて、また新たな改正案を提案することには、いささかの疑念を抱かざるを得ません。国の改定に沿う形で、村も対応するための条例改正であるということは一定理解するところではありますが、トラブル解消のめども立っていない中、また新たなトラブルが発生することも懸念される状況の中、村は責任を持ってシステムを稼働できるのか。まずは、立ち止まって根本から対応を見直すときではないでしょうか。

以上申し上げ、本条例案には反対をいたします。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

〔発言する声なし〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、議案第2号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（松澤正登君） 賛成多数。

議案第2号 青木村印鑑条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 議案第3号 青木村福祉事業基金条例の一部を改正する条例についてを議題として、質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、議案第3号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第3号 青木村福祉事業基金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 次に、進めます。

議案第4号 青木村農業委員会委員の選任についてを議題として、提案説明を求めます。
北村村長。

○村長（北村政夫君） 議案第4号 青木村農業委員会委員の選任についてでございますけれども、人事案件でございますので、慣例に従いまして暫時休憩をしていただきまして、別室にて説明する機会をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（松澤正登君） 暫時休憩といたします。

議員の皆さんは議員控室へお願いをいたします。

休憩 午前 9時48分

再開 午前10時01分

○議長（松澤正登君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

事務局より資料の配付をお願いします。

〔資料配付〕

○議長（松澤正登君） 届きましたでしょうか。

それでは、村長より説明をお願いします。

北村村長。

○村長（北村政夫君） それでは、お願いいたします。

議案第4号 青木村農業委員会委員の選任についてでございます。

下記の者を青木村農業委員会の委員に選任したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定のに基づき、議会の同意をお願いいたします。

なお、任命に当たりましては、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2項の規定に基づき、委員の4分の1以上を認定農業者等とすると書いてございます。

記として、番号、地区名等、住所、氏名、備考の順で説明をさせていただきます。

1、沓掛、大字沓掛1242番地、松澤博文さん。

2、当郷、大字当郷458番地1、西沢雄一さん、認定農業者等。

3番、入田沢、大字田沢292番地、上原英雄さん。

4番、夫神、大字夫神756番地、田中孝幸さん。

5番、殿戸、大字殿戸79番地、石井隆介さん、認定農業者。

6番、下奈良本、大字奈良本425番地1、北澤文明さん、認定農業者等であります。

殿戸の石井さんも認定農業者等でございます。

7番、女性団体連絡会、大字沓掛514番地1、浜田こずえさん、（利害関係のない方）でございます。

8番、細谷、大字夫神1633番地1、花見邦俊さん。

9番、村松、大字村松1072番地、宮澤博行さん、認定農業者等であります。

10番、中村、大字田沢2336番地、若林久晃さん。

11番、入奈良本、大字奈良本1797番地1、増田好孝さん。

12番、農業協同組合、大字村松2126番地4、田中紀子さん、認定農業者でございます。

令和5年6月8日提出、青木村長、北村政夫。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（松澤正登君） 本案について質疑を行います。

質疑のある方。

[発言する声なし]

○議長（松澤正登君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第4号 青木村農業委員会委員の選任については、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 議案第5号 令和5年度青木村一般会計補正予算についてを議題として、質疑に入ります。

質疑のある方。

居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） ページ11、12になりますが、教育費についてお聞きをさせていただきます。

補助金の関係です。英語検定受験料補助金30万円についてお聞きをいたします。

こちらにつきましては、5,000円の60名分と、このように御説明はいただいておりますし、前にもこの検定につきましてはお聞きしてあります。重なるかも分かりませんが、まずお聞きをしたいんですが、5,000円の60名分の根拠、例えば受験料あるいは英語検定は、5級から準1級までございます。それで、5級の受験料とかもろもろ違って来るんですが、私の調べたところでは、端数が出てくるかなというふうに思われました。

それで、ただいまの説明をまずお願いしたいと。

○議長（松澤正登君） 杓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 事前に人数と、それから受ける級が分かっていたら、計算をして予算化できたと思うんですけども、これは、今回初めて導入した例でありまして、人数、それからどの級を受けるか、それがはっきりしないところでの予算づけでしたので、受験料のおよそ平均、それから人数も子供たちの数の半分ということで、概算の要求であります。

したがって、年度途中で足りなくなったら、またほかの補助をお願いするようになるかもしれませんし、そこまで到達しなければお返しするというか、残金になると考えております。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 分かりました。

それで、全体この受験は、小学生と中学生が対象と、こういう御説明だったかと思いますが、受験する会場ですが、小・中学生が一緒の会場、例えば3級を受けたときに小学生、中学生いると思うんですが、その会場についてはどうなんですか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） それは、もうお任せしてございまして、話に聞いていると、人数が、中学校などで多くなった場合には、青木中学校で一斉にみんなが集まって受験することはできるといふには伺っていますが、今のところは、その話ではなくて、それぞれが受験をして、補助の申請をいただいて助成をするという考え方で今のところはおります。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 分かりました。

それで、この英語検定は年間3回行われます。それでこの30万円、1回、2回、3回とあるんですが、これについて、30万円がどうなるかどうかお聞きします。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 本年度の考え方は、1人1回補助ということで考えておりますので、1回のみ補助になります。

本年度、これ初めて導入したケースですので、1年間の様子を見て、また来年度どうか再検討したいと考えております。

実際には、昨年検定をした数が十数人でありました。やっぱり少なかったなというふうに思いますが、現在のところまだ途中なんですけど、18人、それから小学生も1名おりますので、一定の効果はあったのかなと考えております。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 分かりました。

これ3回ございますので、例えば1回目で不合格になった方がおりました場合、2回目に再受験するかなというふうに思われます。これに対しての補助金の関係をお聞きします。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 本年度のところは、1回のみということで考えております。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） すみません。もう一つだけ、回答はよろしいかと思いますが、この英検3級につきましては、国の文科省の方針で、3級以上50%という方針が国のほうで出されているというふうに聞いております。これが今度60%以上、3級ですから2級とか上もあるんですが、それで、青木村の3級の状況ですが、今、急にお聞きしていますので、そういうようなデータが今、青木村で中学3年生の3級以上の方がどのくらいいるかどうか、お分かりでしたらお願いしたいと思います。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 実際にはつかんでおりませんが、昨年度の英検参加者数が十数名ということを見ると、まだまだ半分にも満たないという現実だろうと考えております。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） ありがとうございました。いずれにしてもこれ、国のほうでも英語に関してかなり力を入れておりますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（松澤正登君） ほかに質疑のある方。

沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） 私は、11、12ページの商工費でお願いします。

18の負担金補助、交付金の中で、田沢ふれあい温泉センターの補助金ということで3割、井戸と販売機ということですが、この3割になった経過等お聞きできるかと思いますし、また、これ村からの指定管理制度でやっております。この指定管理制度も、長年指定管理制度を取っておりますが、これについては財産権がどうしても地元にあるということで、指定管理制度を取っております。今回の補助事業の内容、もう少し詳しく御説明していただければと思います。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 御説明いたします。

ただいま御質問いただきました補助金の田沢ふれあい温泉センター補助金でございますけ

れども、135万5,000円の内訳は、まず田沢温泉源泉の井戸、こちらのほうのテレビカメラの調査業務です。こちらを275万円の3割分ということで、82万5,000円。

もう一つは、券売機を更新したいということでございまして、こちらの購入費用176万円に対しまして、その3割分52万9,000円の計上をさせていただいております。

御質問いただきました3割分の根拠でございますけれども、田沢温泉の源泉使用割合が村のほうで3割ということ、今までの補助金につきましても、おおよそ3割で補助をさせていただいておりますので、3割という金額を出させていただきました。

議員おっしゃるとおり、指定管理の委託料、入浴料の中で御負担していただければ一番のベストですけれども、臨時的な高額な出費でございましたので、今回村のほうで、補助を出させていただきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 杓掛議員。

○9番（杓掛計三君） 分かりました。

それともう一つ、現在の田沢温泉、もう一つ私心配しているのは、杓掛温泉なんです。

経営状況、指定管理になっていますから、長期間になりますもので、なかなか私どもが見る機会がないもので、今の経営状況、どのような状況になっているのかお聞きできればと思います。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 経営状況につきましては、具体的な経営状況、こちらのほうでも把握できていないところが現状でございます。

入浴の利用者数という観点から申し上げますと、令和4年1月から12月の利用状況でございますが、田沢温泉の有乳湯につきますと5万9,600名、杓掛温泉の小倉乃湯は9,700名の方に御利用いただいております。そのそれぞれの入浴料足し上げていただけるような数字になろうかと思いますが、田沢温泉のほうは数字からいっても、まあまあの数字ではないかと思っておりますが、杓掛温泉等については、大変厳しい運営状況というのがこちらのほうでも承知しているところでございます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 杓掛議員。

○9番（杓掛計三君） そんな運営です。今回、田沢温泉のこのことは、青木村の一番の観光の元になっておりますもので、これをやることについては、私は賛成でございます。

特に私、心配しているのは、沓掛温泉なんですけれども、沓掛温泉については、なかなか来客数が少ない中での運営が、かなり厳しいのではないかなということを感じております。

そうすると、沓掛温泉のほうの源泉等のまた整備等、いろいろなところが起きた場合、3割ではちょっと沓掛温泉のほうは、成り立つのかなという感じなんですけれども。

今後、この優良温泉、大事にしていかなくちゃいけないんですけれども、指定管理させていただいているんですけれども、今後、どのような考え方を持って、どうやって運営し、それをどうやって補填していくのか、そこら辺のところお聞きできればと思います。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 議員おっしゃるとおり、沓掛温泉につきましては大変厳しい運営状況ということ、こちらのほうでも認識しておりまして、特に、ぬる湯とはいいましても、沓掛のほうは、この高額燃料費の中で加温もしていかなければいけないということで、かなり維持費もかかっていることは承知しております。

地元の温泉の役員さん等の御意見、御要望も伺いながら、また議員の皆さんのほうからも御理解もいただきながら、今後運営のほう安定運営に努めていきますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上でございます。

○9番（沓掛計三君） あと1点いいですか。どうもありがとうございました。

温泉についてですけれども、これ最後、村長さんにお聞きしたいんですけれども、この2つの温泉大事だということ、私申し上げましたけれども、守っていくにも金もかかりますけれども、そこら辺、村長さんの構想としては、どんなような構想で行ければ一番いいのかなということをお聞きできればと思います。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） ここ3年間余、灯油が値上がりしたり、コロナでお客さんが来なかったりして、大変経営の厳しい間が4年ほど続いたかというふうに思っております。最近は少し元に戻りました。

沓掛温泉に限っていえば、遊歩道の整備とか、石芋公園の整備とかということをし、観光施設の整備をしたり、それから代替わりした温泉旅館が非常に頑張ってくれていますので、そんなことも期待したいというふう思っております。

田沢温泉、沓掛温泉についてでありますけれども、青木村にこの温泉があれば、本当に普通の村なんですけれども、田沢温泉、沓掛温泉という非常に名湯があることによりまして、

青木村に観光客を呼び込む一つのツールとして、大変大事なものというふうに認識しております。

近々、国民保養温泉協会というのがありまして、その全国大会を青木村で開催するなど、全国的にも情報発信をしっかりとやる。

そして、道の駅に来られた方も年間推定60万余いるわけでありますので、日帰り含めて、田沢温泉、沓掛温泉に行っていただくような、そんなシステムをつくっているところがございます。

また、しっかり温泉を応援していきたいと、あるいは観光の目玉として私どもも一緒にやっていきたいというふうに思っております。

○議長（松澤正登君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） はい。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 3問質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、同じく11、12ページ、土木費に関わる部分で、工事請負費並びに公有財産購入費、いずれも当郷国道北5号線の整備というふうな御説明承っております。

竹内製作所新設工事に関わる工事用の大型トラックの頻繁な往来によって地盤が緩み、あちこちアスファルトがめくれ、通行に支障を来している現状でございます。改良してもらえることを望んでいたところ、この提案があり、大変ありがたいというふうに思っているところであります。

さて、説明の中で西側にガードレールというふうなお話もございましたが、この場所についてもう一度御説明ください。

○議長（松澤正登君） 建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それではお答え申し上げます。

ガードレールの設置につきましては、竹内製作所の北側に走っている村道浦野青木線と申しますが、村道浦野青木線の端から今回整備する当郷国道北5号線のほうに向かって約77メートル区間にガードレールを設置するという予定でございます。

細かな端数のメートルになっておりますけれども、その途切れたところから先につきましては電柱があって、そこからさらに国道側に向かっては、竹内製作所の約1.8メートル近いフェンスがあって、転落防止等の安全対策が取られておりますので、今回ここにガードレール

ルを設置することで、通行する方歩行者を含めて安全対策が講じられるということで、予算を計上させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 了解いたしました。この提案があつて以降場所を見て、確かにガードレールが必要な場所だなということを認識しております。

さて、竹内製作所が、いよいよ9月から稼働というふうになっておりますけれども、大型トラックによる材料や製品の搬入、搬出経路は、この5号線なのか、それとも正面玄関となる3号線なのかどちらなのでしょう。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） お答え申し上げます。

結論的に申し上げますと、道路自体は公道ですから、どの道を通つてはいけないと規制はできないわけですが、工事前から当郷区を中心に、交通安全対策の御要望をたくさんいただいております。

そうした中、今、竹内製作所と村におきまして、操業に関する協定書というものを締結するべく下準備、下打合せをしているところでございます。その中で、当郷区からの要望等も踏まえて、大型トレーラー等の搬入、搬出につきましては、当郷国道北3号線、6号線を中心とした道路を通つていただくことを要望して、協定書の中でも盛り込む中で、それ以外のところは極力避けていただくような形の協定を結んで、安全対策を確保していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 竹内製作所の西側にゲート付きの大きな広い入り口とありますが、ありますが、大型のものは、あそこから入るのかなと予想はしていたところなんです、3号、6号回るということは、正面玄関から入ることが多いということですか。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） すみません。ちょっと言葉足らずの説明で恐縮です。

先ほど、3号、6号中心ということで申し上げました、今、議員さんからおっしゃられたとおり、西側には大型のゲートがありまして、中に搬入するときに、国道から3号に入って真つすぐ東南の角、竹内製作所の敷地に入ってその後、また同じ道を出る場合があるのか、

西側のほう回って6号線を通って、また国道に戻って行くのかと。その辺のルート帯についても具体的な説明、考え方というのは、まだ詰めている段階でございますので、5号線を全く通らないかといったら、そういうようなことはもちろんなくて、一部通ることはありますが、今までのようにライスセンターの角を鋭角に入っただけの往来というのは、極力避けていただくような形で協定をお願いしてまいりたいというふうに現時点で考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） なぜ、このような質問をしたかということなんですが、今回工事の中で、大型車両が多く通行する中で、大分道路が傷んだなというふうなことを実感しているところでございます。

つきましては、今回かなりの額をかけて村道改修するわけですが、大型トラックあるいはトレーラー等が通行した場合に耐え得るような設計、舗装の厚みとか、そういったことについては、どのようになっているのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 稲垣農林建設課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 今回約220メートル区間を新たに道路改良するという計画ですが、下層路盤まで含めてやるということで、さらに6号線等の道路改良でも採用した、いわゆる支持力を補強するためのジオテキスタイルというものを敷設することによって、大型トレーラーが通っても耐えられるような舗装にしたいということで、設計を組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） それを聞いて安心をしたところです。

もう一点、二点、安全面ということで、1つはセンターラインを引く予定はあるのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 今回この5号線につきましては、現道を拡幅する予定はありません。あくまでも現道の幅員を舗装するということになりますので、現時点では考えておりませんが、またそういったことが、舗装構成、道路幅員の構成上可能かどうか、また御要望等があれば関係する警察等とも協議しながら、できるかどうか検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 御答弁のとおり、幅員等に関係するかと思いますが、実際この間あそこを走ってみて、工場の大型トラックと行き違いすることが多くありました。そうした場合に、センターラインがあれば安全確保上いいかなと思いつながら走っていた次第ですので、また御検討をお願いします。

もう一点、歩行者の安全確保という面ではいかがお考えでしょうか。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 今回、補正予算で計上しました5号線につきましては、提案説明申し上げましたとおり、舗装の全幅改良約220メートルとガードレールの設置というところまで考えておきまして、歩行者の安全対策についてこの予算では、特段計上してございません。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 幅員を広げるとかということまで要望しているわけではなくて、路側帯のラインであるとか、あるいはそこにカラー舗装するとか、そういったことも考えていただければなということ要望申し上げておきたいと。つまり、あそこは意外と特に朝、夕散歩をしている方、高齢者、特に多くおりますので、そういった歩行者の安全対策、あるいは場合によっては、通学路となることも考えられるかもしれませんので、そういった点での安全対策をできるだけ取っていただきたいということを要望申し上げます。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） すみません。先ほどの御質問の中の大型トレーラー等の通行につきましては、通行する時間帯も含めて、特に歩行者の皆さんの安全確保を考えるという観点に重きを置いて、竹内と協議をしてみたいと考えておりますし、今の5号線のことにつきましては、以前にも議員さんのほうから御質問、御要望等いただいております3号線、6号線、また村道大庭線等の歩行者の安全対策について、今、村の内部のほうで協議をしておりますので、そこにこの5号線も加えた中で、どんな方法が取れるのかということを検討をしてみたいと、また地元区、また議員さんのほうに御相談する中で、安全対策工事を施工をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） よろしく申し上げます。ありがとうございました。

2点目の問いですが、同じページの教育費に関わりまして、一番下にあります大法寺の防災設備に関わってです。

御説明では本年度分というふうな、追加の部分というふうに伺いました。昨年の予算にも273万8,000円が計上されておりますが、この昨年度と今年度の事業の違いはどんなところでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 昨年度、大法寺の三重塔の周りの防災設備を実施したところなんです。年度途中で、三重塔にある空気が破損していることが分かりまして、そうすると消防署で工事が終わったという許可が下りないんです。

だから、ざっくり言うと、その破損した箇所を今年修復して、そして消防署が工事終わりました、防災設備オーケーですというその証明を出してもらおうという、新たな工事を今年度行っているというところが一番分かりやすい説明になります。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 申し訳ありません。その空気がって、どのようなものをいうのでしょうか、申し訳ないです。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 空気がというのは、塔の軒に細い管がありまして、火が燃え出した場合には、その管が破裂するのかなということで、火事があったということを通報するというそういう設備です。何ていうか、熱感知器といったほうがいいかな、というそれが破損しているんで、許可が下りなかったというところなんで、ぜひこれはやらなければいけない工事になったというので、しかも国にそれを新たに認めてもらえたので、村としてはありがたかったかなと思っております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） すみません。ありがとうございました。

そうしますと、工事自体も、それが終わればこの工事は終了ということでしょうか。そうしますと、去年度と今年度の経費で、全て賄えるということかと思いますが、今回のこの防災設備において、ただいま空気の説明いただきましたけれども、全体的にどのような防災設備が整ったのか、そこを教えてください。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 幾つかあって、すぐ、全部答えられる自信ないんですが、まず夜、人が入ってくると、その人の動きを感知して警報を出す。

それから、炎が上がった場合には、その炎を見て、感知して警報を出す。その警報は、大法寺の和尚さんの住んでいるおうちのところに、通報が行くようになっている。それからそれは、炎を見て熱を感知する。あるいは、空气管のように見てではなくて、熱を感知する空气管もある。

それから、あとは例えば山火事で山が燃えてきた、その火が飛んできて大法寺は三重塔の屋根に燃えついた場合、火事が起きる。それを防ぐために、放水銃という装置で、水を塔の上から滝のようにかけて、その火が燃え移らないようにする。あるいはそれは、ほかのところの火事についても、事前に水をかけて燃え移らないようにするという、それが自動で、一人がスイッチを押すことで、自動でスイッチが入って動きながら放水をするという。たった一人でも、何とか火事から守ることができるという、そういう装置にもなっています。

ざっと言うとなんところなんですが、もっと詳しく言うと、さらに綿密な防災設備になっていると思います。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ありがとうございます。

文化財、とりわけ国宝、地元にあるわけで、それを守っていくことは、私たち村民の大事な役割かなというように思っているところです。

今、御説明いただいたような設備が整ってきたということ、村民、意外と知らずにいるのかなという気もしておりますので、そんなことも広報して、こんなことができるんだよということをしていただければと思いますが。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） この工事全体完成しましたら、関係者、例えば消防署だとか、消防団だとか、水道関係だとか、もちろん文化財だとか、地元の皆さん、大法寺さん入れて、完成前の検査という形で実施したい。出来高とか、それから美術館の方もいらっしゃいます。関係者全部集めて、誰でもスイッチ押せるような状況をつくる。今、教育長が申しあげましたようなことも、みんなでPRしながらというふうに思っております。

完成の次は、しっかりこれができるような体制を整えます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ありがとうございます。広報紙等での情勢もお願いしたいなというふう思うところです。

最後にもう一点ですが、次のページの未来創造館の受信料の補正ですが、私、説明を聞き損なってしまうていたんですけれども、これを年度当初ではなく、補正で盛り込んだ理由は何でしょう。

○議長（松澤正登君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） NHKの放送受信料ということで新たにお願いしたものですから、私たちの認識では、五島慶太未来創造館あるいは図書館にテレビというのはあるんですけども、NHKとかSBCを見ていないんです。

だから、当然それは発生しないものと思っていたんです。ところがNHKさんの調査で、何というかな、受けるための装置はそこに入っていると。入っていた場合には、もうその時点で受診料が発生するんだということを指摘されまして、それならもう払わざるを得ないなということ、年度途中で気がついてお願いしたと、こういう経緯であります。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 今の説明ですと、図書館と創造館と両方合わせての額ということなんでしょうか。

○議長（松澤正登君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） 説明があれだった、五島慶太未来創造館の部分であります。図書館にも……ちょっとお待ちください。

○議長（松澤正登君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） 失礼しました。図書館は払っている。新たに五島慶太未来創造館で払う。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 細かいことで恐縮ですが、創造館でテレビを受診する場面というのはどんな場面ですか。

○議長（松澤正登君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） ちょっとそこは、もう一回調べてみます。

実際に、テレビはあるんです。テレビというか放送機はあって、そこに常に流しているのが五島美術館にある源氏物語の絵巻だとか、それから、五島慶太翁の肉声を流しているわけですが、それでそこがNHKには通じていないので、いいんだろうというふうに油断してい

たところが、実はそういう設備があそこにも入っているということが新たに分かったという、今のところ、私の説明はそこしかできませんが、よろしくお願いします。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 了解するところですがけれども、受診をしていないのに受信料を払うというのは、法律上はそうなっていることは存じ上げておりますけれども、何だなという気がして、ある面では受信装置ではなくVTRを流すだけの装置というふうなことができないのかなんて思うところであります。また、御検討ください。

以上です。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

金井議員。

○7番（金井とも子君） すみません。消防費についてお伺いいたします。

12ページ。真ん中辺ですが、備品購入費、備品の購入だと思いますが、装備品の内容について分かったら教えていただきたいと思えます。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 議案説明の中でも御説明申し上げたんですが、宝くじの助成金です。市町村振興協会の地域活動助成金が採択となりまして、こちらのほうで申請、お願いをしておりましたものについて、採択になったということで購入させていただくものでございます。

内容につきましては、アルミ製のワンタッチテント。簡単に張ったり、閉じたりができるというようなテントを、新たに大きいものとか小さいもの、合わせて5張り購入するという事で計上させていただいております。

○議長（松澤正登君） 金井議員。

○7番（金井とも子君） すみません。聞き漏らしたのかもしれませんが、ありがとうございました。

下奈良本の消防庫の設置工事の予算も計上されておりますけれども、この下奈良本の消防庫の関係とはないということによろしいですか。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 御質問のとおり、下奈良本区の消防庫の工事とは全く関係ございません。

○議長（松澤正登君） 金井議員。

○7番（金井とも子君） もう一つ、ちょっと見当外れの御質問させていただきます。

災害時に停電した場合、避難して各公民館等に避難した場合ですけれども、停電しておりますと携帯電話などの充電ができないということがございますけれども、そういった場合の電源の確保は、たしかされていたと思いますけれども、いかがでございましょうか。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 御質問のとおり、停電時の電源の確保というのが重大な問題だというふうに認識をしております。

現状は各区に発電機をお配りしておったり、あるいは各区で調達をさせていただいているものもございますし、最低限の電源というのは、その発電機の中で賄えるかなというふうには思っています。

また、村のほうでもその辺のところをちょっと想定いたしまして、車についても順次ですけれども、電気自動車、何というんですか、装置を間に挟むことによって、家庭用の電源で、バッテリーを使うことができるようなものも予備していますので、順次またそのような対応も進めていくようになるかなというふうに思っています。

○議長（松澤正登君） 金井議員。

○7番（金井とも子君） ありがとうございます。一部住民の方から、そういった停電のときに携帯電話の充電が困るんじゃないかというような質問がありましたので、ちょっとお聞きいたしました。十分準備されているということで、伝えたいと思いますので、もしできましたら、村民の方々にも周知をしていただけるといいかなと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

宮下議員。

○8番（宮下壽章君） 土木費のところでございますが、18番の負担金補助及び交付金の部分で、急傾斜地崩壊対策事業負担金ということで、これ沓掛温泉の湯原地区というふうに御説明いただいたと思うんですが、沓掛の共同浴場から駐車場の辺で、昨年度の末頃ですか、あそこボーリング調査していたのは承知しています。その結果で、あそこも急傾斜地になっていますので、崩落の危険性があって、何か工事しなければならないのか、60万円という金額ですけれども、そういう防護するための工事とすれば60万円だと、それほど大きな工事じゃないなと思っているんですが、御説明いただきたいんですがよろしく願いします。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） お答え申し上げます。

箇所につきましては、今、宮下議員から御指摘があったとおりの場所でございます。

今回こちらの60万円につきましては、県のほうの事業費1,200万円の5%負担金ということで60万円計上させていただいております。

この事業費を使って、県のほうでは、地質調査と解析業務を行うこととしておりまして、まだどういった範囲で、どういった方向によって対策を取るのかということまで至っていないという、まだ調査段階、解析業務として今回の負担金を納入させていただくものということで県からお聞きしております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 宮下議員。

○8番（宮下壽章君） それでは、一応工事とすれば1,200万円ぐらいの工事になるということですか。それで、あそこ、ちょっと傾斜きついから、きっと恐らく崩落の危険性があるのかなと思うんですが、まだ、じゃ工事の内容もどのようにするかというのは、確定していないということですか。はい、分かりました。

○議長（松澤正登君） 回答いいですか。

ほかにございますか。

[発言する声なし]

○議長（松澤正登君） 質疑ありませんので、これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（松澤正登君） 討論終結、議案第5号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第5号 令和5年度青木村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） それでは、次へ進めます。

議案第6号 令和5年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算についてを議題として、質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、議案第6号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第6号 令和5年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎陳情第1号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 次、陳情第1号 「青木村太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例」に対する陳情書についてを議題とします。

本件は、先ほど委員長より報告が済んでいる案件となります。

それでは質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方。ありますか。

〔発言する声なし〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

陳情第1号は原案のとおり採択することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手少数〕

○議長（松澤正登君） 賛成少数。

陳情第1号 「青木村太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例」に対する陳情書については、不採択することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（松澤正登君） お諮りします。

本定例会の会議に付されました事件は全て終了しました。

よって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和5年第2回青木村議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前10時49分

令和五年

第二回〔六月〕定例会

青木村議会議録

令和五年

第二回〔六月〕定例会

青木村議会議録